

第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第1章 総 則

(目的)

第1条

この規定第2編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第64条の3第1項の規定に基づき、福島第一原子力発電所5号炉及び6号炉に係る原子炉施設（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉との共用施設を含む。本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条

発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。

(関係法令及び保安規定の遵守)

第2条の2

社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

2. 原子力・立地本部長及び原子力品質監査部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに基づき次の事項を実施する。

(1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。

(2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。

(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。

3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。

(安全文化の醸成)

第2条の3

社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成の基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

2. 原子力・立地本部長及び原子力品質監査部長は、安全文化を醸成するため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに基づき次の事項を実施する。

(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を年度毎に策定する。

(2) 第3項の安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。

(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。

3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。

第2章 品質保証

(品質保証計画)

第3条

第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。

【品質保証計画】

1. 目的

本品質保証計画は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。

3. 用語の定義

以下を除き JEAC4111 の定義に従う。

~~特定原子力原子力発電~~施設：福島第一原子力発電所を構成する構築物，系統及び機器等の総称

原子力施設情報公開ライブラリー：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。)

BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条及び第107条において同じ。)

4. 品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

- (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(2) 組織は、次の事項を実施する。

- a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を「Z-21 原子力品質保証規程」に定める。
- b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図1のとおりとする。
- c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。
- d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。
- e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
- f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。

(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性を基本として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて必要に応じて以下の事項を考慮する。

- a) プロセス及び~~特定原子力原子力発電~~施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度
- b) プロセス及び~~特定原子力原子力発電~~施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティ

の程度

- c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
- d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度
- e) 運転開始後の~~特定原子力原子力発電~~施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの

難易度

(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。

(5) 組織は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、「7.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。

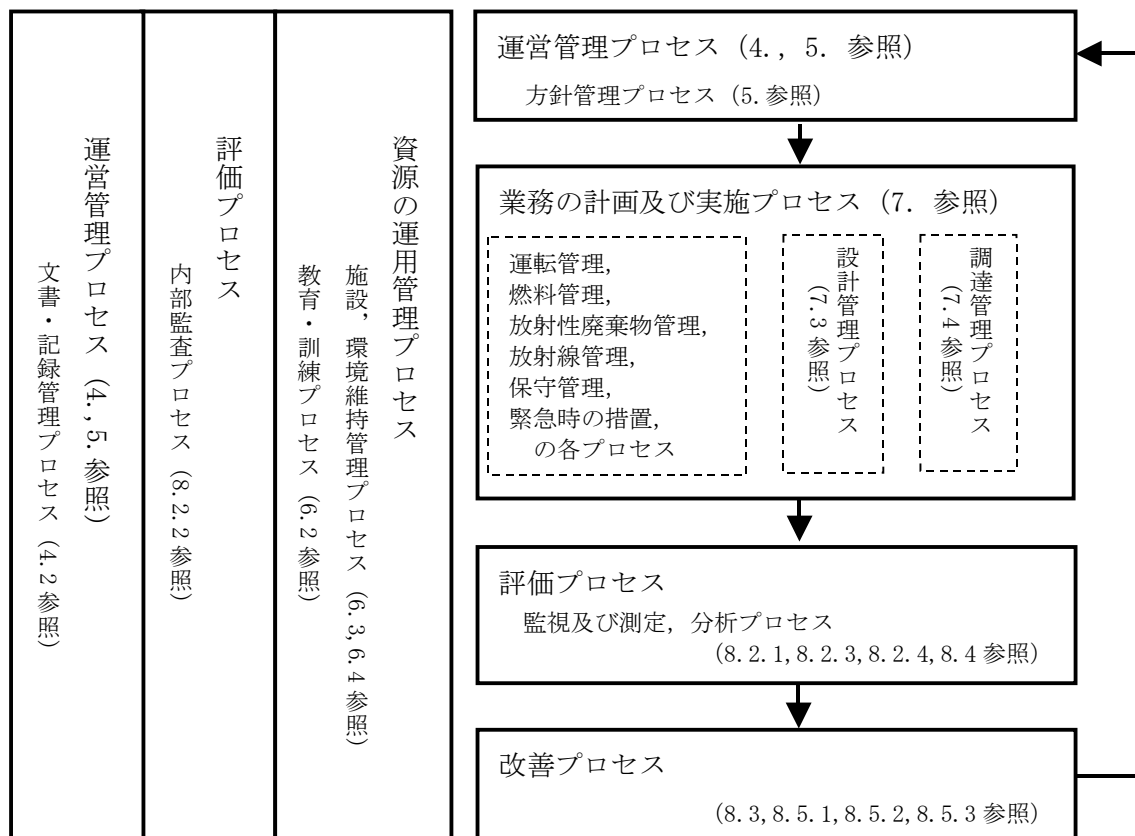


図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。

a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明

b) 以下の品質マニュアル

①本品質保証計画、②原子力品質保証規程（Z-21）

c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録

第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書番号	管理箇所
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	NQ-12	原子力品質・安全部
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本 マニュアル	NQ-11	原子力品質・安全部

d) 組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した記録を含む文書

①以下の文書

第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書番 号	管理箇所	第3条以降の 関連条文
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施 基本マニュアル	NK-17	原子力・立地業 務部	第10条
5.5.3	5.5.3	保安管理基本マニュアル	NM-24	原子力運営管理 部	第6条～第9条
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実 施基本マニュアル	NK-18	原子力・立地業 務部	—
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニ ュアル	NK-20	原子力・立地業 務部	第118条～第120条
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	NM-51	原子力運営管理 部	第7条, 第11条の2, 第12条 ～第78条, 第84条, 第87条, 第94条, 第95条, 第108条～ 第117条, 第120条, 第121条
		燃料管理基本マニュアル	NM-52	原子力運営管理 部	第19条～第23条, 第25条～ 第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～ 第86条, 第103条, 第104条, 第120条
		放射性廃棄物管理基本マ ニュアル	NM-54	原子力運営管理 部	第87条～ 第90条, 第120条, 第88条
6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所瓦 礫等管理マニュアル	FS-57- RE-002	放射線・環境部	第87条の2
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	気体の廃棄物の管理マニ ュアル	FS-57- RE-001	放射線・環境部	第89条, 第90条, 第120条
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	保守管理基本マニュアル	NM-55	原子力運営管理 部	第90条, 第102条, 第107条, 第107条の2, 第120条
6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所放 射線管理基本マニュアル	NM-58	原子力運営管理 部	第92条～第9 98 条, 第100条 ～第106条, 第120条
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立 入者登録管理マニュアル	NK-58-1	原子力・立地業 務部	第95条, 第95条の2
		福島第一原子力発電所線 量管理マニュアル	NK-58-2	原子力・立地業 務部	第99条, 第120条
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション 基本マニュアル	NM-21	原子力運営管理 部	—
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	NE-16	原子力設備管理 部	—

第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書番 号	管理箇所	第3条以降の 関連条文
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	NE-14	原子力設備管理部	—
		原子燃料調達基本マニュアル	NC-15	原子燃料サイクル部	—
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	NM-13	原子力運営管理部	第19条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条～第44条, 第47条, 第49条～第54条, 第57条, 第60条, 第63条, 第81条, 第84条, 第107条, 第120条
8.2.4	8.2.4	運転管理基本マニュアル	NM-51	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条～第54条, 第58条, 第60条, 第61条, 第67条, 第84条, 第120条

- ②発電所品質保証計画書
- ③要領, 要項, 手引等の手順書
- ④部門作成文書
- ⑤外部文書
- ⑥上記①②③④⑤で規定する記録

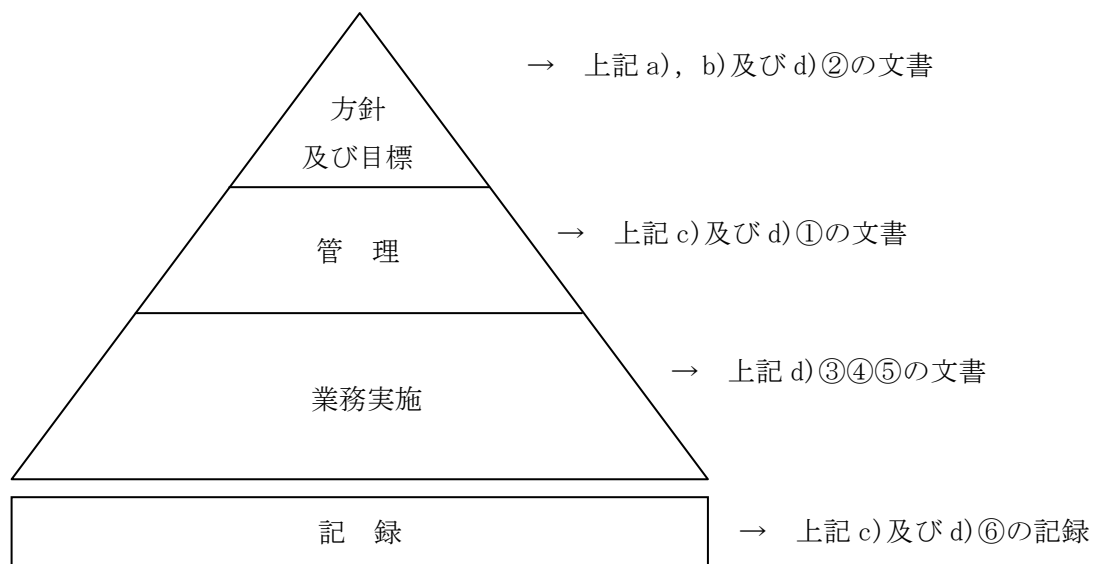


図2. 品質マネジメントシステム文書体系図

4.2.2 品質マニュアル

組織は、品質マニュアルとして本品質保証計画を含む「Z-21 原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。

4.2.3 文書管理

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。
- (2) 次の活動に必要な管理を「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。
 - a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。
 - b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
 - c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。
 - d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
 - e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
 - f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
 - g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

4.2.4 記録の管理

- (1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を管理する。
- (2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。
- (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能であるようにする。

5. 経営者の責任

5.1 経営者のコミットメント

社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。

- a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
- b) 品質方針を設定する。
- c) 品質目標が設定されることを確実にする。

- d) マネジメントレビューを実施する。
- e) 資源が使用できることを確実にする。

5.2 原子力安全の重視

社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする（7.2.1 及び 8.2.1 参照）。

5.3 品質方針

社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。

- a) 東京電力の経営理念に対して適切である。
- b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。
- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューされる。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

- (1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) a) 参照）を設定することを確実にするために、「NK-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。
- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

社長は、次の事項を確実にする。

- a) 品質目標に加えて 4.1 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。
- b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れるよう管理する。

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

社長は、全社規程である「Z-10 職制および職務権限規程」を踏まえ、保安活動を実施するための責任及び権限が第 5 条（保安に関する職務）及び第 9 条（主任技術者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。また、社長は第 4 条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「Z-10 職制および職務権限規程」に基

づく保安活動への支援を確実にする。

5.5.2 管理責任者

- (1) 社長は、原子力品質監査部長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。
- (2) 原子力品質監査部長の管理責任者としての責任及び権限
 - a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。
 - b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。
 - c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。
- (3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限
 - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く）の確立、実施及び維持を確実にする。
 - b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く）の成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。
 - c) 組織全体（原子力品質監査部除く）にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

5.5.3 内部コミュニケーション

社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、マネジメントレビューや原子力発電保安委員会等を通じて、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

- (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「NK-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。
- (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。
- (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。

5.6.2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。

- a) 監査の結果
- b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
- c) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果
- d) 予防処置及び是正処置の状況
- e) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
- f) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- g) 改善のための提案

5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット

- (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。
- a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善
 - b) 業務の計画及び実施にかかわる改善
 - c) 資源の必要性

6. 資源の運用管理

6.1 資源の提供

組織は、人的資源、特定原子力原子力発電施設、作業環境を含め、原子力安全に必要な資源を提供する。

6.2 人的資源

6.2.1 一般

原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する。

6.2.2 力量、教育・訓練及び認識

組織は、次の事項を「NK-20 教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。

- a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。
- c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。
- d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
- e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。

6.3 ~~特定原子力原子力発電~~施設

組織は、原子力安全の達成のために必要な~~特定原子力原子力発電~~施設を「NM-55 保守管理基本マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。

6.4 作業環境

組織は、放射線に関する作業環境を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する作業環境を含め、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。

7. 業務の計画及び実施

7.1 業務の計画

- (1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスを計画し、運転管理（緊急時の措置含む）、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。
- (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1 参照）。
- (3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。
 - a) 業務に対する品質目標及び要求事項
 - b) 業務に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性
 - c) その業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準
 - d) 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）
- (4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。

7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス

7.2.1 業務に対する要求事項の明確化

組織は、次の事項を「業務の計画」（7.1参照）において明確にする。

- a) 業務に適用される法令・規制要求事項
- b) 明示されていないが、業務に不可欠な要求事項
- c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて

7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー

- (1) 組織は、「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務に対する要求事項をレビューする。このレビューは、業務を行う前に実施する。
- (2) レビューでは、次の事項を確実にする。

- a) 業務に対する要求事項が定められている。
 - b) 業務に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4参照）。
- (4) 業務に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。
- (5) 業務に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

7.2.3 外部とのコミュニケーション

組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「NM-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。

7.3 設計・開発

組織は、特定原子力原子力発電施設を対象として、「NE-16 設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。

7.3.1 設計・開発の計画

- (1) 組織は、特定原子力原子力発電施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。
- (2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。
- a) 設計・開発の段階
 - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認
 - c) 設計・開発に関する責任及び権限
- (3) 組織は、効果的なコミュニケーション及び責任の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。

7.3.2 設計・開発へのインプット

- (1) 特定原子力原子力発電施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。
- a) 機能及び性能に関する要求事項
 - b) 適用される法令・規制要求事項
 - c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
 - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 特定原子力原子力発電施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性

をレビューする。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないようにする。

7.3.3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認を受ける。
- (2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。
 - a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
 - b) 調達、業務の実施に対して適切な情報を提供する。
 - c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
 - d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な特定原子力原子力発電施設の特性を明確にする。

7.3.4 設計・開発のレビュー

- (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1 参照）体系的なレビューを行う。
 - a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
 - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。

7.3.5 設計・開発の検証

- (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1参照）検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。

7.3.6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 結果として得られる特定原子力原子力発電施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも、特定原子力原子力発電施設の使用前に、妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。

7.3.7 設計・開発の変更管理

- (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。
- (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の**特定原子力原子力発電施設**を構成する要素及び関連する**特定原子力原子力発電施設**に及ぼす影響の評価を含める。
- (4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。

7.4 調達

組織は、「NE-14 調達管理基本マニュアル」及び「NC-15 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。

7.4.1 調達プロセス

- (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。
- (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
- (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。
- (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。
- (5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。

7.4.2 調達要求事項

- (1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。
 - a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項
 - b) 要員の適格性確認に関する要求事項
 - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
- (2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。

7.4.3 調達製品の検証

- (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。
- (2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及

び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。

7.5 業務の実施

7.5.1 業務の管理

組織は、「業務の計画」（7.1参照）に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。

- a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視及び測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが実施されている。

7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 業務の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。
- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。
 - a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
 - b) 設備の承認及び要員の適格性確認
 - c) 所定の方法及び手順の適用
 - d) 記録に関する要求事項（4.2.4 参照）
 - e) 妥当性の再確認

7.5.3 識別及びトレーサビリティ

- (1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を識別する。
- (2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務の状態を識別する。
- (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4 参照）。

7.5.4 組織外の所有物

組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4 参照）。

7.5.5 調達製品の保存

組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。

7.6 監視機器及び測定機器の管理

- (1) 業務に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。
- (2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。
- (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「NM-55 保守管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。
 - a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。
 - b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
 - c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。

さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。組織は、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。

- (4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。

8. 評価及び改善

8.1 一般

- (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。
 - a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。

- b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
 - c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。

8.2 監視及び測定

8.2.1 原子力安全の達成

組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「NM-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。

8.2.2 内部監査

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で「NA-19 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。
- a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7.1 参照）に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
 - b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。
- (2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。
- (3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任、並びに要求事項を「NA-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。
- (4) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。
- (5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める（8.5.2 参照）。

8.2.3 プロセスの監視及び測定

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「NK-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」（第10条（原子炉施設の定期的な評価）を含む）に基づき、適切な方法を適用する。
- (2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証する

ものとする。

- (3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。

8.2.4 検査及び試験

- (1) 組織は、特定原子力原子力発電施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「NM-13 検査及び試験基本マニュアル」及び「NM-51 運転管理基本マニュアル」に基づき、特定原子力原子力発電施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4 参照）。
- (2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。
- (3) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を記録する（4.2.4参照）。
- (4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該特定原子力原子力発電施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。

8.3 不適合管理

- (1) 組織は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。
- (3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。
- a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
 - b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。
 - c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。
 - d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。
- (5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。
- (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。

8.4 データの分析

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、「NK-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
 - a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8.2.1 参照）
 - b) 業務に対する要求事項への適合（8.2.3 及び 8.2.4 参照）
 - c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び特定原子力原子力発電施設の特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照）
 - d) 供給者の能力（7.4 参照）

8.5 改善

8.5.1 継続的改善

組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

8.5.2 是正処置

- (1) 組織は、再発防止のため、「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、不適合の原因を除去する処置をとる。
- (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。
 - a) 不適合の内容確認
 - b) 不適合の原因の特定
 - c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
 - d) 必要な処置の決定及び実施
 - e) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照）
 - f) とった是正処置の有効性のレビュー

8.5.3 予防処置

- (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、その原因を除去する処置を決める。

- (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。
- (3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。
 - a) 起こり得る不適合及びその原因の特定
 - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
 - c) 必要な処置の決定及び実施
 - d) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照）
 - e) とった予防処置の有効性のレビュー

第3章 体制及び評価

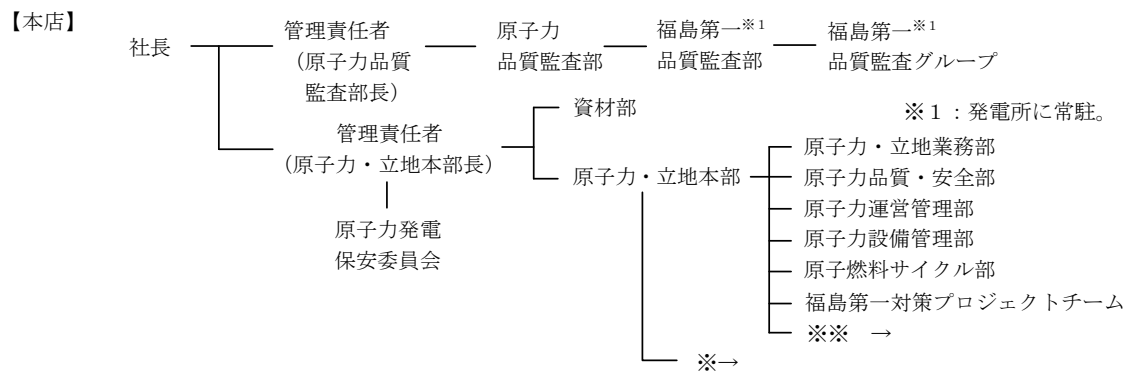
第1節 保安管理体制

(保安に関する組織)

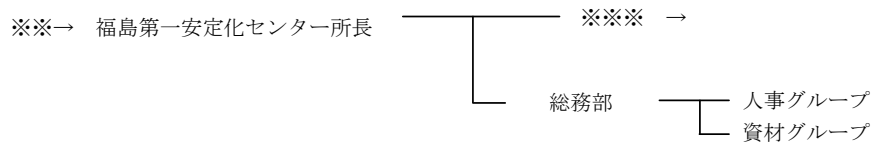
第4条

発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

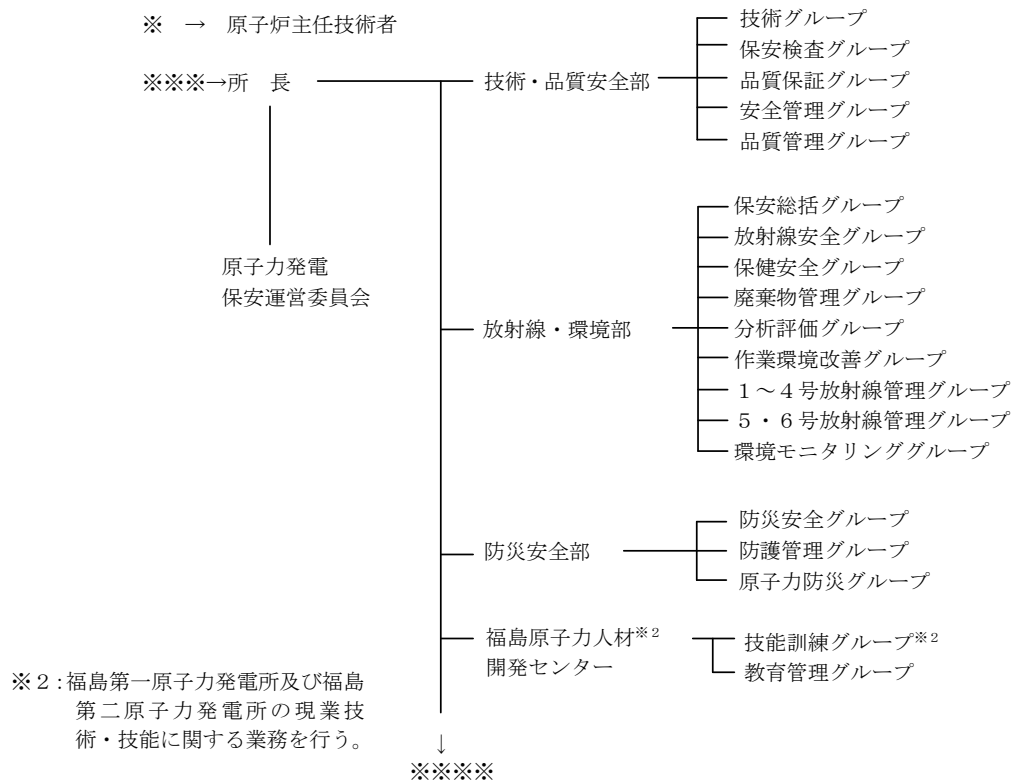
図4

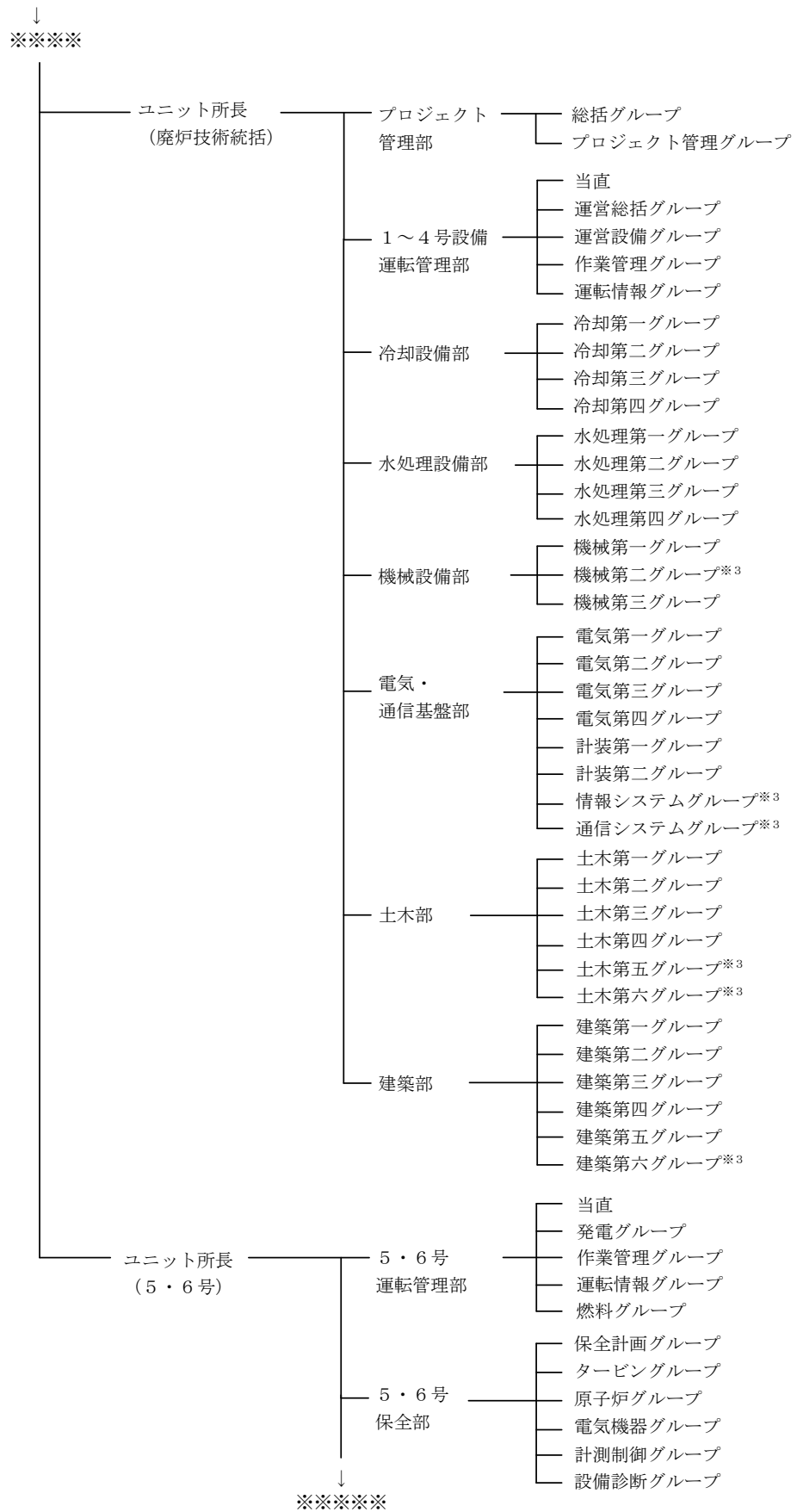


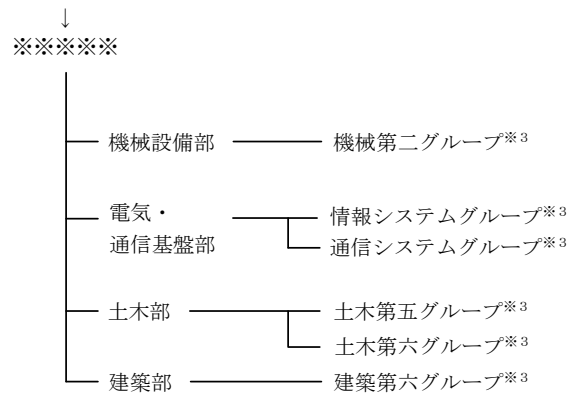
【福島第一安定化センター】



【福島第一原子力発電所】







※3：機械第二グループ，情報システムグループ，通信システムグループ，土木第五グループ，土木第六グループ及び建築第六グループは，それぞれ1グループで1～6号炉を所管する。

(保安に関する職務)

第5条

保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者（以下「主任技術者」という。）を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
 - (2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部に限る。）。
 - (3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。
 - (4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一対策プロジェクトチーム、福島第一安定化センター（以下「安定化センター」という。）及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部を除く。）。
 - (5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。
 - (6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。
 - (7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。
 - (8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。
 - (9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。
 - (10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。
 - (11) 福島第一対策プロジェクトチームは、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに実施計画の策定及び見直しに関する業務を行う。
2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務（発電所所管業務を除く。）は次のとおり。
- (1) 福島第一安定化センター所長（以下、「安定化センター所長」という。）は、原子力・立地本部長を補佐し、福島第一原子力発電所の業務（福島第一対策プロジェクトチーム所管業務を除く。）を統括管理する。

- (2) 人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。
- (3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。
3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務（安定化センター所管業務を除く。）は次のとおり。
- (1) 所長は、原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し、発電所における保安に関する業務（福島第一対策プロジェクトチームが所管する業務を除く。）を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。
- (2) 技術グループは、原子力技術の総括及び原子炉安全の総括（安全評価を含む。）に関する業務を行う。
- (3) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。
- (4) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。
- (5) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。
- (6) 安全管理グループは、保安管理及び不適合管理に関する業務を行う。
- (7) 保安総括グループは、安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第 11 条による。以下、本条において同じ）のうち、放射線管理の総括、放射線防護に係る装備品の管理及び計測器の管理（環境モニタリンググループ及び機械第二グループが所管する業務を除く）に関する業務を行う。
- (8) 放射線安全グループは、安全確保設備等のうち、出入管理及び放射線防護教育に関する業務を行う。
- (9) 保健安全グループは、安全確保設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。
- (10) 廃棄物管理グループは、安全確保設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理及び固体廃棄物貯蔵庫管理に関する業務を行う。
- (11) 分析評価グループは、安全確保設備等のうち、液体廃棄物の放出管理、1～4号水質管理及び分析・データ評価に関する業務を行う。
- (12) 作業環境改善グループは、安全確保設備等のうち、構内施設（免震重要棟など）の放射線測定（1～4号放射線管理グループ及び5・6号放射線管理グループ所管業務を除く。）及び構内除染推進に関する業務を行う。
- (13) 1～4号放射線管理グループは、安全確保設備等の放射線管理に関する業務（分析評価グループ及び作業環境改善グループ所管業務を除く。）を行う。
- (14) 5・6号放射線管理グループは、5号炉及び6号炉に係る放射線管理に関する業務（作業環境改善グループ所管業務を除く。）を行う。
- (15) 環境モニタリンググループは、安全確保設備等のうち、発電所内外の陸域・海域のモニタリング、及び1～4号炉気体廃棄物の放出測定及びモニタリングポストの管理に関する業務を行う。
- (16) 防災安全グループは、防災安全の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。

る業務並びに、安全確保設備等の運用に関する業務を行う。

- (17) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務並びに、安全確保設備等の運用に関する業務を行う。
- (18) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。
- (19) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。
- (20) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務並びに、安全確保設備等の運用に関する業務を行う。
- (21) 総括グループは、安全確保設備等のうち、廃炉業務総括、要員管理及び予算・調達管理に関する業務を行う。
- (22) プロジェクト管理グループは、安全確保設備等のうち、工程・レイアウト管理及びプロジェクト取り纏めに関する業務を行う。
- (23) 当直（１～４号設備運転管理部）は、安全確保設備等（当直長以外の各GMが運用する業務を除く。）の運転、監視及び巡視点検に関する業務（運営設備グループ及び作業管理グループ（１～４号設備運転管理部）所管業務を除く。）を行う。
- (24) 運営総括グループは、安全確保設備等（当直長以外の各GMが運用する業務を除く。）の運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務を行う。
- (25) 運営設備グループは、安全確保設備等（当直長以外の各GMが運用する業務を除く。）の管理用消耗品の管理、委託・工事管理及び設備管理並びに共用プールの運転、監視及び巡視点検に関する業務を行う。
- (26) 作業管理グループ（１～４号設備運転管理部）は、安全確保設備等（当直長以外の各GMが運用する業務を除く。）の運転に関する業務のうち、保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く）を行う。
- (27) 運転情報グループ（１～４号設備運転管理部）は、安全確保設備等（当直長以外の各GMが運用する業務を除く。）の運転に関する業務の支援及び情報連絡に関する業務を行う。
- (28) 冷却第一グループは、安全確保設備等のうち、原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の保守管理並びに消防車の運用に関する業務を行う。
- (29) 冷却第二グループは、安全確保設備等のうち、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の巡視点検、保守管理に関する業務を行う。
- (30) 冷却第三グループは、安全確保設備等のうち、使用済燃料プール冷却設備の保守管理、消防車の運用、コンクリートポンプ車の運用、保守管理及び水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。
- (31) 冷却第四グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器の内部調査、原子炉格納容器の補修及び所内共通ディーゼル発電設備（機械設備）の保守管理に関する業務を行う。

- (32) 水処理第一グループは、安全確保設備等のうち、滞留水及びサブドレン水の水位管理、高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。
- (33) 水処理第二グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理装置の運用、保守管理に関する業務を行う。
- (34) 水処理第三グループは、安全確保設備等のうち、放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。
- (35) 水処理第四グループは、安全確保設備等のうち、多核種除去装置、地下水バイパス装置、サブドレン浄化装置及び吸引設備の運用並びに保守管理に関する業務を行う。
- (36) 機械第一グループは、安全確保設備等のうち、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。
- (37) 機械第二グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、共用プール設備の保守管理に関する業務を行う。
- (38) 機械第三グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの工事及び燃料管理に関する業務（燃料グループ及び当直所管業務を除く。）並びに共用プール設備の復旧及び消防車の運用に関する業務を行う。
- (39) 電気第一グループは、安全確保設備等のうち、電気・通信基盤部に関わる総括、電気各グループの調達及び所内電源（低圧）の強化並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務を行う。
- (40) 電気第二グループは、安全確保設備等のうち、大型プロジェクトに係る設備等で必要な電源設備に関する業務を行う。
- (41) 電気第三グループは、安全確保設備等のうち、外部電源及び所内電源（高圧）の強化及び保守管理に関する業務を行う。
- (42) 電気第四グループは、安全確保設備等のうち、所内電源（低圧）、仮設電源及び大型プロジェクトに係る設備の保守管理に関する業務を行う。
- (43) 計装第一グループは、安全確保設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。
- (44) 計装第二グループは、安全確保設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。
- (45) 情報システムグループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。
- (46) 通信システムグループは、通信設備の保守管理に関する業務を行う。
- (47) 土木第一グループは、安全確保設備等のうち、土木工事のプロジェクト管理及び生活基盤整備に関する業務を行う。
- (48) 土木第二グループは、安全確保設備等のうち、地下水遮へい壁、港湾整備及び地下水バイパスに関する業務を行う。

- (49) 土木第三グループは、安全確保設備等のうち、冷却水及び水処理廃棄物等の保管設備に関する業務を行う。
- (50) 土木第四グループは、安全確保設備等のうち、瓦礫・伐採木の保管、乾式キャスク仮保管施設及び敷地内除染に関する業務を行う。
- (51) 土木第五グループは、津波対策（建築第三グループ所管業務を除く。）及び安全確保設備等のうち、1～4号炉土木設備内の滞留水に関する業務を行う。
- (52) 土木第六グループは、5号炉及び6号炉に係る土木設備及び構内土木設備等の点検・保守に関する業務を行う。
- (53) 建築第一グループは、安全確保設備等のうち、建築工事のプロジェクト管理及び3号炉原子炉建屋カバー・コンテナ（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (54) 建築第二グループは、安全確保設備等のうち、1号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナ（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (55) 建築第三グループは、安全確保設備等のうち、建屋地下水対策、津波対策（土木第五グループ所管業務を除く。）及び建屋間止水対策に関する業務を行う。
- (56) 建築第四グループは、安全確保設備等のうち、建屋内瓦礫運搬及び建屋内除染（機械第一グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (57) 建築第五グループは、安全確保設備等のうち、運用補助共用施設及び敷地内における建物の保守管理に関する業務を行う。
- (58) 建築第六グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、各建屋及び免震重要棟の電気設備に関する業務を行う。
- (59) 当直（5・6号運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務（発電グループ及び作業管理グループ（5・6号運転管理部）所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。
- (60) 発電グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。
- (61) 作業管理グループ（5・6号運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。
- (62) 運転情報グループ（5・6号運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務の支援、情報連絡に関する業務を行う。
- (63) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（機械第三グループ及び当直所管業務を除く。）並びに、安全確保設備等の運用に関する業務を行う。
- (64) 保全計画グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。
- (65) タービングループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうちタービン設備に係

る保守管理に関する業務を行う。

- (66) 原子炉グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。
- (67) 電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。
- (68) 計測制御グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務並びに、安全確保設備等の運用に関する業務を行う。
- (69) 設備診断グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設及び安全確保設備等の設備診断（振動・赤外線等）及び点検結果の評価に関する業務を行う。

4. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。

- (1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (2) 安定化センター部長は、安定化センター所長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。
- (3) 安定化センター各グループマネージャー（以下「安定化センター各GM」という。）は、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき保安教育並びに記録及び報告を行う。
- (4) ユニット所長（廃炉技術統括）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。
- (5) ユニット所長（5・6号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。
- (6) 発電所各部長（福島原子力人材開発センター所長を含む。）は、第4条の定めのとおり、当該部（福島原子力人材開発センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。
- (7) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。
- (8) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。

(原子力発電保安委員会)

第6条

本店に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。

2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、原子力発電保安運営委員会にて審議し、確認する。

(1) 実施計画「Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備」本文に記載の基本設計の変更

(2) 実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の第1編及び第2編の変更

(~~3-2~~) その他保安委員会で定めた審議事項

3. 原子力・立地本部長を委員長とする。
4. 保安委員会は、委員長、原子力・立地業務部長、原子力品質・安全部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、安定化センター所長、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。
5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。

(原子力発電保安運営委員会)

第7条

発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。

(1) 保安管理体制に関する事項

(2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項

(3) 運転管理に関する事項

(4) 燃料管理に関する事項

(5) 放射性廃棄物管理に関する事項

(6) 放射線管理に関する事項

(7) 保守管理に関する事項

(8) 原子炉施設の改造に関する事項

(9) 緊急時における運転操作に関する事項

(10) 保安教育に関する事項

(11) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項

3. 所長を委員長とする。
4. 運営委員会は、委員長、技術・品質安全部長、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。

(原子炉主任技術者の選任)

第8条

原子力・立地本部長は、主任技術者及び代行者を、主任技術者免状を有する者から選任する。

2. 主任技術者は原子炉毎に選任し、同一型式（沸騰水型）の原子炉では兼任させることができる。
3. 主任技術者は、第9条に定める職務を専任する。
4. 代行者の職位は、GM以上、所長付、安全品質担当、安全担当、運転技術担当、環境担当、技術総括担当、運転管理担当又は保全担当のいずれかとする。
5. 主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、改めて主任技術者を選任する。

(主任技術者の職務等)

第9条

主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、
「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。

- (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。
- (2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。
- (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。
- (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。
- (5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。
- (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。
- (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。
- (8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。

2. 原子炉施設の運転に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

表9-1

条 文	内 容
第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値
第78条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動
第82条(燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画
第92条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除
	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除
第92条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除
	第7項に定める管理区域の設定及び解除
第118条(所員及び安定化センター員への保安教育)	所員及び安定化センター員の保安教育実施計画
第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画

表 9－2

条 文	内 容
第 1 7 条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第 2 3 条（制御棒の操作）	制御棒操作手順
第 3 5 条（原子炉停止時冷却系その 2）	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間
第 6 9 条（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）	制御棒操作手順
第 7 3 条（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していないと判断した場合
	運転上の制限を満足していると判断した場合
	運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰
第 7 4 条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）	必要な安全措置
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合
第 7 6 条（異常発生時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置
第 7 7 条（異常時の措置）	異常の収束
第 8 2 条（燃料取替実施計画）	第 3 項に定める取替炉心の安全性の評価結果
第 1 2 1 条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合

東京電力株式会社福島第一原子力発電所
原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の
防護に関する規則実用発電用原子炉の設
置、運転等に関する規則（以下「福島第
一実用炉規則」という。）第 18 条第 3 号
から第 7 号及び第 9 号から第 17 号第 19
条の 17 第 2 号から第 14 号に定める報告
事象が生じた場合

表 9 - 3

記 録 項 目
1. 運転日誌 ・ 熱出力 ・ 炉心の中性子束密度 ・ 炉心の温度 ・ 冷却材入口温度 ・ 冷却材出口温度 ・ 冷却材圧力 ・ 冷却材流量 ・ 制御棒位置 ・ 再結合装置内の温度 ・ 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量
2. 燃料に係る記録 ・ 原子炉内における燃料体の配置 ・ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・ 使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・ 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果
3. 点検報告書 ・ 運転開始前の点検結果 ・ 運転停止後の点検結果
4. 引継日誌
5. 放射線管理に係る記録 ・ 原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・ 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量，空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・ 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には，その状況

記 録 項 目
6. 放射性廃棄物管理に係る記録 ・ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 ・ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 ・ 放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器に固型化した場合には，その方法 ・ 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路
7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果
8. 保安教育の実施報告書

第2節 原子炉施設の定期的な評価

(原子炉施設の定期的な評価)

第10条

技術GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。

- (1) 保安活動の実施の状況の評価
- (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価

2. 組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。

第4章 運転管理

第1節 通則

(構成及び定義)

第11条

本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。

2. 第3節(第72条～第75条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

- (1) 第1項：運転上の制限
- (2) 第2項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項
- (3) 第3項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※¹に要求される措置

※1：運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。

- (1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各GMが判断した場合
- (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合
- (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各GMが判断した場合

表11※²

原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換
原子炉モード スイッチの位置	運転	起動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上ボルトが緩められている
原子炉冷却材温度			100℃ 以上	100℃ 未満	

※2：第69条、第70条及び第71条の適用時は当該条文による。

3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。

管理的手段による確認	系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を適切に組み合わせて間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。 (1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。 (2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。 (3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。 (4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。
原子炉圧力	原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。
原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。
スタック	通常の制御棒挿入・引抜操作を行った際に、制御棒が挿入又は引き抜きができない状況が発生し、動作不能と判断できない状態をいう。なお、所定の位置で制御棒の位置を固定できない場合を含む。
速やかに	第3節運転管理において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する ^{※3} 準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。
制御棒が全挿入かつ除外	制御棒が全挿入された状態で、制御棒駆動機構を除外した状態をいう。
制御棒駆動機構を除外	制御棒駆動水圧系の駆動水及び排水の元弁を閉鎖することをいう。
挿入可能な制御棒	制御棒駆動機構を除外していない制御棒をいう。
定検停止後の原子炉起動	定期検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。
定検停止時	定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。

炉心変更	原子炉の状態が燃料交換において、原子炉圧力容器内における燃料の移動、制御棒の挿入・引抜及び中性子源の移動をいう。ただし、炉心変更には、中性子検出器の移動、空セル（制御棒周辺の燃料4体が全て取り出されている状態）における制御棒の挿入・引抜及び取付け・取外しは含まない。なお、炉心変更の中止の措置が要求された場合でも、進行中の移動操作を安全な状態で終了させること及び制御棒の挿入は除外される。
安全確保設備等	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。 (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気の監視等 (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (5) 電源の確保 (6) 電源喪失に対する設計上の考慮 (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業員の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策

※3：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。

4. 本編における「当直長」とは、5／6号炉の当直長をいう。

(原子炉の運転期間)

第 11 条の 2

所長は、表 11 の 2 に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、原子力発電工作物の保安に関する省令第 54 条第 1 項に基づき、原子力規制委員会及び経済産業大臣が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。

表 11 の 2

	5 号炉	6 号炉
原子炉の運転期間	13 ヶ月	13 ヶ月

※1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。

(原子炉の運転員の確保)

第 12 条

5・6号運転管理部長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

2. 5・6号運転管理部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表 12-1 に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表 12-1 に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。
3. 5・6号運転管理部長は、表 12-1 に定める人数のうち、表 12-2 に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表 12-2 に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。

表 12-1

中央制御室名 原子炉の状態	5 / 6 号炉
運転、起動、高温停止の場合※ ¹	5 名以上
冷温停止、燃料交換の場合※ ²	3 名以上

表 12-2

中央制御室名 原子炉の状態	5 / 6 号炉
運転、起動、高温停止の場合※ ¹	3 名以上
冷温停止、燃料交換の場合※ ²	2 名以上

※ 1 : 原子炉 1 基以上が該当する場合

※ 2 : 原子炉が 2 基とも該当する場合

(巡視点検)

第 13 条

当直長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第 9 4 条の 2 第 1 項で定める区域を除く）を巡視し、次の施設及び設備のうち、第 1 0 7 条に基づく特別な保全計画に定められ、復旧が終了したものについて点検を行う。ただし、水没箇所等の巡視困難な箇所を除く。

- (1) 原子炉冷却系統施設
- (2) 制御材駆動設備
- (3) 電源、給排水及び排気施設

2. 当直長は、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、格納容器内部の関連パラメータの監視及び第 9 4 条の 2 第 1 項で定める区域の巡視を行う。

(マニュアルの作成)

第 14 条

発電GMは、次の各号に掲げる当直長又は発電GMが実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。

- (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項
- (2) 巡視点検に関する事項
- (3) 異常時の操作に関する事項
- (4) 警報発生時の措置に関する事項
- (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (6) 定例試験に関する事項

(引 継)

第 15 条

当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、運転日誌及び引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。

(原子炉起動前の確認事項)

第 16 条

当直長は、原子炉起動前に、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。

- (1) 原子炉冷却系統施設
- (2) 制御材駆動設備
- (3) 電源、給排水及び排気施設

2. 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、第 3 節で定める定検停止時に実施する検査の結果を確認する。

(地震・火災等発生時の対応)

第 17 条

各 GM は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び主任技術者に報告する。

(1) 震度 5 弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。

(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。

2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。

(1) 防災安全 GM は、発電所から消防機関へ通報するため、通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。

(2) 防災安全 GM は、初期消火活動を行う要員として、10 名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

(3) 防災安全 GM は、初期消火活動を行うため、表 17 に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。

(4) 当直長は、第 13 条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。

(5) 各 GM は、震度 5 弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後発電所内^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び主任技術者に報告する。

(6) 防災安全 GM は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を 1 年に 1 回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

表 17

設備	数量
化学消防自動車 ^{※4}	1 台 ^{※5}
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500 リットル以上

3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、5・6 号運転管理部長に報告する。5・6 号運転管理部長は、所長、主任技術者及び各 GM に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。

※2：通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。

※3：重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する構築物，系統及び機器とする。

※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※5：化学消防自動車が，点検又は故障の場合には，※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

（電源機能等喪失時の体制の整備）

第17条の2

組織は，津波によって交流電源を供給する全ての設備，海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の各号に係る計画を策定する。

（1）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

（2）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練

（3）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機，可搬式動力ポンプ，ホース及びその他資機材の配備

2．組織は，前項の計画に基づき，電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。

3．組織は，第1項及び第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

第2節 運転上の留意事項

(水質管理)

第18条

5・6号放射線管理GMは、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の塩素イオンを1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。

2. 当直長は、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の導電率及びpHを1ヶ月に1回確認する。
3. 当直長は、原子炉冷却材の水質が表18に定める基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。

表18

項 目		基 準 値
原子炉冷却材 (原子炉水)	導電率	1 μ S / c m以下 (25℃において)
	p H	5.6～8.6 (25℃において)
	塩素イオン	0.1 p p m以下

第3節 運転上の制限

(停止余裕)

第19条

原子炉の状態が運転，起動，高温停止，冷温停止及び燃料交換において，停止余裕は，表19-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。燃料取替終了後，次号に定める停止余裕の検査を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。

(1) 燃料GMは，燃料取替終了後，停止余裕の検査を $0.38\% \Delta k / k^{*1}$ の反応度補正をした状態で実施し，その結果を当直長に通知する。

3. 当直長は，停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表19-2の措置を講じる。

※1：制御棒及び燃料の製作公差並びに計算誤差を考慮した値。

表19-1

項 目	運転上の制限
停止余裕	挿入可能な制御棒のうち最大反応度価値の制御棒1本が挿入されない場合でも，原子炉を常に冷温で臨界未満にできること

表19-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉の状態が運転及び起動において停止余裕を満足しない場合	A1. 停止余裕を満足させる措置を実施する。	6 時間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間

条 件	要求される措置	完了時間
C. 原子炉の状態が高温停止において停止余裕を満足しない場合	C1. 挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
D. 原子炉の状態が低温停止において停止余裕を満足しない場合	D1. 挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。 及び	速やかに
	D2. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び	速やかに
	D3. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び	速やかに
	D4. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに
E. 原子炉の状態が燃料交換において停止余裕を満足しない場合	E1. 炉心変更を中止する。 及び	速やかに
	E2. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。 及び	速やかに
	E3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において、少なくとも1つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び	速やかに
	E4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び	速やかに
	E5. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに

(反応度監視)

第 20 条

原子炉の状態が運転において、反応度の予測値と監視値の差^{※1}は、表 20－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 反応度の予測値と監視値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 燃料GMは、燃料取替後の原子炉起動操作^{※2}終了から 3 日間以内に 1 回反応度の予測値と監視値の差を評価する。

(2) 燃料GMは、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が 1,000MW d / t に 1 回反応度の予測値と監視値の差を評価する。

3. 燃料GMが、反応度の予測値と監視値の差が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、燃料GM及び当直長は、表 20－2 の措置を講じる。

※1：反応度の予測値と監視値の差を評価する手段としては、制御棒密度の予測値と監視値の差を用いる。このとき、制御棒密度には 24 ポジション以上に引き抜かれている制御棒は含まない。

※2：原子炉起動操作とは、原子炉起動に関する制御棒操作及び出力変化を伴う炉心流量操作のことをいう。

表 20－1

項 目	運転上の制限
反応度の予測値と監視値の差	± 1 % Δ k / k 以内

表 20－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 燃料GMが、反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 燃料GMは、反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い、運転継続を許容できるか判断し、その結果を当直長に通知する。	3 日間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 燃料GMが運転継続を許容できないと判断した場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24 時間

(制御棒の動作確認)

第 21 条

原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒は表 21－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、全挿入位置の制御棒及び引抜制御棒 1 本だけが動作不能^{※1}の場合を除く。

2. 制御棒が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、全制御棒の位置を 24 時間に 1 回確認する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、1 ノッチの挿入・引抜が可能であることを 1 ヶ月に 1 回確認する。ただし、全挿入位置の制御棒、動作不能となった制御棒及びスタックした制御棒を除く。また、他の条文で制御棒の操作を禁止された場合も除く。
- (3) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒を全引抜位置にする毎に、制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認する。

3. 当直長は、制御棒が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該制御棒がスタック又は動作不能かを速やかに判断し、表 21－2－1 又は表 21－2－2 の措置を講じる。

※1：動作不能とは、次のいずれかの条件に該当し、かつスクラム挿入は可能と判断された状態^{※2}をいう。

- ①制御棒の位置が確認できない。
- ②通常駆動による制御棒の挿入ができない又は引き抜きができない。ただし、原子炉手動操作系又は制御棒駆動水圧系の不具合として特定される場合は、制御棒操作が必要となるまでは動作不能とはみなさない。
- ③制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認できない。

※2：スクラム挿入が可能と判断された状態とは、当該制御棒の制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表 22－2 で定める値であること及び原子炉保護系計装の〔スクラム回路（自動）〕要素が動作不能でないことが確認された状態をいう。

表 21－1

項 目	運転上の制限
制御棒	(1) 制御棒がスタックしていないこと (2) 制御棒が動作不能でないこと

表 21－2－1（制御棒がスタックした場合）

条 件	要求される措置	完了時間
A. 引抜制御棒が 1 本スタックした場合	A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。	2 時間
	及び A2. 燃料 GM は停止余裕を評価し、その結果を当直長に通知する。	3 日間
	及び A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して 1 ノッチの挿入・引抜が可能であることを確認する。	24 時間
B. 引抜制御棒が 2 本以上スタックした場合	B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。	2 時間
	及び B2. 高温停止にする。	24 時間
C. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24 時間

表 21－2－2（制御棒が動作不能の場合）

条 件	要求される措置	完了時間
A. 引抜制御棒が 2 本以上動作不能となった場合	A1. 当該制御棒の操作を行わない。	速やかに
	及び A2. 動作不能となった制御棒を 2 本未満にする。	24 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合（該当制御棒が 8 本以下の場合）	B1. 当該制御棒を全挿入する。（要求される措置 A1 は適用除外とする）	3 時間
	及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	4 時間
C. 条件 A（該当制御棒が 9 本以上の場合）又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。（要求される措置 A1 は適用除外とする）	24 時間

(制御棒のスクラム機能)

第 22 条

原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能は、表 22－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。

2. 制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - (1) 燃料GMは、定検停止時に制御棒駆動水圧系の検査で、スクラム時間が表 22－2 に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。
 - (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除き、制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表 22－2 に定める値であることを 1 週間に 1 回確認する。また、当直長は、必要に応じて制御棒スクラムアキュムレータの充填を行う。
 - (3) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒が発生した場合は、他の制御棒のスクラム時間の平均値が表 22－2 に定める値であることを管理的手段により確認する。
3. 当直長は、制御棒のスクラム機能が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 22－3 の措置を講じる。

表 22－1

項 目	運転上の制限
制御棒のスクラム機能	動作可能であること

表 22－2

項 目	判 定 値
全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5 秒以下
制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.5MP a [gage]以上

表 22－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 制御棒スクラムアキュムレータ 1 基の圧力が表 22－2 を満足しない場合	A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表 22－2 に定める値に復旧する。	8 時間
	又は A2. 当該制御棒を全挿入する。	8 時間
B. 制御棒スクラムアキュムレータ 2 基以上の圧力が表 22－2 を満足しない場合	B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表 22－2 に定める値に復旧する。	1 時間
	又は B2. 当該制御棒を全挿入する。	1 時間
C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。	1 時間

(制御棒の操作)

第 23 条

原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力 10%相当以下の場合、制御棒の操作は、表 23－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 制御棒の操作が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 燃料GMは、原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力 10%相当以下の場合における制御棒操作に先立ち、制御棒操作手順を作成し、主任技術者の確認を得て当直長に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力 10%相当以下の場合、制御棒価値ミニマイザを使用して、制御棒の操作を行う。なお、制御棒価値ミニマイザが使用不可能な場合は、制御棒操作手順に従って操作されていることを確認するため、制御棒の操作を行う運転員の他に少なくとも 1 名の運転員を配置して、制御棒の操作を行う。さらに、制御棒の操作の都度、制御棒操作手順に定める位置に適合させるように制御棒の操作を行うが、制御棒操作手順に定める位置にないことを確認した場合は、速やかに当該制御棒を制御棒操作手順に定める位置に適合させる。

3. 当直長は、制御棒の操作が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 23－2 の措置を講じる。

表 23－1

項 目	運転上の制限
制御棒の操作	あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること

表 23－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 1 本以上 8 本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。※ ¹	8 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該制御棒を全挿入する。	3 時間
	及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	4 時間
C. 条件 B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間
D. 9 本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。※ ²	1 時間
E. 条件 D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 原子炉をスクラムさせる。	速やかに

※ 1 : 制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては、制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を除いて、制御棒の引き抜きを行ってはならない。

※ 2 : 制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては、制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を含めて、制御棒の引き抜きを行ってはならない。

(ほう酸水注入系)

第 24 条

原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表 24－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - (1) 運転情報 GM は、定検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。
 - (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{※1}（6 号炉のみ）が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。
 - (3) 5・6 号放射線管理 GM は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を 1 ヶ月に 1 回測定し、その結果を当直長に通知する。
 - (4) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図 24－1，2 の範囲内にあることを毎日 1 回確認する。
 - (5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表 24－2 に定める値であることを 1 ヶ月に 1 回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。
3. 当直長は、ほう酸水注入系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 24－3 の措置を講じる。

※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁（6 号炉のみ）並びにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管及びほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。

表 24－1

項 目	運転上の制限
ほう酸水注入系	(1) 1 系列 ^{※2} が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量が確保されていること

※2：1 系列とは、ポンプ 1 台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

表 24－2

項 目 (ほう酸水注入ポンプ吐出圧力)	判 定 値
5 号炉	9.14MP a [gage]以上
6 号炉	8.43MP a [gage]以上

表 24－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図 24－1，図 24－2 の範囲内にない場合	A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度を図 24－1，図 24－2 の範囲内に復旧する。	3 日間
B. ほう酸水注入系が動作不能の場合	B1. ほう酸水注入系を復旧する。	8 時間
C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24 時間

図 24-1

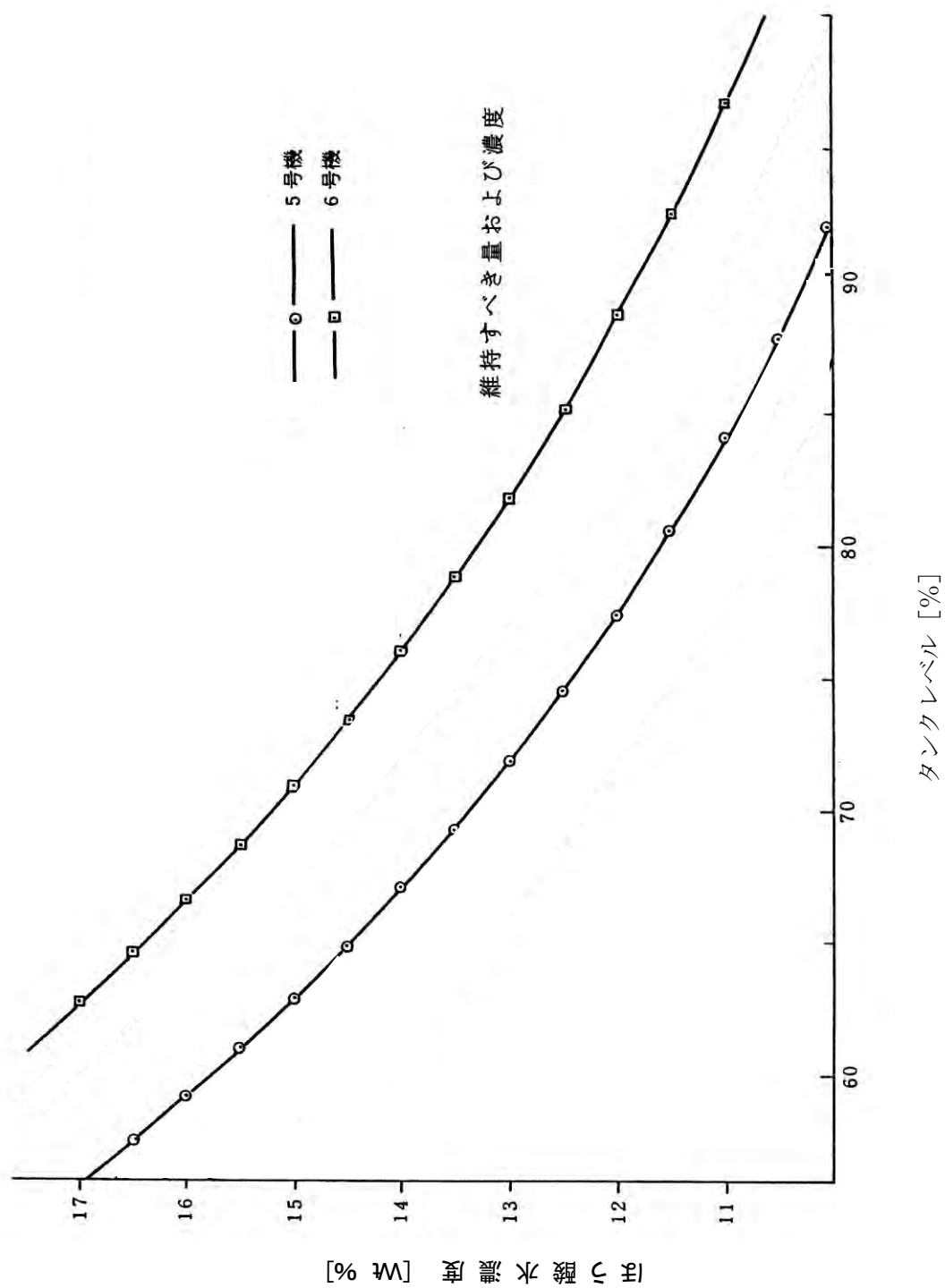
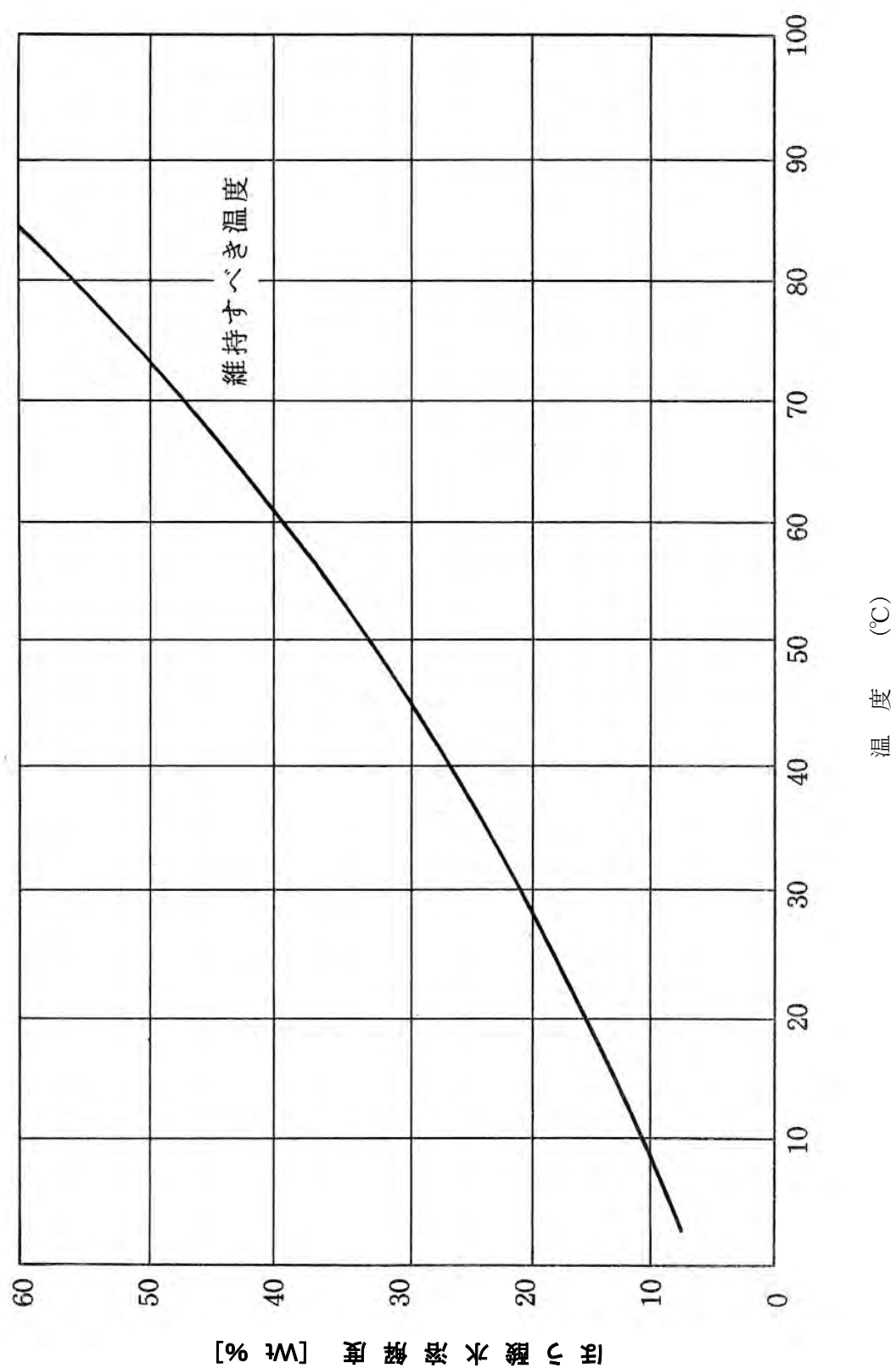


図 24-2



(原子炉熱的制限値)

第 25 条

原子炉熱出力が 30%以上において、最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度は、表 25－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉熱出力 30%以上において、最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度を 24 時間に 1 回確認する。

3. 当直長は、最小限界出力比又は燃料棒最大線出力密度が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 25－2 の措置を講じる。

表 25－1

1. 5 号炉

項 目	運転上の制限
1. 最小限界出力比 サイクル初期から、サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で 2,000MW d / t 手前までの期間 高燃焼度 8 × 8 燃料 9 × 9 燃料 (A 型) 9 × 9 燃料 (B 型) 上記以外の期間 9 × 9 燃料のみが装荷されている場合以外 高燃焼度 8 × 8 燃料 9 × 9 燃料 (A 型) 9 × 9 燃料 (B 型) 9 × 9 燃料のみが装荷されている場合 9 × 9 燃料 (A 型) 9 × 9 燃料 (B 型) 9 × 9 燃料 (B 型) のみが装荷されている場合 9 × 9 燃料 (B 型) のみが装荷されている場合以外	1.26 以上 1.26 以上 1.25 以上 1.34 以上 1.36 以上 1.35 以上 1.34 以上 1.28 以上 1.32 以上
2. 燃料棒最大線出力密度	44.0 kW / m 以下

2. 6号炉

項 目	運転上の制限
1. 最小限界出力比 サイクル初期から，サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で 2,000MW d / t 手前までの期間 高燃焼度 8 × 8 燃料 9 × 9 燃料 (A型) 9 × 9 燃料 (B型) 上記以外の期間 高燃焼度 8 × 8 燃料 9 × 9 燃料 (A型) 9 × 9 燃料 (B型) 9 × 9 燃料 (B型) のみが装荷されている場合 9 × 9 燃料 (B型) のみが装荷されている場合以外	1.24 以上 1.23 以上 1.22 以上 1.33 以上 1.35 以上 1.27 以上 1.33 以上
2. 燃料棒最大線出力密度	44.0 kW / m 以下

表 25－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していない と判断した場合	A1. 制限値以内に復旧する措置※ ¹ を開始 する。	速やかに

※1：原子炉熱出力を 30%未満にすることを含む。

(原子炉熱出力及び炉心流量)

第 26 条

原子炉熱出力が 30%以上において、原子炉熱出力及び炉心流量は、表 26－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉熱出力及び炉心流量が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - (1) 当直長は、原子炉熱出力 30%以上において、原子炉熱出力及び炉心流量が図 26 に定める運転範囲にあることを 24 時間に 1 回確認する。
 - (2) 燃料 GM は、定格熱出力一定運転にあたり、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、当直長に通知する。当直長は、定格熱出力一定運転において、原子炉熱出力の瞬時値^{※1}及び 1 時間平均値^{※2}が原子炉熱出力 100%以下であることを 1 時間に 1 回確認する。
3. 当直長は、原子炉熱出力及び炉心流量が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 26－2 の措置を講じる。

表 26－1

項 目	運転上の制限
原子炉熱出力 及び炉心流量	図 26 に定める運転範囲にあること

表 26－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転範囲内に復旧する措置 ^{※3} を開始する。	速やかに

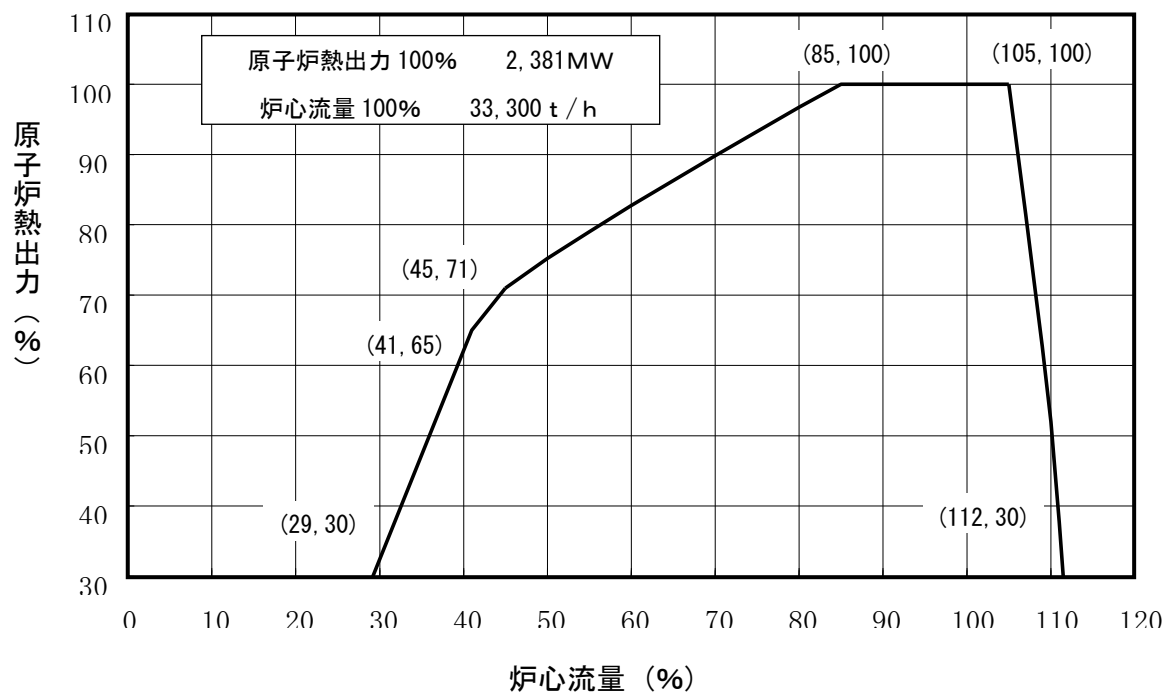
※1：瞬時値とは、計算機により算出される 1 分値をいう。ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値をいう。瞬時値は原子炉熱出力のゆらぎを考慮し、原子炉熱出力 100%に対して 1%未満の超過の場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※2：1 時間平均値とは、計算機により算出される当該 1 時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値をいう。

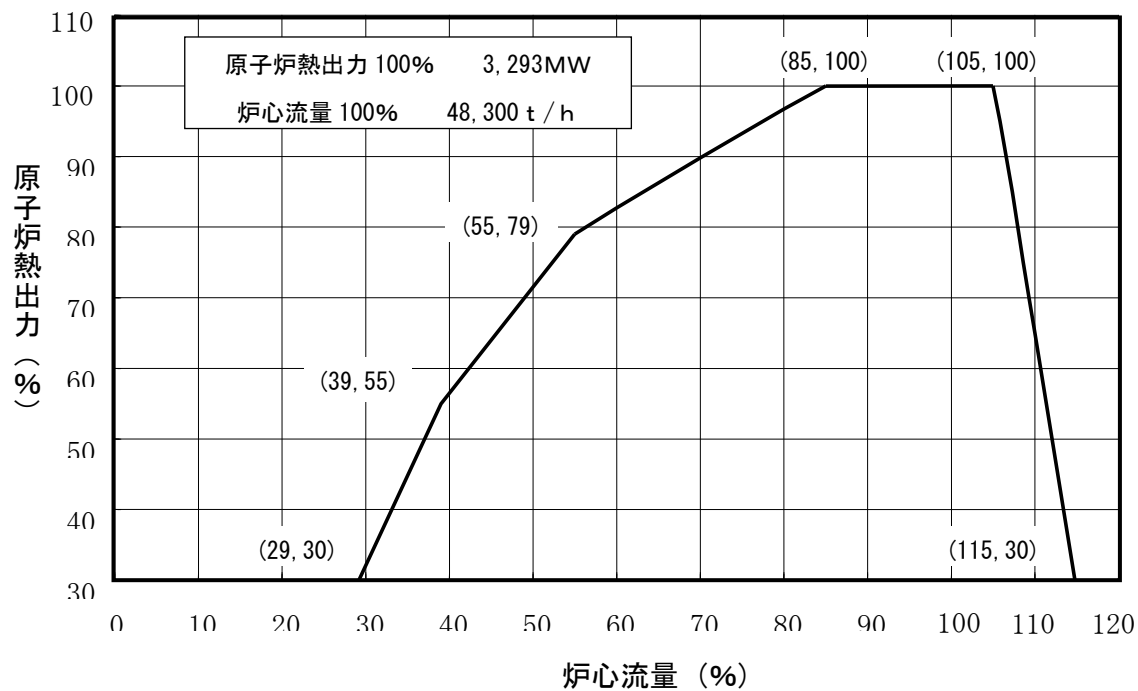
※3：原子炉熱出力を 30%未満にすることを含む。

图 26

1. 5号炉



2. 6号炉



(計測及び制御設備)

第 27 条

原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{※1}は、表 27－1 で定める事項を運転上の制限とする。

[5 号炉]

(1) 原子炉保護系計装

(2) 起動領域モニタ計装

(3) 非常用炉心冷却系計装

(炉心スプレイ系計装、低圧注水系計装、高圧注水系計装、自動減圧系計装)

(4) 格納容器隔離系計装

(主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉建屋隔離系計装)

(5) その他の計装

(非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室非常用換気空調系計装、事故時計装)

[6 号炉]

(1) 原子炉保護系計装

(2) 起動領域モニタ計装

(3) 非常用炉心冷却系計装

(低圧炉心スプレイ系計装、低圧注水系計装、高圧炉心スプレイ系計装、自動減圧系計装)

(4) 格納容器隔離系計装

(主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉建屋隔離系計装)

(5) その他の計装

(非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用換気空調系計装、事故時計装)

2. 計測及び制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認する為、次号を実施する。

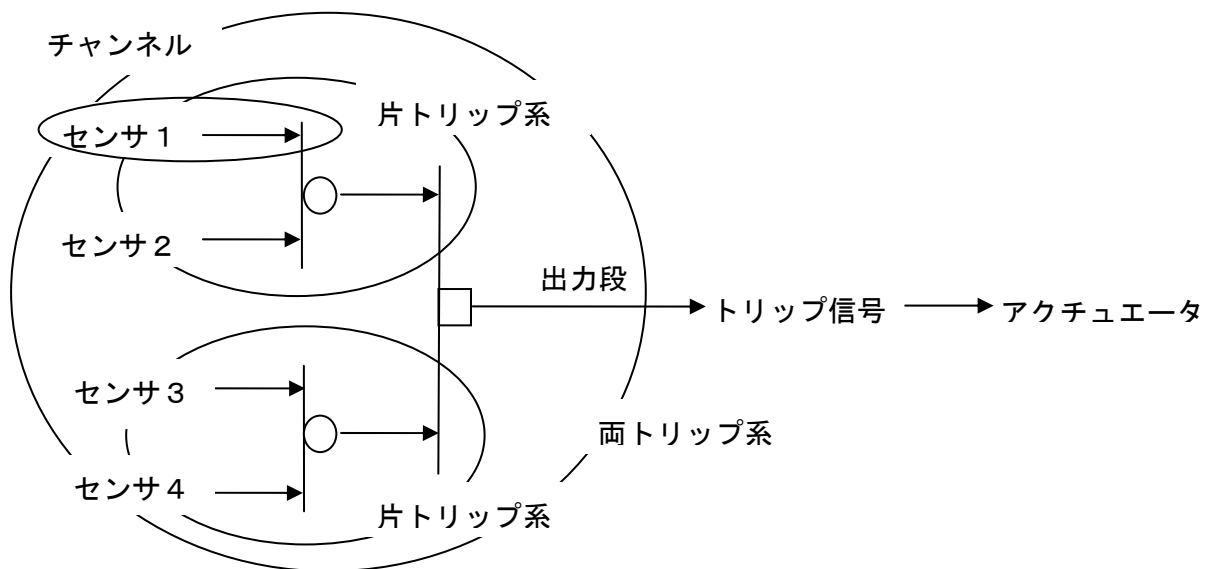
(1) 各GMは、原子炉の状態に応じて表 27－2 の各項目を実施し、その結果を当直長に通知する。なお、各GMは前項で定める計測及び制御設備に係る事象を発見した場合には、誤動作^{※2}又は誤不動作^{※3}等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。

3. 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 27-3 の措置を講じる。なお、同時に複数の要素の動作不能が発生した場合には、個々の要素に対して表 27-3 の措置を講じる。

表 27-1

項 目	運転上の制限
計測及び制御設備	動作可能^{※4}であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表 27-3 にて定める。

※1：適用範囲は、センサから論理回路の出力段までとし、アクチュエータは含まない。また、トリップ系の定義の例は次のとおり。



※2：本条における誤動作とは、計測及び制御設備が、トリップ信号を出力すべきでない状態にもかかわらず、誤ってトリップ信号を出力する状態をいう。

※3：本条における誤不動作とは、計測及び制御設備が、トリップ信号を出力すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、トリップ信号を出力しない状態又はそのような状態が発生すると推定される状態をいう。

※4：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。

表 27－2

1. 原子炉保護系計装

〔5号炉〕

表 27－2－1

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 （ペリオド）短	原子炉周期 10 秒 以上（中間領域）	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止※ ¹ 、冷温停止※ ¹ 及び燃料交換※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。※ ²	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		計測制御GMは、チャンネル校正※ ³ （検出器を除く）を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査※ ⁴ を実施する。	定検停止時
b. 中性子束高	最終レンジフル スケールの 120/125%以下	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止※ ¹ 、冷温停止※ ¹ 及び燃料交換※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		計測制御GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
c. 機器動作不能	—	運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2. 出力領域モニタ a. 中性子束高	120%以下	当直長は、原子炉の状態が運転において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が運転において、出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて、計測制御GMは、校正を実施する。	1 週間に 1 回
		計測制御GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MW d / t に 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

[5 号炉]

要 素	設定値	項 目	頻 度
b. 中性子束低	2%以上 (原子炉モード スイッチが「運 転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において、 動作不能でないことを指示により確認す る。	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が運転において、 出力領域モニタのゲインを確認し、必要に 応じて、計測制御GMは、校正を実施する。	1 週間に 1 回
		計測制御GMは、動作可能な局部出力領域 モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MW d / t に 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正（検出器 を除く）を実施し、運転情報GMは、論理 回路機能検査を実施する。	定検停止時
c. 機器動作不能	—	運転情報GMは、論理回路機能検査を実施 する。	定検停止時
3. 原子炉圧力高	7.27MP a [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に おいて、動作不能でないことを指示により 確認する。	毎日 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施 し、運転情報GMは、論理回路機能検査を 実施する。	定検停止時
4. 原子炉水位低 (レベル 3)	1,340 c m以上 (圧力容器零レ ベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に おいて、動作不能でないことを指示により 確認する。	毎日 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施 し、運転情報GMは、論理回路機能検査を 実施する。	定検停止時
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	計測制御GMは、チャンネル校正を実施 し、運転情報GMは、論理回路機能検査を 実施する。	定検停止時
6. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に おいて、動作不能でないことを指示により 確認する。	毎日 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施 し、運転情報GMは、論理回路機能検査を 実施する。	定検停止時
7. スクラム・ディ スチャージボリュ ーム水位高	68 l 以下 (スクラム排出 容器 1 個あたり)	計測制御GMは、チャンネル校正を実施 し、運転情報GMは、論理回路機能検査を 実施する。	定検停止時
8. タービン主蒸気 止め弁閉	全開状態より 10%閉以下 ^{※5}	当直長は、原子炉熱出力 30%相当以上でバ イパス状態でないことを確認する。	起動時
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施 し、運転情報GMは、論理回路機能検査を 実施する。	定検停止時

[5 号炉]

要 素	設定値	項 目	頻 度
9. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧※ ⁵ 5.50MP a [gage]以上 励磁位置※ ⁵	当直長は、原子炉熱出力 30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。	起動時
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
10. 主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
11. 復水器真空度低	23.4 k P a [abs]以下	当直長は、原子炉の状態が運転において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
12. 地震加速度大 a. 原子炉建屋地下 1 階床水平 b. 原子炉建屋地下 1 階床鉛直	地下 1 階床水平 135 G a l 以下 地下 1 階床鉛直 100 G a l 以下	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
14. スクラム回路	—	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
		運転情報GMは、手動スクラム論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※ 1：1 体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。

※ 2：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。以下、本条において同じ。

※ 3：本条におけるチャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。

※ 4：本条における論理回路機能検査とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確

認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。

※ 5 : タービン入口蒸気第 1 段圧力が約 1.27MP a [gage] (原子炉熱出力の約 30%相当) 以上で運転している時。以下、本条 [5 号炉] において同じ。

[6 号炉]

表 27－2－1

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短	原子炉周期 10 秒 以上 (中間領域)	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止※ ¹ 、冷温停止※ ¹ 及び燃料交換※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。※ ²	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		計測制御GMは、チャンネル校正※ ³ (検出器を除く) を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査※ ⁴ を実施する。	定検停止時
b. 機器動作不能	—	運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2. 出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下 (原子炉モード スイッチが「燃 料取替」, 「起動」 の時)	当直長は、原子炉の状態が起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		計測制御GMは、チャンネル校正 (検出器を除く) を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
	120%以下 (原子炉モード スイッチが「運 転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が運転において、出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて、計測制御GMは、校正を実施する。	1 週間に 1 回
		計測制御GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分 が 1, 000MW d ／ t に 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正 (検出器を除く) を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

[6 号炉]

要 素	設定値	項 目	頻 度
(b) 熱流束相当	自動可変設定以下 (図27に示す設定値以下)	当直長は、原子炉の状態が運転において、出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて、計測制御GMは、校正を実施する。	1 週間に 1 回
		計測制御GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MW d / t に 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
		計測制御GMは、フローユニットのチャンネル校正を実施する。	定検停止時
b. 機器動作不能	—	運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
3. 原子炉圧力高	7.21MP a [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
4. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベルより)	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より 10%閉以下	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
6. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
7. スクラム・ディスチャージボリューム水位高	94.5 l 以下 (スクラム排出容器 1 個あたり)	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
8. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%閉以下※ ⁵	当直長は、原子炉熱出力 30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。	起動時
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

[6 号炉]

要 素	設定値	項 目	頻 度
9. タービン蒸気加減 弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※5} 4. 14MP a [gage]以上 励磁位置 ^{※5}	当直長は、原子炉熱出力 30%相当以上で バイパス状態でないことを確認する。	起動時
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施 し、運転情報GMは、論理回路機能検査を 実施する。	定検停止時
10. 主蒸気管放射能高	10×（通常運転 時のバックグラ ンド）以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に おいて、動作不能でないことを指示により 確認する。	毎日 1 回
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施 し、運転情報GMは、論理回路機能検査を 実施する。	定検停止時
11. 地震加速度大 a. 原子炉建屋地下 2階床水平 b. 原子炉建屋地下 2階床鉛直	地下 2 階床水平 135 G a 1 以下 地下 2 階床鉛直 100 G a 1 以下	計測制御GMは、チャンネル校正を実施 し、運転情報GMは、論理回路機能検査を 実施する。	定検停止時
12. 原子炉モードスイ ッチ「停止」位置	—	運転情報GMは、論理回路機能検査を実施 する。	定検停止時
13. スクラム回路	—	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動に おいて、自動スクラム論理回路が動作可能 であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
		運転情報GMは、手動スクラム論理回路機 能検査を実施する。	定検停止時

※ 1 : 1 体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料
が取り出されている場合を除く。

※ 2 : 「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動
がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異
がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、
該当しない。以下、本条において同じ。

※ 3 : 本条におけるチャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許
容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。

※ 4 : 本条における論理回路機能検査とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号
が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分
的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。

※ 5 : タービン入口蒸気第 1 段圧力が約 1. 27MP a [gage]（原子炉熱出力の約 30%相当）
以上で運転している時。以下、本条 [6 号炉] において同じ。

2. 起動領域モニタ計装

[5号炉]

表 27-2-2

要 素	項 目	頻 度
1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が3 c p s 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{※2} の場合12時間に1回
	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
	計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施する。	定検停止時

※1：中性子源領域である場合。

※2：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合を除く。

[6号炉]

表 27-2-2

要 素	項 目	頻 度
1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が3 c p s 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{※2} の場合12時間に1回
	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
	計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施する。	定検停止時

※1：中性子源領域である場合。

※2：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合を除く。

3. 非常用炉心冷却系計装

[5号炉]

(1) 炉心スプレイ系計装

表 27-2-3-1

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常 低(レベル1)	940 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時
3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.11MP a [gage] ^{※1}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(2) 低圧注水系計装

表 27-2-3-2

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常 低(レベル1)	940 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMGMは、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時
3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.11MP a [gage] ^{※1}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

[5号炉]

(3) 高压注水系計装

表 27-2-3-3

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動※ ¹ 及び高温停止※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時

※1：原子炉圧力が、1.04MP a [gage]以上の時。

(4) 自動減圧系計装

表 27-2-3-4

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常低 (レベル1)	940 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動※ ¹ 及び高温停止※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時
3. 自動減圧系始動タイマ	120 秒以下	電気機器GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
4. 炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	689 k P a [gage]※ ²	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動※ ¹ 及び高温停止※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回
5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	343 k P a [gage]※ ²		定検停止時

※1：原子炉圧力が、0.78MP a [gage]以上の時。

※2：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

[6 号炉]

(1) 低圧炉心スプレイ系計装

表 27-2-3-1

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常 低 (レベル 1)	961 c m 以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 動作 不能でないことを指示により確 認する。 (2) 計測制御 GM は, チャンネル校 正を実施し, 運転情報 GM は, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時
3. 注入弁両側差圧 低 (注入可)	4.91MP a ※1	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 動作 不能でないことを指示により確 認する。 (2) 計測制御 GM は, チャンネル校 正を実施し, 運転情報 GM は, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回 定検停止時

※ 1 : 動作値が, 設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば, 運転上の制限を満足
していないとはみなさない。

(2) 低圧注水系計装

表 27-2-3-2

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常 低 (レベル 1)	961 c m 以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 動作 不能でないことを指示により確 認する。 (2) 計測制御 GM は, チャンネル校 正を実施し, 運転情報 GM は, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時
3. 注入弁両側差圧 低 (注入可)	4.81MP a ※1	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 動作 不能でないことを指示により確 認する。 (2) 計測制御 GM は, チャンネル校 正を実施し, 運転情報 GM は, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回 定検停止時

※ 1 : 動作値が, 設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば, 運転上の制限を満足
していないとはみなさない。

[6 号炉]

(3) 高压炉心スプレイ系計装

表 27－2－3－3

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常 低 (レベル 2)	1, 243 c m 以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 動作 不能でないことを指示により確 認する。 (2) 計測制御 GM は, チャンネル校 正を実施し, 運転情報 GM は, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回
2. 格納容器圧力高	13. 7 k P a [gage] 以下		定検停止時

(4) 自動減圧系計装

表 27－2－3－4

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常 低 (レベル 1)	961 c m 以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動※ ¹ 及び高温停止※ ¹ において, 動作不能でないことを指示によ り確認する。 (2) 計測制御 GM は, チャンネル校 正を実施し, 運転情報 GM は, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回
2. 格納容器圧力高	13. 7 k P a [gage] 以下		定検停止時
3. 自動減圧系始動 タイマ	120 秒以下	電気機器 GM は, チャンネル校正を実 施し, 運転情報 GM は, 論理回路機能 検査を実施する。	定検停止時
4. 低压炉心スプレ イ系ポンプ吐出 圧力高	1. 03MP a [gage]※ ²	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動※ ¹ 及び高温停止※ ¹ において, 動作不能でないことを指示によ り確認する。 (2) 計測制御 GM は, チャンネル校 正を実施し, 運転情報 GM は, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回
5. 残留熱除去系ポ ンプ吐出圧力高	0. 490MP a [gage]※ ²		定検停止時

※ 1 : 原子炉圧力が, 0. 84MP a [gage]以上の時。

※ 2 : 動作値が, 設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば, 運転上の制限を満足
していないとはみなさない。

4. 格納容器隔離系計装

[5号炉]

(1) 主蒸気隔離弁計装

表 27-2-4-1

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止※ ¹ において, 動作不能でないことを指示によ り確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校 正を実施し, 運転情報GMは, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日1回
2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		定検停止時
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の 140%以下		
4. 主蒸気管トンネル 温度高	93℃以下		
5. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage] 以上		

※1：主蒸気管圧力低については，起動及び高温停止を除く。

(2) 格納容器隔離系計装

表 27-2-4-2

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常 低 (レベル2)	1,189 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止※ ¹ において, 動作不能でないことを指示によ り確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校 正を実施し, 運転情報GMは, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日1回
b. 主蒸気管放射能 高	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		定検停止時
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の 140%以下		
d. 主蒸気管トンネ ル温度高	93℃以下		
e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage] 以上		
2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常 低 (レベル2)	1,189 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止※ ¹ において, 動作不能でないことを指示によ り確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校 正を実施し, 運転情報GMは, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日1回
b. 主蒸気管放射能 高	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		定検停止時
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の 140%以下		
d. 主蒸気管トンネ ル温度高	93℃以下		
e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage] 以上		

※1：主蒸気管圧力低については，起動及び高温停止を除く。

[5 号炉]

要 素	設定値	項 目	頻 度
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 動作 不能でないことを指示により確 認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校 正を実施し, 運転情報GMは, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回 定検停止時
4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 動作 不能でないことを指示により確 認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校 正を実施し, 運転情報GMは, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回 定検停止時
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		
c. 原子炉建屋放射 能高	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 動作 不能でないことを指示により確 認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校 正を実施し, 運転情報GMは, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回 定検停止時
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		
6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 動作 不能でないことを指示により確 認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校 正を実施し, 運転情報GMは, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回 定検停止時
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		

[5 号 炉]

(3) 原子炉建屋隔離系計装

表 27-2-4-3

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 動作 不能でないことを指示により確 認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校 正を実施し, 運転情報GMは, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時
3. 原子炉建屋放射能 高	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動, 高温停止及び炉心変更時※ ¹ 又は原子炉建屋内で照射された 燃料に係る作業時に動作不能で ないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校 正を実施し, 運転情報GMは, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回 定検停止時

※ 1 : 停止余裕確認後の制御棒 1 本の挿入・引拔を除く。

[6 号 炉]

(1) 主蒸気隔離弁計装

表 27-2-4-1

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止※ ¹ において, 動作不能でないことを指示によ り確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校 正を実施し, 運転情報GMは, 論 理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回
2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		定検停止時
3. 主蒸気管流量大	定 格 蒸 気 流 量 の 140%以下		
4. 主蒸気管トンネル 温度高	93℃以下		
5. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage] 以上		
6. 復水器真空度低	72.5 k P a [abs]以下		

※ 1 : 主蒸気管圧力低については, 起動及び高温停止を除く。

[6 号炉]

(2) 格納容器隔離系計装

表 27-2-4-2

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止※ ¹ に おいて、動作不能でないこと を指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネ ル校正を実施し、運転情報G Mは、論理回路機能検査を実 施する。	毎日1回 定検停止時
b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140% 以下		
d. 主蒸気管トンネル 温度高	93℃以下		
e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage] 以上		
f. 復水器真空度低	72.5 k P a [abs] 以下		
2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止※ ¹ に おいて、動作不能でないこと を指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネ ル校正を実施し、運転情報G Mは、論理回路機能検査を実 施する。	毎日1回 定検停止時
b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140% 以下		
d. 主蒸気管トンネル 温度高	93℃以下		
e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage] 以上		
f. 復水器真空度低	72.5 k P a [abs]以下		
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止にお いて、動作不能でないことを 指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネ ル校正を実施し、運転情報G Mは、論理回路機能検査を実 施する。	毎日1回 定検停止時

[6 号炉]

要 素	設定値	項 目	頻 度
4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止にお いて、動作不能でないことを 指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネ ル校正を実施し、運転情報G Mは、論理回路機能検査を実 施する。	毎日1回 定検停止時
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		
c. 原子炉建屋放射能 高 (原子炉建屋換気系 排気口プレナム)	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		
d. 原子炉建屋放射能 高 (燃料取替エリアダ クト) ※2	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止にお いて、動作不能でないことを 指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネ ル校正を実施し、運転情報G Mは、論理回路機能検査を実 施する。	毎日1回 定検停止時
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		
6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止にお いて、動作不能でないことを 指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネ ル校正を実施し、運転情報G Mは、論理回路機能検査を実 施する。	毎日1回 定検停止時
b. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		

※1：主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。

※2：高線量当量率物品の移動時を除く。

[6 号炉]

(3) 原子炉建屋隔離系計装

表 27－ 2－ 4－ 3

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位低 (レベル 3)	1, 372 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が 運転、起動及び高温停止にお いて、動作不能でないことを 指示により確認する。 (2) 計測制御 GM は、チャンネ ル校正を実施し、運転情報 G M は、論理回路機能検査を実 施する。	毎日 1 回
2. 格納容器圧力高	13. 7 k P a [gage] 以下		定検停止時
3. 原子炉建屋放射能高 (原子炉建屋換気系排 気口プレナム)	10× (通常運転時のバ ックグラウンド) 以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が 運転、起動、高温停止及び炉 心変更時※ ¹ 又は原子炉建屋内 で照射された燃料に係る作業 時に動作不能でないことを指 示により確認する。 (2) 計測制御 GM は、チャンネ ル校正を実施し、運転情報 G M は、論理回路機能検査を実 施する。	毎日 1 回
4. 原子炉建屋放射能高 (燃料取替エリアダク ト) ※ ²	10× (通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		定検停止時

※ 1 : 停止余裕確認後の制御棒 1 本の挿入・引抜を除く。

※ 2 : 高線量当量率物品の移動時を除く。

5. その他の計装

[5号炉]

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

表 27-2-5-1

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 非常用交流高压電源母線低電圧	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。	毎日1回
2. 原子炉水位異常低 (レベル1)	940 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。	定検停止時
3. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下	(3) 運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

(2) 原子炉隔離時冷却系計装

表 27-2-5-2

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：原子炉圧力が 1.04MP a [gage]以上の時。

(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装

表 27-2-5-3

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10% 閉以下 ^{※1}	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※1} 5.50MP a [gage] 以上 励磁位置 ^{※1}	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転情報GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1：タービン入口蒸気第1段圧力が約 1.27MP a [gage] (原子炉熱出力の約 30%相当) 以上で運転している時。

[5号炉]

(4) 制御棒引抜監視装置計装

表 27-2-5-4

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd (%) に対し, (0.62Wd+52) %の 式により設定す る。)	(1) 当直長は, 原子炉熱出力 30%相当以 上でバイパス状態でないことを確認 する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校正及 び論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時
b. 機器動作不 能	—	計測制御GMは, 論理回路機能検査を実施 する。	定検停止時
c. 中性子束低	5%※ ¹	計測制御GMは, チャンネル校正及び論理 回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1 : 動作値が, 設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば, 運転上の制限を満足
していないとはみなさない。

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

表 27-2-5-5

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位高 (レベル8)	1,461 c m以下 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉熱出力 30%相当 以上において, 動作不能でないことを 指示により確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校正及 び論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

(6) 中央制御室非常用換気空調系計装

表 27-2-5-6

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉建屋放 射能高	10×(通常運転時の バックグラウンド) 以 下	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起 動, 高温停止及び炉心変更時※ ¹ 又は 原子炉建屋内で照射された燃料に係 る作業時に動作不能でないことを指 示により確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校正を 実施し, 運転情報GMは, 論理回路機 能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1 : 停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

[5 号炉]

(7) 事故時計装

表 27－2－5－7

要 素	項 目	頻 度
1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位 (広帯域) 3. 原子炉水位 (燃料域) 4. 格納容器圧力 5. 格納容器雰囲気線量当量率	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動 において、動作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施 する。	毎日 1 回 定検停止時

[6 号炉]

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

表 27－2－5－1

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 非常用ディーゼル発 電機計装 a. 非常用交流高圧電 源母線低電圧	－	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、 起動及び高温停止において、動作 不能でないことを指示により確認 する。ただし、非常用交流高圧電 源母線低電圧を除く。	毎日 1 回
b. 原子炉水位異常低 (レベル 1)	961 c m以上 (圧力容器零レベ ルより)	(2) 計測制御GMは、チャンネル校 正を実施する。ただし、非常用交 流高圧電源母線低電圧を除く。	定検停止時
c. 格納容器圧力高	13. 7kPa[gage] 以下	(3) 運転情報GMは、論理回路機能 検査を実施する。	定検停止時
2. 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機計 装 a. 非常用交流 高圧電源母線低電 圧	－	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、 起動及び高温停止において、動作 不能でないことを指示により確認 する。ただし、非常用交流高圧電 源母線低電圧を除く。	毎日 1 回
b. 原子炉水位異常低 (レベル 2)	1, 243 c m以上 (圧力容器零レベ ルより)	(2) 計測制御GMは、チャンネル校 正を実施する。ただし、非常用交 流高圧電源母線低電圧を除く。	定検停止時
c. 格納容器圧力高	13. 7kPa[gage] 以下	(3) 運転情報GMは、論理回路機能 検査を実施する。	定検停止時

[6 号炉]

(2) 原子炉隔離時冷却系計装

表 27－2－5－2

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位異常 低（レベル2）	1, 243 c m以上 （圧力容器零レベル より）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転， 起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において，動 作不能でないことを指示により確認 する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正 を実施し，運転情報GMは，論理回 路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：原子炉圧力が 1. 04MP a [gage]以上の時。

(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装

表 27－2－5－3

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. タービン主蒸気 止め弁閉	全開状態より 10% 閉以下 ^{※1}	計測制御GMは，チャンネル校正を実施 し，運転情報GMは，論理回路機能検査 を実施する。	定検停止時
2. タービン蒸気加 減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位 置	油圧 ^{※1} 4. 14MP a [gage] 以上 励磁位置 ^{※1}	計測制御GMは，チャンネル校正を実施 し，運転情報GMは，論理回路機能検査 を実施する。	定検停止時

※1：タービン入口蒸気第1段圧力が，約 1. 27MP a [gage]（原子炉熱出力の約 30%相当）以
上で運転している時。

(4) 制御棒引抜監視装置計装

表 27－2－5－4

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 （再循環流量 Wd （%）に対し， （0. 62Wd+52）%の 式により設定する。）	（1）当直長は，原子炉熱出力 30%相当 以上でバイパス状態でないことを確 認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正 及び論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時
b. 機器動作不能	－	計測制御GMは，論理回路機能検査を実 施する。	定検停止時
c. 中性子束低	5 % ^{※1}	計測制御GMは，チャンネル校正及び論 理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1：動作値が，設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば，運転上の制限を満足
していないとはみなさない。

[6 号炉]

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

表 27-2-5-5

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉水位高 (レベル8)	1,480 c m以下 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は, 原子炉熱出力 30%相当 以上において, 動作不能でないこと を指示により確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校正 及び論理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回 定検停止時

(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装

表 27-2-5-6

要 素	項 目	頻 度
1. 原子炉圧力	計測制御GMは, チャンネル校正及び制御回路切替 スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時
2. 原子炉隔離時冷却系流量	計測制御GMは, チャンネル校正及び制御回路切替 スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時
3. 原子炉隔離時冷却系制御	計測制御GMは, チャンネル校正及び制御回路切替 スイッチの機能検査を実施する。 当直長は, 原子炉隔離時冷却系の流量制御について は, 中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離 時冷却系ポンプ手動起動により確認を行う。	定検停止時 定検停止後の 原子炉起動時
4. 残留熱除去系流量	計測制御GMは, チャンネル校正及び制御回路切替 スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時

(7) 中央制御室非常用換気空調系計装

表 27-2-5-7

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 原子炉建屋放射 能高(原子炉建屋 換気系排気口ブ レナム)	10× (通常運転時の バックグラウンド) 以 下	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動, 高温停止及び炉心変更時 ^{※1} 又 は原子炉建屋内で照射された燃料 に係る作業時に動作不能でないこ とを指示により確認する。	毎日 1 回
2. 原子炉建屋放射 能高(燃料取替エ リアダクト) ^{※2}		(2) 計測制御GMは, チャンネル校正 を実施し, 運転情報GMは, 論理回 路機能検査を実施する。	定検停止時

※ 1 : 停止余裕確認後の制御棒 1 本の挿入・引抜を除く。

※ 2 : 高線量当量率物品の移動時を除く。

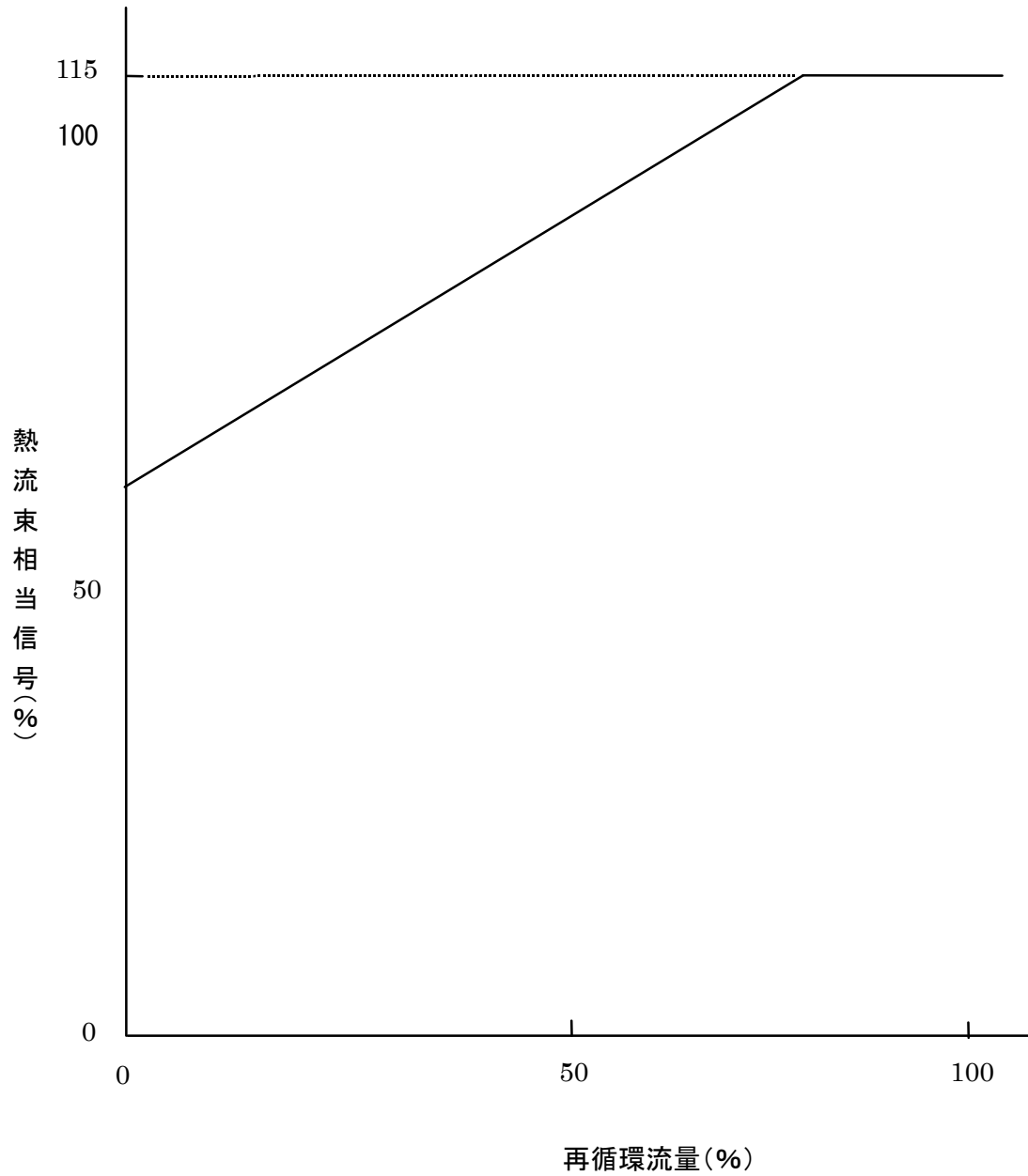
[6 号炉]

(8) 事故時計装

表 27－ 2－ 5－ 8

要 素	項 目	頻 度
1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位 (広帯域) 3. 原子炉水位 (燃料域) 4. 格納容器圧力 5. 格納容器雰囲気線量当量率	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動 において、動作不能でないことを指示によ り確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施 する。	毎日 1 回 定検停止時

図 27 中性子束高（熱流束相当）のスクラム設定（表 27-2 関係）



（注）熱流束相当信号は，再循環流量 W_d (%) に対して， $(0.72W_d + 54)$ %
 の式により設定する。
 ただし，最大値は 115 とする。

表 27－3

1. 原子炉保護系計装

原子炉保護系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、片トリップ系毎の全てのチャンネル数をいう。

- (1) 片トリップ系に、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、12 時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能なチャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (2) 両トリップ系に、動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、6 時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ、いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。
- (3) 片トリップ系に、同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は、1 時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。
- (4) 上記(1)、(2)又は(3)の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

[5号炉]

表 27－3－1

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (片トリップ系)	要求される措置	完了時間
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド)短	起動	4 ^{※2}	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止 ^{※1} 冷温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
b. 中性子束高	起動	4 ^{※2}	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止 ^{※1} 冷温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
c. 機器動作不能	起動	4 ^{※2}	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止 ^{※1} 冷温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに

[5 号炉]

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (片トリップ系)	要求される措置	完了時間
2. 出力領域モニタ	起動	3※ ³	A1. 高温停止にする。	24 時間
a. 中性子束高	運転		A1. 起動にする。	12 時間
b. 中性子束低	運転	3※ ³	A1. 起動にする。	12 時間
c. 機器動作不能	運転, 起動	3※ ³	A1. 高温停止にする。	24 時間
3. 原子炉圧力高	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
4. 原子炉水位低 (レベル 3)	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
5. 主蒸気隔離弁閉	運転	8	A1. 起動にする。	12 時間
6. 格納容器圧力高	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
7. スクラム・デイスチャージボリューム水位高	運転, 起動	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※ ¹ 冷温停止※ ¹ 燃料交換※ ¹		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
8. タービン主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力 30%相当以上※ ⁴	4	A1. 原子炉熱出力 30%相当未満にする。	8 時間
9. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	原子炉熱出力 30%相当以上※ ⁴	4	A1. 原子炉熱出力 30%相当未満にする。	8 時間
10. 主蒸気管放射能高	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
11. 復水器真空度低	運転	2	A1. 起動にする。	12 時間
12. 地震加速度大	運転, 起動	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
a. 原子炉建屋地下 1 階床水平 b. 原子炉建屋地下 1 階床鉛直	高温停止※ ¹ 冷温停止※ ¹ 燃料交換※ ¹		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	運転, 起動	1※ ⁵	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※ ¹ 冷温停止※ ¹ 燃料交換※ ¹		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
14. スクラム回路	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※ ¹ 冷温停止※ ¹ 燃料交換※ ¹	(自動スクラム) 1 (手動スクラム)	A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに

※ 1 : 1 体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又

は全燃料が取り出されている場合を除く。

- ※2：片系4チャンネルのうち，1チャンネルバイパス可能設備のため，1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は3とする。
- ※3：片系3チャンネルのうち，1チャンネルバイパス可能設備のため，1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は2とする。
- ※4：タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MP a [gage]（原子炉熱出力の約30%相当）以上で運転している時。
- ※5：原子炉モードスイッチは1つであり，その接点を両トリップ系で1チャンネルずつ使用している。

[6 号炉]

表 27－3－1

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (片トリップ系)	要求される措置	完了時間
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短	起動	4 ^{※2}	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止 ^{※1} 冷温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
b. 機器動作不能	起動	4 ^{※2}	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止 ^{※1} 冷温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
2. 出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束 (b) 熱流束相当	起動	3 ^{※3}	A1. 高温停止にする。	24 時間
	運転	3 ^{※3}	A1. 起動にする。	12 時間
	運転	3 ^{※3}	A1. 起動にする。	12 時間
	b. 機器動作不能	3 ^{※3}	A1. 高温停止にする。	24 時間
3. 原子炉圧力高	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
4. 原子炉水位低 (レベル 3)	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
5. 主蒸気隔離弁閉	運転	8	A1. 起動にする。	12 時間
6. 格納容器圧力高	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
7. スクラム・ディ スチャージボリ ューム水位高	運転, 起動	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止 ^{※1} 冷温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
8. タービン主蒸気 止め弁閉	原子炉熱出力 30%相当以上 ^{※4}	4	A1. 原子炉熱出力 30%相当未満にする。	8 時間
9. タービン蒸気加 減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位 置	原子炉熱出力 30%相当以上 ^{※4}	4	A1. 原子炉熱出力 30%相当未満にする。	8 時間
10. 主蒸気管放射能 高	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
11. 地震加速度大 a. 原子炉建屋地 下 2 階床水平 b. 原子炉建屋地 下 2 階床鉛直	運転, 起動	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止 ^{※1} 冷温停止 ^{※1} 燃料交換 ^{※1}		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに

[6 号炉]

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (片トリップ系)	要求される措置	完了時間
12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	運転, 起動	1 ※5	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
13. スクラム回路	運転, 起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1	(自動スクラム) 1 (手動スクラム)	A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに

※1：1 体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。

※2：片系 4 チャンネルのうち，1 チャンネルバイパス可能設備のため，1 チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は 3 とする。

※3：片系 3 チャンネルのうち，1 チャンネルバイパス可能設備のため，1 チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は 2 とする。

※4：タービン入口蒸気第 1 段圧力が約 1.27MP a [gage]（原子炉熱出力の約 30%相当）以上で運転している時。

※5：原子炉モードスイッチは 1 つであり，その接点を両トリップ系で 1 チャンネルずつ使用している。

2. 起動領域モニタ計装

起動領域モニタ計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

[5号炉]

表 27-3-2

要素	適用される状態		動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
起動領域モニタ	中性子源領域でかつ原子炉の状態が「起動」		8※ ¹	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 起動領域モニタを動作可能な状態に復帰させる。 又は A2. 制御棒引抜操作を中止する。	4 時間 速やかに
				B. 動作不能チャンネルが6つの場合	B1. 制御棒引抜操作を中止する。	速やかに
				C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24 時間
	原子炉の状態が「高温停止」又は「冷温停止」		2※ ²	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 挿入可能な制御棒を全挿入する。 及び A2. 制御棒引抜操作を行ってはならない。	1 時間 1 時間
	原子炉の状態が「燃料交換」	炉心変更が実施されていない場合	2※ ² ※ ³	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに
		炉心変更が実施されている場合	2※ ³ ※ ⁴	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 制御棒挿入及び燃料取出以外の炉心変更を中止する。 及び A2. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに 速やかに

※1：8チャンネルのうち、2チャンネルバイパス（片トリップ系で1チャンネル）可能設備のため、2チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は6とする。

※2：異なる1／4炉心の2チャンネル。

※3：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合，当該起動領域モニタが動作可能であることを要求されない。

※4：炉心変更が実施されている1／4炉心の1チャンネル及びそれに隣接するいずれかの1／4炉心の1チャンネル。

[6 号炉]

表 27－3－2

要素	適用される状態		動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
起動領域モニタ	中性子源領域でかつ原子炉の状態が「起動」		8※ ¹	A. 動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. 起動領域モニタを動作可能な状態に復帰させる。 又は A2. 制御棒引抜操作を中止する。	4 時間 速やかに
				B. 動作不能チャンネルが 6 つの場合	B1. 制御棒引抜操作を中止する。	速やかに
				C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24 時間
	原子炉の状態が「高温停止」又は「冷温停止」		2※ ²	A. 動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. 挿入可能な制御棒を全挿入する。 及び A2. 制御棒引抜操作を行ってはならない。	1 時間 1 時間
	原子炉の状態が「燃料交換」	炉心変更が実施されていない場合	2※ ² ※ ³	A. 動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに
		炉心変更が実施されている場合	2※ ³ ※ ⁴	A. 動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. 制御棒挿入及び燃料取出以外の炉心変更を中止する。 及び A2. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに 速やかに

※1：8チャンネルのうち、2チャンネルバイパス（片トリップ系で1チャンネル）可能設備のため、2チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は6とする。

※2：異なる1／4炉心の2チャンネル。

※3：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合、当該起動領域モニタが動作可能であることを要求されない。

※4：炉心変更が実施されている1／4炉心の1チャンネル及びそれに隣接するいずれかの1／4炉心の1チャンネル。

3. 非常用炉心冷却系計装

[5号炉]

(1) 炉心スプレイ系計装

炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、炉心スプレイ系（炉心スプレイポンプA、B及び注入弁）を作動させる為の全てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

表 27-3-3-1

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低（レベル1）	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	24 時間
				又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	24 時間
				又は A3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1 時間

[5 号 炉]

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条 件	要求される措置	完了時間
2. 格納容器 圧力高	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが 1 つの場合	B1. 少なくとも 1 つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
				C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 2 つの場合	C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1 時間
			A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが 1 つの場合	B1. 少なくとも 1 つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
3. 原子炉圧力低 (注入可)		4	C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 2 つの場合	C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1 時間

[5 号炉]

(2) 低圧注水系計装

低圧注水系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、低圧注水系（低圧注水ポンプ A，B，C，D 及び注入弁）を作動させる為の全てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

表 27－3－3－2

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低（レベル 1）	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	24 時間
				又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	24 時間
				又は A3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが 1 つの場合	B1. 少なくとも 1 つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 2 つの場合	C1. 低圧注水系を動作不能とみなす。	1 時間

[5 号炉]

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条 件	要求される措置	完了時間
2. 格納容器 圧力高	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが 1 つの場合	B1. 少なくとも 1 つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 2 つの場合	C1. 低圧注水系を動作不能とみなす。	1 時間
3. 原子炉圧力低（注入可）		4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが 1 つの場合	B1. 少なくとも 1 つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 2 つの場合	C1. 低圧注水系を動作不能とみなす。	1 時間

[5 号炉]

(3) 高圧注水系計装

高圧注水系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，高圧注水系を作動させるための全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

表 27－3－3－3

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	運転起動※ ¹ 高温停止※ ¹	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが 1 つの場合	B1. 少なくとも 1 つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 2 つの場合	C1. 高圧注水系を動作不能とみなす。	1 時間

[5 号炉]

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条 件	要求される措置	完了時間
2. 格納容器 圧力高	運転 起動※ ¹ 高温停止 ※ ¹	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	24 時間
				又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	24 時間
				又は A3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが 1 つの場合	B1. 少なくとも 1 つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 2 つの場合	C1. 高圧注水系を動作不能とみなす。	1 時間

※ 1 : 原子炉圧力が 1.04MP a [gage]以上の時。

[5 号炉]

(4) 自動減圧系計装

自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理※¹毎の全てのチャンネル数をいう。

表 27－3－3－4

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低 (レベル1)	運転 起動※ ² 高温停止 ※ ²	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該チャンネルをトリップする。	10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間 10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合、又は、条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1 時間
2. 格納容器 圧力高		2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該チャンネルをトリップする。	10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間 10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合、又は、条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1 時間

[5 号炉]

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条 件	要求される措置	完了時間
3. 自動減圧系始動タイムマ	運転 起動※ ² 高温停止※ ²	1	A. いずれかの論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合、又は、条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1 時間
4. 炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高又は残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※ ³		6※ ³	A. いずれかの論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合、又は、条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1 時間

※ 1 : 本条における論理とは、当該系統・設備を作動させる為のセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。

※ 2 : 原子炉圧力が 0.78MP a [gage] 以上の時。

※ 3 : ポンプ吐出圧力高については、炉心スプレイ系 2 チャンネル及び残留熱除去系 4 チャンネルをいう。

[6 号炉]

(1) 低圧炉心スプレイ系計装

低圧炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、低圧炉心スプレイ系を作動させる為の全てのチャンネル数をいう。

表 27－3－3－1

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低 (レベル1)	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1 時間
2. 格納容器圧力高		2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1 時間
3. 注入弁両側差圧低 (注入可)		1	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1 時間

[6 号炉]

(2) 低圧注水系計装

低圧注水系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，系列毎のポンプ及び弁を作動させる為の全てのチャンネル数をいう。

表 27－3－3－2

要 素	適用され る 原子炉 の状態	動作可能で あるべきチ ャンネル数 (系列毎) ※ 1	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水 位異常低 (レベル1)	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チ ャンネルが 1つの場合	A1. チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルを トリップする。 又は A3. 当該低圧注水系を動作 不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 動作不能チ ャンネルが 2つの場合	B1. 当該低圧注水系を動作 不能とみなす。	1 時間
2. 格納容器 圧力高		2	A. 動作不能チ ャンネルが 1つの場合	A1. チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルを トリップする。 又は A3. 当該低圧注水系を動作 不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 動作不能チ ャンネルが 2つの場合	B1. 当該低圧注水系を動作 不能とみなす。	1 時間
3. 注入弁両 側差圧低 (注入可)		1	A. 動作不能チ ャンネルが 1つの場合	A1. 当該低圧注水系を動作 不能とみなす。	1 時間

※ 1：系列毎とは低圧注水系において A 系，B 系，C 系をいう。

[6 号炉]

(3) 高圧炉心スプレイ系計装

高圧炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、高圧炉心スプレイ系を作動させる為の全てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

表 27－3－3－3

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低 (レベル 2)	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	24 時間
				又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	24 時間
				又は A3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが 1 つの場合	B1. 少なくとも 1 つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 2 つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1 時間

[6 号炉]

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	条 件	要求される措置	完了時間
2. 格納容器 圧力高	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	24 時間
				又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	24 時間
				又は A3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが 1 つの場合	B1. 少なくとも 1 つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 2 つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1 時間

[6 号炉]

(4) 自動減圧系計装

自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理※¹毎の全てのチャンネル数をいう。

表 27－3－3－4

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	運転起動※2 高温停止※2	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該チャンネルをトリップする。	10 日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間 10 日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合又は、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1 時間
2. 格納容器圧力高		2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該チャンネルをトリップする。	10 日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間 10 日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が、それぞれ動作不能の場合又は、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1 時間

[6 号炉]

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	条 件	要求される措置	完了時間
3. 自動減圧系始動タイム	運転 起動※ ² 高温停止 ※ ²	1	A. いずれかの論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10 日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が, それぞれ動作不能の場合又は, 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1 時間
4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高 又は 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※ ³	運転 起動※ ² 高温停止 ※ ²	4 ※ ³	A. いずれかの論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10 日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が, それぞれ動作不能の場合又は, 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1 時間

※ 1 : 本条における論理とは, 当該系統・設備を作動させる為のセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。

※ 2 : 原子炉圧力が 0.84MP a [gage]以上の時。

※ 3 : ポンプ吐出圧力高については, 自動減圧系 A 系は低圧炉心スプレイ系 2 チャンネル及び残留熱除去系 2 チャンネル, 自動減圧系 B 系は残留熱除去系 4 チャンネルをいう。

4. 格納容器隔離系計装

[5号炉]

(1) 主蒸気隔離弁計装

主蒸気隔離弁計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、主蒸気隔離弁を隔離させるための全てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

(A) 片トリップ系に、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、24時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

(B) 両トリップ系に、動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、12時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ、いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。

(C) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するか、トリップする。

(D) 上記(A)、(B)又は(C)の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－3－4－1

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低(レベル2)	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
2. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
3. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
4. 主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	16	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
5. 主蒸気管圧力低	運転	4	A1. 起動にする。	12 時間

[5 号炉]

(2) 格納容器隔離系計装

A. 主蒸気管ドレン系及び炉水サンプル系

主蒸気管ドレン系及び炉水サンプル系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、内側又は外側の隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

(A) 内側隔離論理又は外側隔離論理に、動作不能チャンネルが 1 つ以上ある場合は、24 時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

(B) 内側隔離論理及び外側隔離論理のそれぞれに、同一要素の動作不能チャンネルが 1 つ以上ある場合又は内側隔離論理及び外側隔離論理とも隔離機能を喪失している場合は、1 時間以内に内側隔離論理又は外側隔離論理の少なくとも 1 つの隔離機能を復旧する。

(C) 上記 (A) 又は (B) の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27-3-4-2-A

要 素	適用される 原子炉の状 態	動作可能であるべ きチャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間
1. 主蒸気管ドレン系	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は	12 時間
a. 原子炉水位異常 低 (レベル 2)			A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
b. 主蒸気管放射能 高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
c. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
d. 主蒸気管トンネ ル温度高	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
e. 主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 起動にする。	12 時間 12 時間

[5 号炉]

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能であるべ きチャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間
2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常 低 (レベル 2)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
b. 主蒸気管放射能 高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
c. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
d. 主蒸気管トンネ ル温度高	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
e. 主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 起動にする。	12 時間 12 時間

[5 号炉]

B. 原子炉冷却材浄化系，不活性ガス系，残留熱除去系及び廃棄物処理系

原子炉冷却材浄化系，不活性ガス系，残留熱除去系及び廃棄物処理系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて「原子炉建屋放射能高」の要素以外については，(A)，(B)，(C) 又は (F) の措置を講じ，「原子炉建屋放射能高」の要素については，(D)，(E) 又は (F) の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，内側及び外側の両方の隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

- (A) 片トリップ系に，動作不能チャンネルが 1 つ以上ある場合は，12 時間以内に動作可能な状態に復旧し復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (B) 両トリップ系に，動作不能チャンネルがそれぞれ 1 つ以上ある場合は，6 時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ，いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。
- (C) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は，1 時間以内に当該トリップ系を復旧するか，トリップする。
- (D) 原子炉建屋放射能高に，動作不能チャンネルが 1 つある場合は，10 日間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップする。
- (E) 原子炉建屋放射能高に，動作不能チャンネルが 2 つある場合は，1 時間以内にいずれかのチャンネルを復旧するか，トリップする。
- (F) 上記 (A)，(B)，(C)，(D) 又は (E) の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

[5 号炉]

表 27－3－4－2－B

要 素	適 用 さ れ る 原 子 炉 の 状 態	動作可能であるべ きチャンネル数	要求される措置	完了時間
1. 原子炉冷却材浄化 系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
2. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
b. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
c. 原子炉建屋放射 能高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
3. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
b. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
4. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
b. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間

[5号炉]

(3) 原子炉建屋隔離系計装

原子炉建屋隔離系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて「原子炉建屋放射能高」の要素以外については、(A)、(B)、(C)、(F)、(G)又は(H)の措置を講じ、「原子炉建屋放射能高」の要素については、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)又は(I)の措置を講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉建屋隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

- (A) 片トリップ系に、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、12時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (B) 両トリップ系に、それぞれ動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、6時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ、いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。
- (C) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するか、トリップする。
- (D) 原子炉建屋放射能高に、動作不能チャンネルが1つある場合は、10日間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップする。
- (E) 原子炉建屋放射能高に、動作不能チャンネルが2つある場合は、1時間以内にいずれかのチャンネルを復旧するか、トリップする。
- (F) 上記(A)、(B)又は(D)の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。
- (G) 上記(C)又は(E)の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じ、かつ10日間以内にトリップ機能を復旧する。
- (H) 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、(F)又は(G)の要求される措置を完了時間内に達成できない場合は、24時間以内に高温停止かつ36時間以内に低温停止する。
- (I) 炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、(F)又は(G)の措置を完了時間内に達成できない場合は、速やかに炉心変更^{※1}及び原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。

[5号炉]

表 27－3－4－3

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位低 (レベル3)	運転 起動 高温停止	4	A1. 1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、手動にて隔離できることを確認する。 及び A1. 2. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに
2. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、手動にて隔離できることを確認する。 及び A1. 2. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに
3. 原子炉建屋放射能高	運転 起動 高温停止 炉心変更時※1 又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時	2	A1. 1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、手動にて隔離できることを確認する。 及び A1. 2. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

[6 号炉]

(1) 主蒸気隔離弁計装

主蒸気隔離弁計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、主蒸気隔離弁を隔離させるための全てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

(A) 片トリップ系に、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、24 時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

(B) 両トリップ系に、動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、12 時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ、いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。

(C) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は、1 時間以内に当該トリップ系を復旧するか、トリップする。

(D) 上記 (A)、(B) 又は (C) の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－3－4－1

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(両トリップ系)	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
2. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
3. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
4. 主蒸気管トンネル 温度高	運転 起動 高温停止	40	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
5. 主蒸気管圧力低	運転	4	A1. 起動にする。	12 時間
6. 復水器真空度低	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

[6 号炉]

(2) 格納容器隔離系計装

格納容器隔離系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて「原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム）」及び「原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト）」の要素以外については，(A)，(B) 又は (E) の措置を講じ，「原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム）」及び「原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト）」の要素については，(C)，(D) 又は (E) の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，内側又は外側の隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

- (A) 内側隔離論理又は外側隔離論理に，動作不能チャンネルが 1 つ以上ある場合は，「原子炉水位低（レベル 3）」及び「格納容器圧力高」の要素については 12 時間以内，それ以外の要素については 24 時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (B) 内側隔離論理及び外側隔離論理のそれぞれに，同一要素の動作不能チャンネルが 1 つ以上ある場合又は内側隔離論理及び外側隔離論理とも隔離機能を喪失している場合は，1 時間以内に内側隔離論理又は外側隔離論理の少なくとも 1 つの隔離機能を復旧する。
- (C) 内側隔離論理又は外側隔離論理に，動作不能チャンネルが 1 つある場合は，10 日以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップする。
- (D) 内側隔離論理及び外側隔離論理のそれぞれに，動作不能チャンネルが 2 つある場合は，1 時間以内に内側隔離論理又は外側隔離論理の少なくとも 1 つのチャンネルを復旧するか，トリップする。
- (E) 上記 (A)，(B)，(C) 又は (D) の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

[6 号炉]

表 27－3－4－2

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル 2)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 低温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間

[6 号炉]

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能 であるべき チャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間
b. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする	12 時間 24 時間 36 時間
c. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
d. 主蒸気管トンネル 温度高	運転 起動 高温停止	20	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
e. 主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 起動にする。	12 時間 12 時間
f. 復水器真空度低	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常低 (レベル 2)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
b. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする	12 時間 24 時間 36 時間
c. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間

[6 号炉]

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能 であるべき チャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間
d. 主蒸気管トンネル 温度高	運転 起動 高温停止	20	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
e. 主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 起動にする。	12 時間 12 時間
f. 復水器真空度低	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (レベル 3)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (レベル 3)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
b. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
c. 原子炉建屋放射能 高 (原子炉建屋換気 系排気口プレナム)	運転 起動 高温停止	2 ^{※1}	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
d. 原子炉建屋放射能 高 (燃料取替エリア ダクト) ^{※3}	運転 起動 高温停止	2 ^{※2}	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間

[6 号炉]

要 素	適用される 原子炉の状 態	動作可能で あるべきチ ャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
b. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
b. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間

※ 1 : 2 チャンネルは、内側隔離論理を動作させるべきチャンネル数

※ 2 : 2 チャンネルは、外側隔離論理を動作させるべきチャンネル数

※ 3 : 高線量当量率物品の移動時を除く。

[6 号炉]

(3) 原子炉建屋隔離系計装

原子炉建屋隔離系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて「原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム）」及び「原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト）」の要素以外については、(A)、(B)、(E)、(F)又は(G)の措置を講じ、「原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム）」及び「原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト）」の要素については、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)又は(H)の措置を講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、A系又はB系による原子炉建屋隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

- (A) A系隔離論理又はB系隔離論理に、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、12時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。
- (B) A系隔離論理及びB系隔離論理のそれぞれに、同一要素の動作不能チャンネルが1つ以上ある場合又はA系隔離論理及びB系隔離論理とも隔離機能を喪失している場合は、1時間以内にA系隔離論理又はB系隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧する。
- (C) A系隔離論理又はB系隔離論理に、動作不能チャンネルが1つある場合は、10日以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップする。
- (D) A系隔離論理及びB系隔離論理のそれぞれに、動作不能チャンネルが2つある場合は、1時間以内にA系隔離論理又はB系隔離論理の少なくとも1つのチャンネルを復旧するか、トリップする。
- (E) 上記(A)又は(C)の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。
- (F) 上記(B)又は(D)の措置を達成できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じ、かつ10日以内にA系隔離論理又はB系隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧する。
- (G) 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、(E)又は(F)の要求される措置を完了時間内に達成できない場合は、24時間以内に高温停止かつ36時間以内に冷温停止にする。
- (H) 炉心変更時^{*1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、(E)又は(F)の措置を完了時間内に達成できない場合は、速やかに炉心変更^{*1}及び原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。

[6 号炉]

表 27－3－4－3

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能 であるべき チャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位低 (レベル3)	運転 起動 高温停止	2	A1. 1. 原子炉建屋給排気隔離弁 の動作確認を行い、手動 にて隔離できることを確 認する。 及び A1. 2. 非常用ガス処理系 1 系列 を動作可能な状態とす る。 又は A2. 非常用ガス処理系を動作不 能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに
2. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A1. 1. 原子炉建屋給排気隔離弁 の動作確認を行い、手動 にて隔離できることを確 認する。 及び A1. 2. 非常用ガス処理系 1 系列 を動作可能な状態とす る。 又は A2. 非常用ガス処理系を動作不 能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに
3. 原子炉建屋放射 能高 (原子炉建屋換 気系排気口プレ ナム)	運転 起動 高温停止 炉心変更時※ ¹ 又は 原子炉建屋 内で照射さ れた燃料に 係る作業時	2※ ²	A1. 1. 原子炉建屋給排気隔離弁 の動作確認を行い、手動 にて隔離できることを確 認する。 及び A1. 2. 非常用ガス処理系 1 系列 を動作可能な状態とす る。 又は A2. 非常用ガス処理系を動作不 能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに

[6 号炉]

[illegible]

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※ 2 : 2チャンネルは、B系隔離論理を動作させるべきチャンネル数

※ 3 : 高線量当量率物品の移動時を除く。

※4：2チャンネルは、A系隔離論理を動作させるべきチャンネル数

5. その他の計装

[5号炉]

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

非常用ディーゼル発電機計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、系列毎の非常用ディーゼル発電機を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-5-1

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間
1. 非常用交流高圧電源母線低電圧	運転 起動 高温停止 及び 第66条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間	3	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	1 時間 1 時間
			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに
2. 原子炉水位異常低 (レベル1)	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	24 時間
				又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	24 時間
				又は A3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1 時間

[5 号炉]

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能 であるべき チャンネル数 (系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間
3. 格納容器 圧力高	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系 に動作不能 チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な 状態に復旧する。	24 時間
				又は A2. 動作不能チャンネルをトリ ップする。	24 時間
				又は A3. 当該非常用ディーゼル発 電機を動作不能とみなす。	24 時間
			B. 両トリップ系 にそれぞれ動 作不能チャ ンネルが 1 つの 場合	B1. 少なくとも 1 つのチャ ンネルを動作可能な状態に 復旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チャ ンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 当該非常用ディーゼル発 電機を動作不能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップ系 に動作不能 チャンネルが 2 つの場合	C1. 当該非常用ディーゼル発 電機を動作不能とみなす。	1 時間

[5 号炉]

(2) 原子炉隔離時冷却系計装

原子炉隔離時冷却系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉隔離時冷却系を作動させる為の全てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

表 27－3－5－2

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (両トリップ系)	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低 (レベル 2)	運転 起動※ ¹ 高温停止※ ¹	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが 1 つの場合	B1. 少なくとも 1 つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが 2 つの場合	C1. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	1 時間

※ 1 : 原子炉圧力が 1.04MP a [gage]以上の時。

[5 号炉]

(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装

原子炉再循環ポンプトリップ計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理毎の全てのチャンネル数をいう。

表 27－3－5－3

要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間
1. タービン主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力 30%相当以上※ ¹	4	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10 日間 10 日間
			B. 両方の論理に動作不能のチャンネルがそれぞれ 1 つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	2 時間
			C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30%相当未満にする。	8 時間
2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧		2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10 日間 10 日間
			B. 両方の論理に動作不能のチャンネルがそれぞれ 1 つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	2 時間
			C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30%相当未満にする。	8 時間

[5 号炉]

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	条 件	要求される措置	完了時間
2. タービン蒸気加減弁急速閉 b. 電磁弁励磁位置	原子炉熱出力 30%相当以上※ ¹	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10 日間 10 日間
			B. 両方の論理に動作不能のチャンネルがそれぞれ 1 つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	2 時間
			C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30%相当未満にする。	8 時間

※ 1 : タービン入口蒸気第 1 段圧力が約 1.27MP a [gage] (原子炉熱出力の約 30%相当) 以上で運転している時。

(4) 制御棒引抜監視装置計装

制御棒引抜監視装置計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27-3-5-4

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 b. 機器動作不能 c. 中性子束低	原子炉熱出力 30%相当以上	2※ ¹	A. 動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. 動作不能チャンネルをトリップする。	1 時間
			B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 制御棒の引抜操作を行わない。	速やかに

※ 1 : 2 チャンネルのうち、1 チャンネルバイパス可能設備のため、1 チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は 1 とする。

[5号炉]

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、タービン駆動給水ポンプ・主タービンをトリップさせる為の全てのチャンネル数をいう。

表 27-3-5-5

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位高 (レベル8)	原子炉熱出力30%相当以上	3	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	10日間 10日間
			B. 動作不能チャンネルが2つ以上の場合	B1. 高水位トリップ機能を動作可能な状態に復旧する。	2時間
			C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を30%相当未満にする。	8時間

[5 号炉]

(6) 中央制御室非常用換気空調系計装

中央制御室非常用換気空調系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、当該原子炉^{※1}の中央制御室非常用換気空調系を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表27-3-5-6

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉建屋放射能高	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{※2} 又は 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時	2	A. 動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10 日間
				又は A2. チャンネルをトリップする。	10 日間
				又は A3. 当該原子炉 ^{※1} の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	10 日間
			B. 動作不能チャンネルが 2 つの場合	B1. 少なくとも 1 チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1 時間
				又は B2. 当該原子炉 ^{※1} の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1 時間

※ 1 : 5 号炉及び 6 号炉の中央制御室非常用換気空調系をいう。

※ 2 : 停止余裕確認後の制御棒 1 本の挿入・引抜を除く。

[5 号炉]

(7) 事故時計装

事故時計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－ 3 － 5 － 7

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能で あるべきチ ャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉圧 力	運転 起動	2	A. 動作不能チャ ンネルが 1 つ の場合	A1. チャンネルを動作可能な 状態に復旧する。	30 日間
			B. 条件 A で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	B1. 当該計器が動作不能状態 であることを明確にする ような措置を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャ ンネルが 2 つ の場合	C1. 少なくとも 1 つのチャ ンネルを動作可能な状態に 復旧する。	10 日間
			D. 条件 C で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	D1. 高温停止にする。	24 時間
2. 原子炉水 位 (広帯域)		2※ ¹	A. 動作不能チャ ンネルが 1 つ の場合	A1. チャンネルを動作可能な 状態に復旧する。	30 日間
3. 原子炉水 位 (燃料域)			B. 条件 A で要 求される措置 を完了時間内 に達成できない 場合	B1. 当該計器が動作不能状態 であることを明確にする ような措置を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャ ンネルが 2 つ の場合	C1. 少なくとも 1 つのチャ ンネルを動作可能な状態に 復旧する。	10 日間
			D. 条件 C で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	D1. 高温停止にする。	24 時間

※ 1 : 1 チャンネルは記録計, 1 チャンネルは指示計。

[5 号炉]

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
4. 格納容器 圧力	運転 起動	1	A. チャンネルが動作不能な場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10 日間
			B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間
5. 格納容器 雰囲気線量 当量率		2	A. 動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30 日間
			B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャンネルが 2 つの場合	C1. 少なくとも 1 つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10 日間
			D. 条件 C で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 動作不能チャンネルを動作可能な状態に復旧する点検計画を作成する。	速やかに

[6 号炉]

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

非常用ディーゼル発電機計装又は高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、系列毎の非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表 27－3－5－1

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間
1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高压電源母線低電圧	運転 起動 高温停止 及び 第 66 条で要求される非常用交流高压電源母線の要求がある期間	3	A. 動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	1 時間 1 時間
			B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに
b. 原子炉水位異常低 (レベル 1)	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 動作不能チャンネルが 2 つの場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1 時間
c. 格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 動作不能チャンネルが 2 つの場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1 時間

[6 号炉]

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能 であるべき チャンネル数 (系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間
2. 高圧炉心 スプレイ系 ディーゼル 発電機計装 a. 非常用 交流高圧電 源母線低電 圧	運転 起動 高温停止 及び 第 66 条で要 求される非 常 用 交 流 高 圧 電 源 母 線 の 要 求 が あ る 期 間	3	A. 動作不能チャ ンネルが 1 つ 以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状 態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップす る。	1 時間 1 時間
			B. 条件 A で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	B1. 高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電機を動作不能と みなす。	速やかに
b. 原子炉 水位異常低 (レベル 2)	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系 に動作不能チャ ンネルが 1 つ の場合	A1. チャンネルを動作可能な状 態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリ ップする。 又は A3. 高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電機を動作不能と みなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系 にそれぞれ動 作不能チャ ンネルが 1 つの 場合	B1. 少なくとも 1 つのチャ ンネルを動作可能な状態に復 旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チャ ンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電機を動作不能と みなす。	12 時間
			C. 片トリップ系 に動作不能チャ ンネルが 2 つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電機を動作不能と みなす。	1 時間

[6 号炉]

要 素	適用される 原子炉の状 態	動作可能で あるべきチ ャンネル数 (系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間
c. 格納容 器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系 に動作不能チ ャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状 態に復旧する。	24 時間
				又は A2. 動作不能チャンネルをトリ ップする。	24 時間
				又は A3. 高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電機を動作不能 とみなす。	24 時間
			B. 両トリップ系 にそれぞれ動 作不能チャン ネルが 1 つの 場合	B1. 少なくとも 1 つのチャンネ ルを動作可能な状態に復 旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チャン ネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電機を動作不能と みなす。	12 時間
			C. 片トリップ系 に動作不能チ ャンネルが 2 つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電機を動作不能 とみなす。	1 時間

[6 号炉]

(2) 原子炉隔離時冷却系計装

原子炉隔離時冷却系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉隔離時冷却系を作動させるための全てのチャンネル数をいい、その半数が片トリップ系を構成する。

表 27－3－5－2

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能で あるべきチ ャンネル数 (両トリッ プ系)	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水 位異常低 (レベル2)	運転 起動※ ¹ 高温停止※ ¹	4	A. 片トリップ系 に動作不能チ ャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な 状態に復旧する。	24 時間
				又は A2. 動作不能チャンネルをトリ ップする。	24 時間
				又は A3. 原子炉隔離時冷却系を動 作不能とみなす。	24 時間
			B. 両トリップ系 にそれぞれ動 作不能チ ャンネルが 1 つの 場合	B1. 少なくとも 1 つのチ ャンネルを動作可能な状態に 復旧する。	12 時間
				又は B2. いずれかの動作不能チ ャンネルをトリップする。	12 時間
				又は B3. 原子炉隔離時冷却系を動 作不能とみなす。	12 時間
			C. 片トリップ系 に動作不能チ ャンネルが 2 つの場合	C1. 原子炉隔離時冷却系を動 作不能とみなす。	1 時間

※ 1 : 原子炉圧力が 1.04MP a [gage]以上の時。

[6 号炉]

(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装

原子炉再循環ポンプトリップ計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、論理毎の全てのチャンネル数をいう。

表 27－3－5－3

要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	条件	要求される措置	完了時間
1. タービン 主蒸気止め 弁閉	原子炉熱出力 30%相当以上※ ¹	4	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10 日間 10 日間
			B. 両方の論理に動作不能のチャンネルがそれぞれ 1 つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	2 時間
			C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30%相当未満にする。	8 時間
2. タービン 蒸気加減弁 急速閉 a. 油圧		2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが 1 つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10 日間 10 日間
			B. 両方の論理に動作不能のチャンネルがそれぞれ 1 つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	2 時間
			C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30%相当未満にする。	8 時間

[6 号炉]

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能 であるべき チャンネル数 (論理毎)	条 件	要求される措置	完了時間
2. タービン 蒸気加減弁 急速閉 b. 電磁弁 励磁位置	原子炉熱出 力 30%相当 以上※ ¹	2	A. いずれかの論 理に動作不能 チャンネルが 1 つ以上の場 合	A1. チャンネルを動作可能な 状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリ ップする。	10 日間 10 日間
			B. 両方の論理に 動作不能のチ ャンネルがそ れぞれ 1 つ以 上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を 動作可能な状態に復旧す る。	2 時間
			C. 条件 A 又は B で要求される 措置を完了時 間内に達成で きない場合	C1. 原子炉熱出力を 30%相当 未満にする。	8 時間

※ 1 : タービン入口蒸気第 1 段圧力が約 1.27MP a [gage] (原子炉熱出力の約 30%相当) 以上
で運転している時。

[6 号炉]

(4) 制御棒引抜監視装置計装

制御棒引抜監視装置計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－3－5－4

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 b. 機器動作不能 c. 中性子束低	原子炉熱出力 30%相当以上	2※1	A. 動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. 動作不能チャンネルをトリップする。	1 時間
			B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 制御棒の引抜操作を行わない。	速やかに

※ 1：2 チャンネルのうち，1 チャンネルバイパス可能設備のため，1 チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は 1 とする。

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，タービン駆動給水ポンプ・主タービンをトリップさせる為の全てのチャンネル数をいう。

表 27－3－5－5

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位高 (レベル8)	原子炉熱出力 30%相当以上	3	A. 動作不能チャンネルが 1 つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	10 日間 10 日間
			B. 動作不能チャンネルが 2 つ以上の場合	B1. 高水位トリップ機能を動作可能な状態に復旧する。	2 時間
			C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30%相当未満にする。	8 時間

[6 号炉]

(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装

中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－ 3 － 5 － 6

要 素	適用される原子炉の状態	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉圧力	運転 起動	A. 要素 1 つが動作不能の場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30 日間
2. 原子炉隔離時冷却系流量		B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間
3. 原子炉隔離時冷却系制御				
4. 残留熱除去系流量				

[6 号炉]

(7) 中央制御室非常用換気空調系計装

中央制御室非常用換気空調系計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系の系列毎の全てのチャンネル数をいう。

表27-3-5-7

要 素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (系列毎)	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉 建屋放射能高(原子 炉建屋換 気系排気 口プレナム)	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ※1 又は 原子炉建屋 内で照射さ れた燃料に 係る作業時	2	A. 動作不能チャンネルが 1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。 又は A3. 5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	10日間 10日間 10日間
			B. 動作不能チャンネルが 2つの場合	B1. 少なくとも1チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間 1時間
		2	A. 動作不能チャンネルが 1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。 又は A3. 5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	10日間 10日間 10日間
			B. 動作不能チャンネルが 2つの場合	B1. 少なくとも1チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間 1時間
2. 原子炉 建屋放射能高(燃料 取替エリアダクト) ※2					

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※2：高線量当量率物品の移動時を除く。

[6 号炉]

(8) 事故時計装

事故時計装の要素に動作不能が発生し、下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－ 3－ 5－ 8

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能で あるべきチ ャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉 圧力 2. 原子炉 水位 (広帯域)	運転 起動	2	A. 動作不能チャ ンネルが 1 つ の場合	A1. チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。	30 日間
			B. 条件 A で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	B1. 当該計器が動作不能状 態であることを明確に するような措置を開始 する。	速やかに
			C. 動作不能チャ ンネルが 2 つ の場合	C1. 少なくとも 1 つのチャ ンネルを動作可能な状 態に復旧する。	10 日間
			D. 条件 C で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	D1. 高温停止にする。	24 時間
3. 原子炉 水位 (燃料域)		2※1	A. 動作不能チャ ンネルが 1 つ の場合	A1. チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。	30 日間
			B. 条件 A で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	B1. 当該計器が動作不能状 態であることを明確に するような措置を開始 する。	速やかに
			C. 動作不能チャ ンネルが 2 つ の場合	C1. 少なくとも 1 つのチャ ンネルを動作可能な状 態に復旧する。	10 日間
			D. 条件 C で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	D1. 高温停止にする。	24 時間

[6 号炉]

要 素	適用される 原子炉の状態	動作可能 であるべき チャンネル数	条 件	要求される措置	完了時間
4. 格納容 器圧力	運転 起動	2	A. 動作不能チャ ンネルが 1 つ の場合	A1. チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。	30 日間
			B. 条件 A で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	B1. 当該計器が動作不能状 態であることを明確に するような措置を開始 する。	速やかに
			C. 動作不能チャ ンネルが 2 つ の場合	C1. 少なくとも 1 つのチャ ンネルを動作可能な状 態に復旧する。	10 日間
			D. 条件 C で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	D1. 高温停止にする。	24 時間
5. 格納容 器雰囲気 線量当量 率		2	A. 動作不能チャ ンネルが 1 つ の場合	A1. チャンネルを動作可能 な状態に復旧する。	30 日間
			B. 条件 A で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	B1. 当該計器が動作不能状 態であることを明確に するような措置を開始 する。	速やかに
			C. 動作不能チャ ンネルが 2 つ の場合	C1. 少なくとも 1 つのチャ ンネルを動作可能な状 態に復旧する。	10 日間
			D. 条件 C で要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	D1. 動作不能チャンネルを 動作可能な状態に復旧 する点検計画を作成す る。	速やかに

※ 1 : 1 チャンネルは記録計, 1 チャンネルは指示計。

(原子炉再循環ポンプ)

第 28 条

原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉再循環ポンプは表 28－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉再循環ポンプが運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。1 台停止時には制御棒の引き抜き及び炉心流量の増加（停止した原子炉再循環ポンプの再起動時を除く）を行ってはならない。

(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉再循環ポンプ 2 台運転時には 2 台の原子炉再循環ポンプ速度が図 28 に定める運転許容範囲内にあることを毎日 1 回確認する。

3. 当直長は、原子炉再循環ポンプが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 28－2 の措置を講じる。

表 28－1

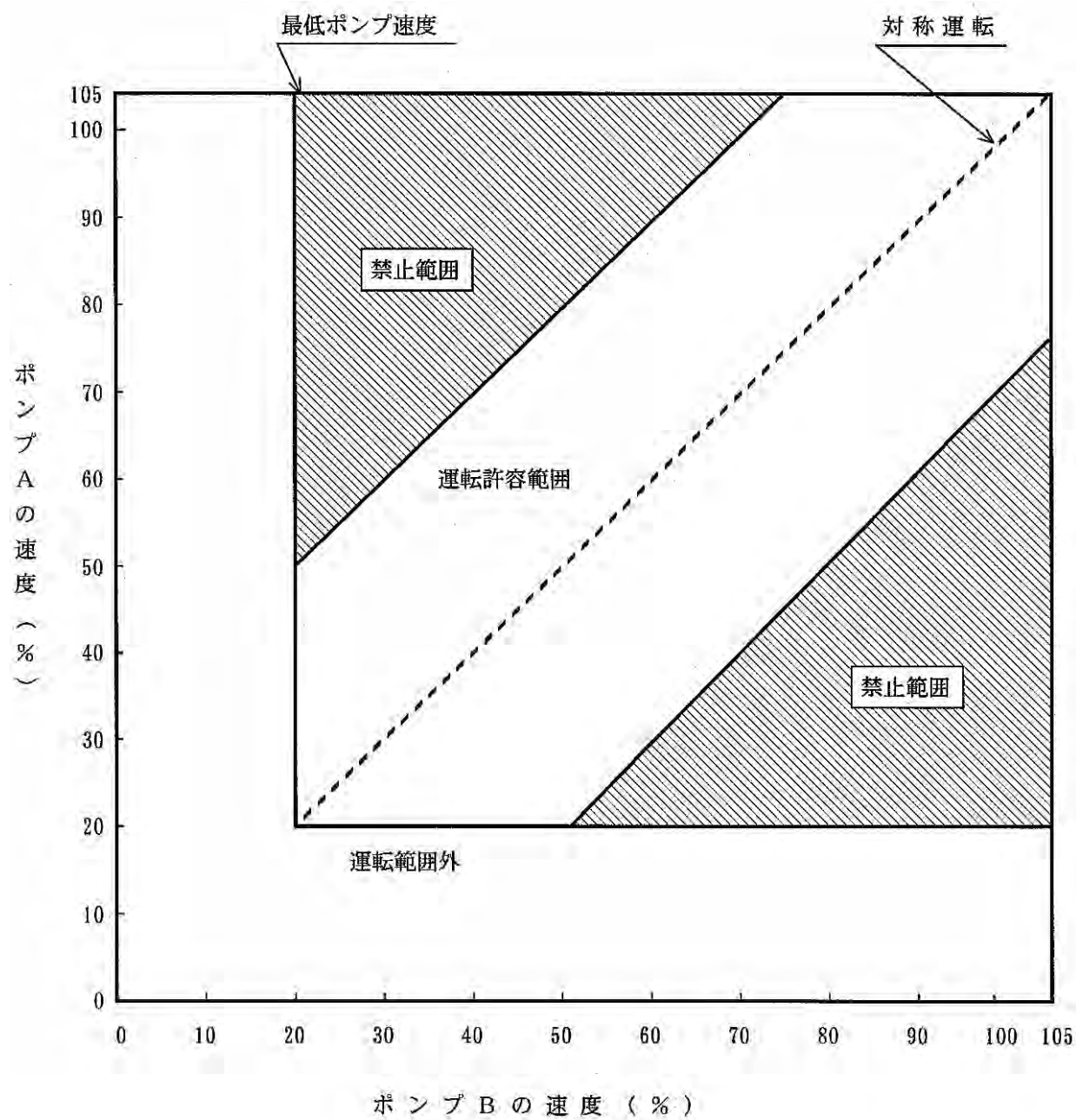
項 目	運転上の制限
原子炉再循環ポンプ	原子炉再循環ポンプ速度が図 28 に定める運転許容範囲内にあること

表 28－2

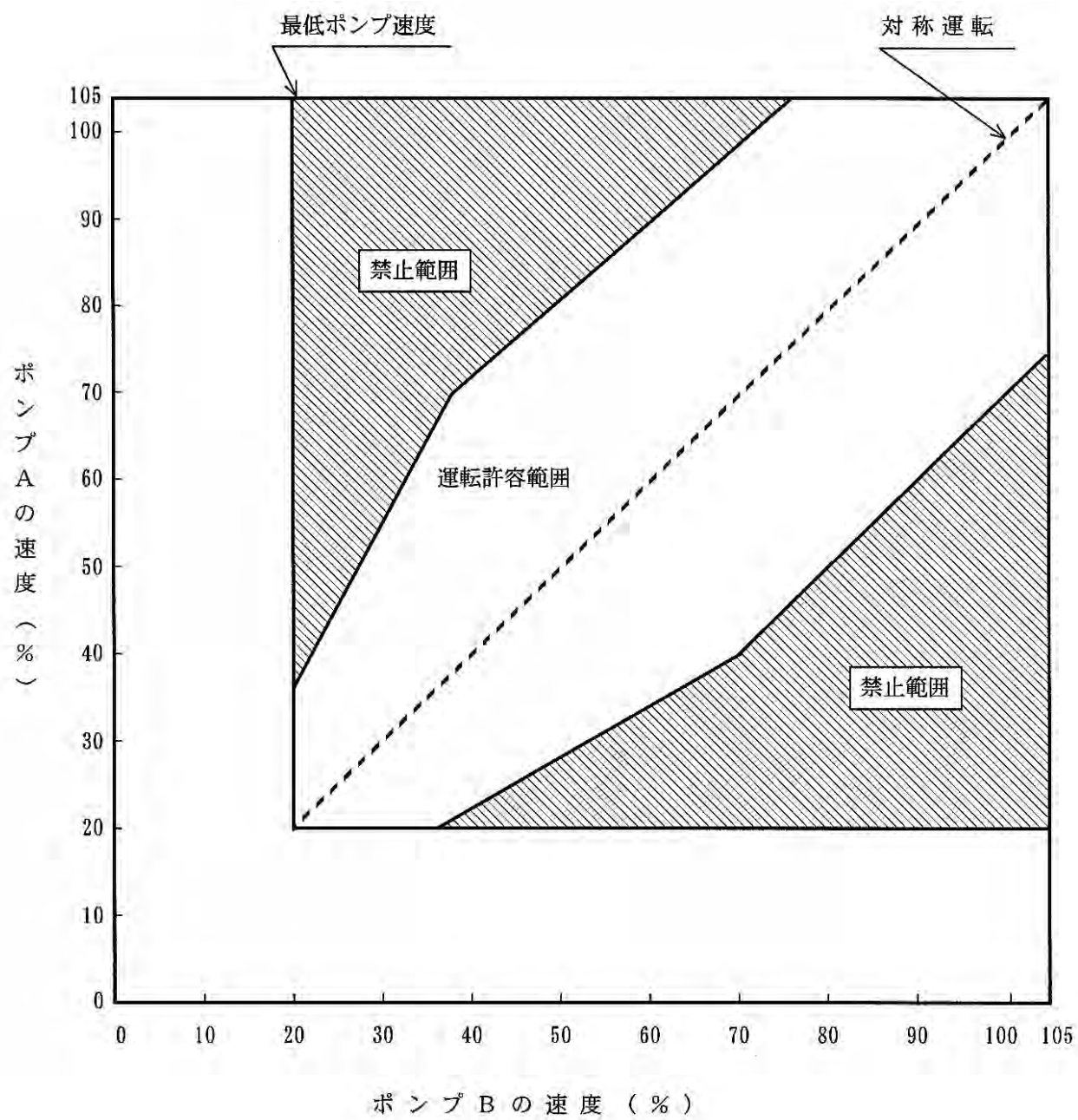
条 件	要求される措置	完了時間
A. 2 台の原子炉再循環ポンプ速度が図 28 の運転許容範囲内であることが確認できない場合	A1. 図 28 の運転許容範囲内に復旧する。	24 時間
	又は A2. いずれかの原子炉再循環ポンプを停止する。	24 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 原子炉再循環ポンプ 2 台とも運転状態にない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間

図 28

1. 5号炉



2. 6号炉



(ジェットポンプ)

第 29 条

原子炉熱出力が 30%以上において、ジェットポンプは、表 29－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. ジェットポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。ただし、原子炉再循環ポンプ 1 台運転の場合は②の事項で確認する。

(1) 当直長は、原子炉熱出力が 30%以上において次の状態が 2 つ以上発生していないことを毎日 1 回確認する。

① 2 つの原子炉再循環ポンプ速度の差が 5 %以内である場合に、2 つの原子炉再循環ループ流量の差が 15%を超えている。

② 個々のジェットポンプ差圧が、各々の系統に属するジェットポンプ差圧の平均値に対し、その差が 20%を超えている。

③ 原子炉再循環ループ流量から求めた炉心流量とジェットポンプ総流量の差が 10%を超えている。

3. 当直長は、ジェットポンプが第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 29－2 の措置を講じる。

表 29－1

項 目	運転上の制限
ジェットポンプ	機能が健全であること

表 29－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 第 2 項で定める確認が実施出来ない場合(原子炉再循環ポンプ 1 台運転の場合を除く)	A1. 第 2 項の確認を実施する。	24 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は A1. の措置の結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合 又は 条件 A を除いて運転上の制限を満足していないと判断した場合	B1. 高温停止にする。	24 時間

(主蒸気逃がし安全弁)

第 30 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，主蒸気逃がし安全弁は，表 30－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし，主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。

2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1) 原子炉 GM は，定検停止時に，主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表 30－2 に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。^{※1}

(2) 計測制御 GM は，定検停止時に，主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表 30－2 に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。

3. 当直長は，主蒸気逃がし安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 30－3 の措置を講じる。

※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は，定期検査前に本検査を行うことができる。

表 30－1

項 目	運転上の制限
主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること

表 30－2

1. 5号炉

項 目	設 定 値
(1) 主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能	8.55MP a [gage]以下※ ² (3 個) 7.78MP a [gage]以下※ ² (3 個) 7.71MP a [gage]以下※ ² (3 個) 7.64MP a [gage]以下※ ² (2 個)
(2) 主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能	7.58MP a [gage]以下 (4 個) 7.51MP a [gage]以下 (3 個) 7.44MP a [gage]以下 (1 個)

2. 6号炉

項 目	設 定 値
(1) 主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能	8.30MP a [gage]以下※ ² (4 個) 8.23MP a [gage]以下※ ² (4 個) 8.16MP a [gage]以下※ ² (4 個) 8.10MP a [gage]以下※ ² (4 個) 7.78MP a [gage]以下※ ² (2 個)
(2) 主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能	7.64MP a [gage]以下 (4 個) 7.58MP a [gage]以下 (4 個) 7.51MP a [gage]以下 (4 個) 7.44MP a [gage]以下 (4 個) 7.37MP a [gage]以下 (2 個)

※2：公称値

表 30－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 1 弁以上の主蒸気逃がし安全弁が動作不能の場合	A1. 主蒸気逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 低温停止にする。	24 時間 36 時間

(格納容器内の原子炉冷却材漏えい率)

第 31 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は，表 31－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
 - (1) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，格納容器内の原子炉冷却材漏えい率を 24 時間に 1 回確認する。
 - (2) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されている漏えいが発生した場合には，原子炉冷却材の漏えいがないことを格納容器冷却器ドレン流量計で 24 時間に 1 回及び格納容器内雰囲気微粒子モニタ又は雰囲気ガス監視装置で毎日 1 回確認する。ただし，原子炉冷却材の漏えいと判断される有意な変化があった場合には，格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の全量を不明確な箇所からの漏えい率とみなす。
 - (3) 計測制御 GM は，必要に応じて，格納容器床排水サンプ出口流量計及び格納容器機器排水サンプ出口流量計の点検を行う。
3. 当直長は，格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 31－2 の措置を講じる。また，格納容器床排水サンプ出口流量計又は格納容器機器排水サンプ出口流量計の故障のために第 2 項で定める確認が実施できないと判断した場合は，表 31－3 の措置を講じる。

表 31－1

項 目	運転上の制限
格納容器内の原子炉冷却材 漏えい率	(1) 格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が $0.23\text{m}^3/\text{h}$ 以下であること。 (2) 格納容器床排水サンプ出口流量計と格納容器機器排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が $5.93\text{m}^3/\text{h}$（1 日平均）以下であること。

表 31－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 不明確な箇所からの漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合 又は 総漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 当該漏えい率を制限値以内に復旧する。	4 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

表 31－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器機器排水サンプ出口流量計による監視不能の場合	A1. 不明確な箇所からの漏えい率が $0.23\text{m}^3/\text{h}$ を超えていないことを確認する。 及び A2. 原子炉再循環ポンプの運転状態を確認する。	速やかに その後 24 時間に 1 回 速やかに その後毎日 1 回
B. 格納容器床排水サンプ出口流量計による監視不能の場合	B1. 格納容器冷却器ドレン流量計による確認を行う。 及び B2. 格納容器内雰囲気微粒子モニタ又は雰囲気ガス監視装置による確認を行う。 及び B3. 格納容器機器排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率が $5.70\text{m}^3/\text{h}$ を超えていないことを確認する。	速やかに その後 24 時間に 1 回 速やかに その後毎日 1 回 速やかに その後 24 時間に 1 回
C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 条件 A 又は B で要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化がある場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視)

第 32 条

原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表 32－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系に関する確認時及び確認後 4 時間以内を除く。

2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 原子炉 GM は、定検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、その結果を当直長に通知する。

(2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを 1 ヶ月に 1 回確認する。

3. 当直長は、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系の系統圧力が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 32－2 の措置を講じる。

表 32－1

項 目	運転上の制限
非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと

表 32－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

(原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度)

第 33 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において，原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度は，表 33－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 5・6号放射線管理GMは，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において，原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度を 1 週間に 1 回測定し，その結果を当直長に通知する。

3. 当直長は，原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 33－2 の措置を講じる。

表 33－1

1. 5 号炉

項 目	運転上の制限
原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度	$7.7 \times 10^3 \text{ B q / g}$ 以下

2. 6 号炉

項 目	運転上の制限
原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度	$4.6 \times 10^3 \text{ B q / g}$ 以下

表 33－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度を制限値以内に復旧する。	2 日間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間
	及び B2. 冷温停止にする。	36 時間

(原子炉停止時冷却系その1)

第 34 条

原子炉の状態が高温停止であって原子炉圧力が付表 34 の条件において、原子炉停止時冷却系は、表 34－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備のための操作期間中は除く。

2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 - (1) 当直長は、原子炉の状態が高温停止であって、原子炉圧力が付表 34 の条件に適合したら、速やかに原子炉停止時冷却系 2 系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。
3. 当直長は、原子炉停止時冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 34－2 の措置を講じる。

表 34－1

項 目	運転上の制限
原子炉停止時冷却系	2 系列※ ¹ が動作可能であること

※1：2 系列とは、ポンプ 2 台、熱交換器 1 基（6 号炉は 2 基）及び必要な弁並びに配管をいう。以下、第 35 条及び第 36 条において同じ。

付表 34

1. 5 号炉

項 目	条 件
原子炉圧力	0.517MP a [gage] 以下

2. 6 号炉

項 目	条 件
原子炉圧力	0.93MP a [gage] 以下

表 34－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉停止時冷却系 1 系列 が動作不能の場合	A1. 原子炉停止時冷却系を動作可能な状態に 復旧させる措置を開始する。	速やかに
	及び A2. 冷温停止とする操作を開始する。	速やかに
B. 原子炉停止時冷却系 2 系列 が動作不能の場合	B1. 原子炉停止時冷却系を動作可能な状態に 復旧させる措置を開始する。	速やかに
	及び B2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持で きる手段が確保されていることを確認す る。	速やかに その後 毎日 1 回

(原子炉停止時冷却系その2)

第 35 条

原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系は、表 35－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の（１）又は（２）の場合は除く。

（１）原子炉停止時冷却系起動準備時

（２）原子炉の昇温を伴う検査時※¹

2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の（１）又は（２）を実施する。

（１）当直長は、原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系 1 系列が運転中であることを 12 時間に 1 回確認する。また、原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで、さらに 1 系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日 1 回管理的手段により確認する。

（２）各 GM は、原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合、停止期間中の原子炉冷却材温度を評価し、当直長に通知する。当直長は、100℃未満であることを 12 時間に 1 回確認する。

3. 当直長は、原子炉停止時冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 35－2 の措置を講じる。

表 35－1

項 目	運転上の制限
原子炉停止時冷却系	（１） 1 系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで※ ² ，さらに 1 系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は （２）原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を 100℃未満に保つことができること

表 35－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日 1 回

※ 1：原子炉の昇温を伴う検査時とは、原子炉冷却材の昇温開始から降温開始までの期間をいう。

※ 2：安全管理 GM はあらかじめその期間を評価し、主任技術者の確認を得て、当直長に通知する。

(原子炉停止時冷却系その3)

第 36 条

原子炉の状態が燃料交換において、原子炉停止時冷却系は、表 36－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉内から全燃料が取出された場合を除く。

2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の（１）又は（２）を実施する。
 - （１）当直長は、原子炉の状態が燃料交換において、原子炉停止時冷却系 1 系列が運転中であることを 12 時間に 1 回確認する。また、原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は、さらに 1 系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日 1 回管理的手段により確認する。
 - （２）各 GM は、原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合、停止期間中の原子炉冷却材温度を評価し、当直長に通知する。当直長は、65℃以下であることを 12 時間に 1 回確認する。
3. 当直長は、原子炉停止時冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 36－2 の措置を講じる。

表 36－1

項 目	運転上の制限
原子炉停止時冷却系	（１） 1 系列が運転中であること及び原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は、さらに 1 系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は （２） 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を 65℃以下に保つことができること

表 36－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後 毎日 1 回
	及び A2. 原子炉圧力容器への照射された燃料の装荷を中止する。 ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに
	及び A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において、少なくとも 1 つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び A5. 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに

(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)

第 37 条

原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表 37－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が 28℃以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度^{※1}と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が 80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。

(1) 技術GMは、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器のぜい性遷移温度の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て当直長に通知する。

(2) 当直長は、次の事項を確認する。

①原子炉冷却材圧力バウンダリに対する供用中の漏えい又は水圧検査を実施する場合は、原子炉冷却材温度が(1)に定める値以上であることを1時間に1回確認する。

②原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が、55℃/h以下であることを1時間に1回確認する。ここで原子炉冷却材温度変化率とは、原子炉冷却材温度の1時間毎の差分をいう。

3. 当直長は、原子炉冷却材温度又は原子炉冷却材温度変化率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 37－2 の措置を講じる。

※1：供用中の漏えい又は水圧検査時は、原子炉圧力容器温度とする。

表 37－1

項 目	運転上の制限
原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること
原子炉冷却材温度変化率	55℃/h 以下

表 37－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 供用中の漏えい又は水圧検査において、原子炉冷却材温度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 加圧を停止する。 及び A2. 温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。	速やかに 速やかに
B. 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止（65℃以上）において、原子炉冷却材温度変化率が制限値を満足していないと判断した場合	B1. 原子炉冷却材温度変化率を制限値以内に復旧する。	1 時間
C. 条件 B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

(原子炉圧力)

第 38 条

原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉圧力は、表 38－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時の圧力変動を除く。

2. 原子炉圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉圧力を 24 時間に 1 回確認する。

3. 当直長は、原子炉圧力が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 38－2 の措置を講じる。

表 38－1

項 目	運転上の制限
原子炉圧力	7.03MP a [gage] 以下

表 38－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉圧力が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉圧力を制限値以内に復旧する。	15 分間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間

(非常用炉心冷却系その1)

第 39 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（自動減圧系については，原子炉圧力が 5 号炉は 0.78MP a [gage]以上，6 号炉は 0.84MP a [gage]以上，高圧注水系については，原子炉圧力が 5 号炉は 1.04MP a [gage]以上）において，非常用炉心冷却系は表 39－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし，原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は，当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）の動作不能とはみなさない。

2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

- (1) 運転情報 GM は，定検停止時に，炉心スプレイ系（6 号炉は低圧炉心スプレイ系），低圧注水系及び高圧炉心スプレイ系（6 号炉）が模擬信号で作動すること並びに格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。さらに，定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において，高圧注水系（5 号炉）が模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。
- (2) 運転情報 GM は，定検停止時に，自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。
- (3) 当直長は，定検停止後の原子炉起動前に表 39－2（6 号炉 項目 7）に定める事項並びに炉心スプレイ系（6 号炉は低圧炉心スプレイ系），低圧注水系（格納容器スプレイ系），高圧注水系（5 号炉）及び高圧炉心スプレイ系（6 号炉）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であること及び主要配管が満水であることを確認する※¹。
- (4) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（自動減圧系については，原子炉圧力が 5 号炉は 0.78MP a [gage]以上，6 号炉は 0.84MP a [gage]以上，高圧注水系については，原子炉圧力が 5 号炉は 1.04MP a [gage]以上）において，表 39－2（6 号炉 項目 7 を除く）に定める事項を確認する。

3. 当直長は，非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 39－3－1 又は表 39－3－2 の措置を講じる。

※ 1：主要配管とは，当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッショナルプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（格納容器スプレイ配管）並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管（高圧注水系のみ）を指し，小口径配管を含まない。また，主要な手動弁と電動弁とは，主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお，主要配

管（格納容器スプレイ配管を除く）の満水は，当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 39－1

1. 5号炉

項 目		運転上の制限 (動作可能で あるべき系列数)
非常用炉心冷却系	炉心スプレイ系	2※ ²
	低圧注水系（格納容器スプレイ系）	2※ ³ （2※ ⁴ ）
	自動減圧系（原子炉圧力が 0.78MP a [gage] 以上のとき）	6※ ⁶
	高圧注水系 （原子炉圧力が 1.04MP a [gage] 以上のとき）	1※ ²

2. 6号炉

項 目		運転上の制限 (動作可能で あるべき系列数)
非常用炉心冷却系	低圧炉心スプレイ系	1※ ²
	低圧注水系（格納容器スプレイ系）	3※ ² （2※ ⁵ ）
	自動減圧系（原子炉圧力が 0.84MP a [gage] 以上のとき）	7※ ⁶
	高圧炉心スプレイ系	1※ ²

※2：1系列とは，ポンプ1台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

※3：1系列とは，ポンプ2台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

※4：1系列とは，ポンプ2台，熱交換器1基及び必要な弁並びに主要配管をいう。

※5：1系列とは，ポンプ1台，熱交換器1基及び必要な弁並びに主要配管をいう。

※6：自動減圧系の系列数は，1系列に相当する弁数をいう。

表 39－2

1. 5号炉

項 目	頻 度
1. 炉心スプレイポンプの流量が 1,073 t/h 以上で、全揚程が 191m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
2. 炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
3. 残留熱除去系ポンプの流量が 3,500 t/h 以上 ^{※7} で、全揚程が 121m 以上 ^{※7} であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
4. 低圧注水系における注入弁及び試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁（外側弁）、サプレッションプールのスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
5. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.83MP a [gage] 以上であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
6. 高圧注水系ポンプの流量が 965 t/h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 64m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
7. 原子炉圧力が 1.04MP a [gage] 相当 ^{※8} において、高圧注水系ポンプの流量が 965 t/h で、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 54m 以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中に 1 回

2. 6号炉

項 目	頻 度
1. 低圧炉心スプレイポンプの流量が 401 l / s 以上で、全揚程が 195m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
2. 低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
3. 残留熱除去系ポンプの流量が 446 l / s 以上で、全揚程が 85m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
4. 低圧注水系における注入弁及び試験可能逆止弁、格納容器スプレイ弁、サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
5. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.86MP a [gage] 以上であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
6. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 401 l / s 以上で、全揚程が 255m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
7. 高圧炉心スプレイポンプの流量が 105 l / s 以上で、全揚程が 815m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定 検 停 止 後 の 原 子 炉 起 動 前 に 1 回
8. 高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回

※7：ポンプ 2 台分の流量をいう。

※8：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

表 39-3-1

1. 5号炉

条 件	要求される措置	完了時間
A. 炉心スプレイ系 1 系列が動作不能の場合	A1. 炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの炉心スプレイ系 1 系列及び低圧注水系 1 系列について、動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 低圧注水系 1 系列が動作不能の場合※ ⁹	B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 及び B2. 残りの低圧注水系 1 系列について、動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
C. 自動減圧系の弁 1 個が動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 及び C2. 高圧注水系（原子炉圧力が 1.04MP a [gage] 以上の場合）及び原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が 1.04 MP a [gage] 以上の場合）について、動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
D. 高圧注水系が動作不能の場合	D1. 高圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.83MP a [gage] 以上であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに 速やかに
E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2 系列以上が動作不能の場合 又は 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1 系列及び自動減圧系の弁 1 個が動作不能の場合 又は 自動減圧系の弁 2 個以上が動作不能の場合 又は 条件 A～D のいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 低温停止にする。 なお、高圧注水系が動作不能の場合は、原子炉圧力を、1.04MP a [gage] 未満にし、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を 0.78MP a [gage] 未満にする。	24 時間 36 時間

2. 6号炉

条 件	要求される措置	完了時間
A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 低圧注水系 3 系列について、動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 低圧注水系 1 系列が動作不能の場合※ ⁹	B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 及び B2. 残りの低圧注水系 2 系列について、動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
C. 自動減圧系の弁 1 個が動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 及び C2. 高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が 1.04MP a [gage] 以上の場合）について、動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系（原子炉圧力が 0.84MP a [gage] 以上の場合）の窒素ガス供給圧力が 0.86MP a [gage] 以上であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が 1.04MP a [gage] 以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに 速やかに
E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）2 系列以上が動作不能の場合 又は 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）1 系列及び自動減圧系の弁 1 個が動作不能の場合 又は 自動減圧系の弁 2 個以上が動作不能の場合 又は 条件 A～D のいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。 なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を 0.84MP a [gage] 未満にする。	24 時間 36 時間

表 39－3－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器スプレイ系 1 系列が動作不能の場合※ ⁹	A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について，動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 格納容器スプレイ系 2 系列が動作不能の場合※ ⁹ 又は 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

※ 9：残留熱除去系ポンプの故障等により，低圧注水系及び格納容器スプレイ系の動作不能となる場合は，それぞれの要求される措置を実施する。

(非常用炉心冷却系その2)

第 40 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用炉心冷却系は表 40－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。また原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

- (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、表 40－2 に定める事項を確認する。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用されない。
 - ①原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
 - ②原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 40－3 の措置を講じる。

表 40－1

項 目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数) ※1
非常用炉心冷却系	(1) 非常用炉心冷却系 (自動減圧系及び高圧注水系を除く) 2 系列 又は (2) 非常用炉心冷却系 (自動減圧系及び高圧注水系を除く) 1 系列 及び復水補給水系 1 系列

※ 1 : 本条における非常用炉心冷却系 1 系列とは、ポンプ 1 台及び必要な弁並びに主要配管をいい、復水補給水系 1 系列とは、ポンプ 1 台及び注水に必要な弁並びに配管をいう。

表 40－2

1. 5号炉

項 目	頻 度
1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションプールを水源とする場合は、サブプレッションプール水位が－156 c m以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、復水貯蔵タンク水位が炉心スプレイ系を確保する場合は22%（タンク底部から332 c m）以上、復水補給水系を確保する場合は37%（タンク底部から532 c m）以上あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回
2. 動作可能であるべき炉心スプレイ系及び低圧注水系について、主要配管が満水であることを確認する※ ² 。ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回
3. 動作可能であるべき炉心スプレイ系、低圧注水系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回
4. 動作可能であるべき炉心スプレイ系及び低圧注水系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回

2. 6号炉

項目	頻度
1. 動作可能であるべき系統がサブプレッションプールを水源とする場合は、サブプレッションプール水位が－407 c m以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は、高圧炉心スプレイ系を確保する場合は177 c m（タンク底部から207 c m）以上、復水補給水系を確保する場合は437 c m（タンク底部から467 c m）以上あることを確認する。	12時間に1回 12時間に1回
2. 動作可能であるべき低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び高圧炉心スプレイ系について、主要配管が満水であることを確認する※ ² 。ただし、第39条第2項（1）で定める確認時を除く。	1ヶ月に1回
3. 動作可能であるべき低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について、注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	1ヶ月に1回
4. 動作可能であるべき低圧炉心スプレイ系、低圧注水系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に1回
5. 動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。	1ヶ月に1回

※2：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 40－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 1 系列が動作不能の場合	A1. 動作可能な状態に復旧する。	4 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに
C. 2 系列が動作不能の場合	C1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。 及び C2. 1 系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 4 時間
D. 条件 C で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において、少なくとも 1 つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び D2. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び D3. 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

(原子炉隔離時冷却系)

第 41 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（原子炉圧力が 1.04MP a [gage] 以上）において，原子炉隔離時冷却系は表 41－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

- (1) 運転情報 GM は，定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において，原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。
- (2) 当直長は，定検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であること及び主要配管が満水であることを確認する※¹。
- (3) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（原子炉圧力が 1.04MP a [gage] 以上）において，表 41－2 に定める事項を確認する。

3. 当直長は，原子炉隔離時冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 41－3 の措置を講じる。

※ 1：主要配管とは，原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し，小口径配管を含まない。また，主要な手動弁と電動弁とは，主要配管上の手動弁と電動弁及び主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。
なお，主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は，当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 41－1

項 目	運転上の制限
原子炉隔離時冷却系 (原子炉圧力が 1.04MP a [gage] 以上のとき)	動作可能であること

表 41－2

項 目	頻 度
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が5号炉は90.8 t/h及び6号炉は37.9 l/sで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて66m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回
2. 原子炉圧力が1.04MP a [gage]相当※²において、原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が5号炉は90.8 t/h及び6号炉は37.9 l/sで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて5号炉は54m以上及び6号炉は80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中に1回

※2：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

表 41－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が5号炉は 0.83MP a [gage] 以上及び6号炉は 0.86MP a [gage] 以上であることを確認する。 及び A3. 高圧注水系（6号炉は高圧炉心スプレイ系）について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに 速やかに
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 原子炉圧力を 1.04MP a [gage]未満にする。	24 時間 36 時間

(主蒸気隔離弁)

第 42 条

原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表 42－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - (1) 運転情報GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表 42－2 に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。
 - (2) 原子炉GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表 42－2 に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。
3. 当直長は、主蒸気隔離弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 42－3 の措置を講じる。

表 42－1

項 目	運転上の制限
主蒸気隔離弁	動作可能であること

表 42－2

項 目	判定値
主蒸気隔離弁全閉時間	3 秒以上 4.5 秒以下
主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉圧力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下

表 42－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合	A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。	8 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間
	及び B2. 冷温停止にする。	36 時間

(格納容器及び格納容器隔離弁)

第 43 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，格納容器及び格納容器隔離弁は，表 43－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし，ドライウェル点検時は，速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができ，この場合は格納容器の機能喪失とはみなさない。

2. 格納容器及び格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
 - (1) 運転情報GMは，定検停止時に，格納容器漏えい率が表 43－2 に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。
 - (2) 運転情報GMは，定検停止時に，表 43－3 に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し，その結果を当直長に通知する。
 - (3) 当直長は，定検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。
3. 当直長は，格納容器又は格納容器隔離弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 43－4 の措置を講じる。なお，同時に複数の動作不能な格納容器隔離弁が発生した場合には，個々の弁に対して表 43－4 の措置を講じる。

表 43－1

項 目	運転上の制限
格納容器	機能が健全であること
格納容器隔離弁	動作可能であること

表 43－2

項 目	判定値
格納容器の漏えい率	0.5％／日以下 (常温，空気，設計圧力において)

表 43-3

1. 5号炉

項	目
(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気管内側ドレン弁 主蒸気管外側ドレン弁	格納容器パージ排気側ベント弁 格納容器非常用ガス処理系側ベント弁 真空逃がし弁制御空気隔離弁 格納容器ベント弁（PCVベント弁）
(2) 原子炉水サンプリング系 炉水サンプル内側隔離弁 炉水サンプル外側隔離弁	(8) 原子炉格納容器ドレン系 格納容器床ドレン第一隔離弁 格納容器床ドレン第二隔離弁 格納容器機器ドレン第一隔離弁 格納容器機器ドレン第二隔離弁
(3) 計装用空気系 計装用空気隔離弁	(9) 試料採取系 酸素分析サンプル隔離弁（内側） 酸素分析サンプル隔離弁（外側） 酸素分析サンプル戻り弁（内側） 酸素分析サンプル戻り弁（外側） 原子炉水サンプリング第一止め弁 原子炉水サンプリング第二止め弁 液体サンプリング戻り第一止め弁 液体サンプリング戻り第二止め弁 残留熱除去系熱交換器出口 サンプリング第一止め弁 残留熱除去系熱交換器出口 サンプリング第二止め弁
(4) 自動減圧装置室素系 自動減圧系用室素系隔離弁	(10) 可燃性ガス濃度制御系 可燃性ガス濃度制御系A入口側隔離弁 可燃性ガス濃度制御系B入口側隔離弁 可燃性ガス濃度制御系A出口側隔離弁 可燃性ガス濃度制御系B出口側隔離弁
(5) 原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系ポンプ 吸込内側隔離弁 原子炉冷却材浄化系ポンプ 吸込外側隔離弁	(11) 移動式炉心内計装系 玉形弁
(6) 残留熱除去系 残留熱除去系廃棄物処理系第一隔離弁 残留熱除去系廃棄物処理系第二隔離弁 残留熱除去系熱交（A） 出口電導度計用弁 残留熱除去系熱交（B） 出口電導度計用弁 ヘッドスプレイ内側隔離弁 ヘッドスプレイ外側隔離弁 残留熱除去系ポンプ吸込外側隔離弁 残留熱除去系ポンプ吸込内側隔離弁	(12) 格納容器雰囲気モニタ系 格納容器（ドライウエル）雰囲気 サンプリング入口第一止め弁 格納容器（ドライウエル）雰囲気 サンプリング入口第二止め弁 格納容器（サブプレッションチェンバ） 雰囲気サンプリング入口第一止め弁 格納容器（サブプレッションチェンバ） 雰囲気サンプリング入口第二止め弁 格納容器雰囲気サンプリング戻り 第一止め弁 格納容器雰囲気サンプリング戻り 第二止め弁
(7) 不活性ガス系 ドライウエルパージ弁 圧力抑制室パージ弁 圧力抑制室ベント弁 圧力抑制室ベントバイパス弁 ドライウエルベント弁 ドライウエルベントバイパス弁 格納容器室素供給弁 ドライウエル室素供給弁 圧力抑制室室素供給弁 格納容器室素パージ弁 格納容器空気パージ弁	

2. 6号炉

項	目
(1) 主蒸気管ドレン系 主蒸気管ドレン弁 (内側) 主蒸気管ドレン弁 (外側)	内側サプレッションプール ベントバイパス弁 内側格納容器窒素ガス供給弁
(2) 原子炉水サンプリング系 原子炉水サンプル弁 (内側) 原子炉水サンプル弁 (外側)	内側サプレッションプール 窒素ガス供給弁 内側格納容器パージ弁 内側サプレッションプールパージ弁
(3) 廃棄物処理系 格納容器高電導度サンプ隔離弁 (外側) 格納容器低電導度サンプ隔離弁 (外側) 格納容器高電導度サンプ隔離弁 (内側) 格納容器低電導度サンプ隔離弁 (内側)	格納容器ベント弁 (PCVベント弁)
(4) 残留熱除去系 残留熱除去系A系サンプリング弁 (外側) 残留熱除去系B系サンプリング弁 (外側) 残留熱除去系廃棄物処理系弁 (内側) 残留熱除去系入口隔離弁 (外側) A系シャットダウンクーリング注入弁 (外側) B系シャットダウンクーリング注入弁 (外側) 残留熱除去系原子炉ヘッドスプレイ弁 残留熱除去系A系サンプリング弁 (内側) 残留熱除去系B系サンプリング弁 (内側) 残留熱除去系廃棄物処理系弁 (外側) 残留熱除去系入口隔離弁 (内側) A系テストブルチェック弁バイパス弁 B系テストブルチェック弁バイパス弁	(8) 漏洩検出系 核分裂生成物サンプリング隔離弁 (外側) 核分裂生成物サンプリング隔離弁 (内側) (9) 試料採取系 格納容器酸素サンプル隔離弁 (外側) 格納容器酸素サンプル戻り隔離弁 (外側) 格納容器酸素サンプル隔離弁 (内側) 格納容器酸素サンプル戻り隔離弁 (内側) 原子炉水サンプリング第一止め弁 原子炉水サンプリング第二止め弁 液体サンプリング戻り第一止め弁 液体サンプリング戻り第二止め弁 残留熱除去系熱交換器 出口サンプリング第一止め弁 残留熱除去系熱交換器 出口サンプリング第二止め弁
(5) 原子炉冷却材浄化系 原子炉冷却材浄化系隔離弁 (外側) 原子炉冷却材浄化系隔離弁 (内側)	(10) 格納容器雰囲気気モニタ系 格納容器雰囲気気サンプリング入口 第一止め弁 格納容器雰囲気気サンプリング入口 第二止め弁 格納容器雰囲気気サンプリング戻り 第一止め弁 格納容器雰囲気気サンプリング戻り 第二止め弁
(6) 移動式炉心内計装系 玉形弁	(11) 復水補給水系 ペデスタル注入ライン流量調節弁 ペデスタル注入ライン隔離弁
(7) 不活性ガス系 外側非常用ガス処理系ベント弁 外側換気系ベント弁 外側エアパージ供給入口弁 外側窒素ガスパージ供給弁 外側窒素ガス補給入口弁 内側格納容器ベント弁 内側サプレッションプールベント弁	

表 43－4

条 件	要求される措置	完了時間
A. 条件B, C又はD以外の場合であって、格納容器の機能が健全でない場合	A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧する。	1 時間
B. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁 2 個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁 1 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第 94 条の 2 第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4 時間 1 ヶ月に 1 回
C. 主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁 2 個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁 2 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第 94 条の 2 第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	1 時間 1 ヶ月に 1 回
D. 格納容器隔離弁 1 個を有する配管に適用 動作不能な格納容器隔離弁 1 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。 ^{※1} 及び D2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし、第 94 条の 2 第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4 時間 1 ヶ月に 1 回
E. 条件A, B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

※1：動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離したことにより、当該系統の機能が喪失した場合は、該当する条文を適用する。

(サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁)

第 44 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁は，表 44－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし，真空破壊弁 1 弁が全開不能の場合を除く。

2. サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 原子炉 GM は，定検停止時に，サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し，その結果を当直長に通知する。

3. 当直長は，サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 44－2 の措置を講じる。

表 44－1

項 目	運転上の制限
サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁	動作可能であること

表 44－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 真空破壊弁 2 弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3 日間
B. 真空破壊弁 1 弁以上が全閉不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2 時間
C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24 時間
	及び C2. 冷温停止にする。	36 時間

(サブプレッションプールの平均水温)

第 45 条

原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプールの平均水温^{※1}は、表 45－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後 24 時間までを除く。

2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉隔離時冷却系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような場合、サブプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が 47℃を超えた時には、5 分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が 47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が 47℃を超えた場合には、サブプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等中止し、24 時間以内に平均水温を 32℃以下に復旧する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においてサブプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を 24 時間に 1 回確認する。

3. 当直長は、サブプレッションプールの平均水温が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 45－2 の措置を講じる。

※1：平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。

表 45－1

項 目	運転上の制限
サブプレッションプールの平均水温	32℃以下

表 45－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. サプレッションプールの平均水温が 32℃を超えている場合	A1. 32℃以下に復旧する。	24 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間
	及び B2. 冷温停止にする。	36 時間
C. サプレッションプールの平均水温が 49℃を超えている場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに
	及び C2. 原子炉減圧を開始する。	1 時間
	及び C3. 冷温停止にする。	36 時間

(サプレッションプールの水位)

第 46 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，サプレッションプールの水位は，表 46－1（図 46）で定める事項を運転上の制限とする。ただし，地震時を除く。

2．サプレッションプールの水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，サプレッションプールの水位を 24 時間に 1 回確認する。

3．当直長は，サプレッションプールの水位が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 46－2 の措置を講じる。

表 46－1

項 目 (サプレッションプール水位)	運転上の制限
5 号炉	+16.6 c m（上限値）以下 －3.9 c m（下限値）以上
6 号炉	+10.4 c m（上限値）以下 －10.7 c m（下限値）以上

図 46

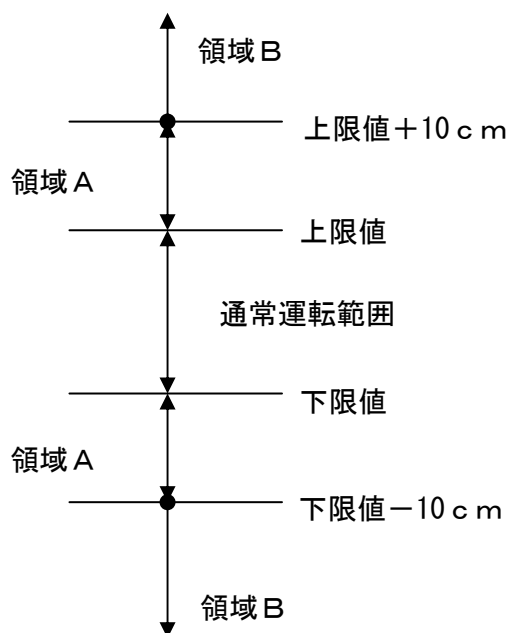


表 46－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. サプレッションプールの水位が図 46 の領域 A の場合	A1. サプレッションプールの水 位を制限値以内に復旧する。	24 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内 に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間
	及び B2. 冷温停止にする。	36 時間
C. サプレッションプールの水位が図 46 の領域 B の場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに

(可燃性ガス濃度制御系)

第 47 条

原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表 47－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
 - (1) 運転情報 GM は、定検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。
 - (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系ブローが起動すること及び可燃性ガス濃度制御系隔離弁が開することを 1 ヶ月に 1 回確認する。
3. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 47－2 の措置を講じる。

表 47－1

項 目	運転上の制限
可燃性ガス濃度制御系	2 系列※ ¹ が動作可能であること

表 47－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 可燃性ガス濃度制御系 1 系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の 1 系列が動作可能であることを確認する。	30 日間 速やかに
B. 可燃性ガス濃度制御系 2 系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも 1 系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに
C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24 時間

※ 1 : 1 系列とはブロー 1 台、再結合器 1 基（6 号炉はブロー 2 台、再結合器 2 基）及び必要な弁並びに配管をいう。

(格納容器内の酸素濃度)

第 48 条

原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度は、表 48－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの 24 時間及び原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の 24 時間を除く。

2. 格納容器内の酸素濃度が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が運転において、格納容器内の酸素濃度を 1 週間に 1 回確認する。

3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 48－2 の措置を講じる。

表 48－1

項 目	運転上の制限
格納容器内の酸素濃度	4 %以下

表 48－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

(原子炉建屋)

第 49 条

原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，原子炉建屋は，表 49－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉建屋が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1) 運転情報GMは，定検停止時に，原子炉建屋を負圧に保ち得ることを確認し，その結果を当直長に通知する。

(2) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，原子炉建屋を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において，少なくとも 1 つが閉鎖状態にあることを 1 ヶ月に 1 回確認する。

3. 当直長は，原子炉建屋が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 49－2 の措置を講じる。

表 49－1

項 目	運転上の制限
原子炉建屋	機能が健全であること

表 49－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋を負圧に保つための必要な措置を講じる。	4 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内で達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間
	及び B2. 冷温停止にする。	36 時間
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに
	及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに

※ 1：停止余裕確認後の制御棒 1 本の挿入・引抜を除く。

(原子炉建屋給排気隔離弁)

第 50 条

原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※¹又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，原子炉建屋給排気隔離弁は，表 50－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 運転情報GMは，定検停止時に，原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し，その結果を当直長に通知する。

3. 当直長は，原子炉建屋給排気隔離弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 50－2 の措置を講じる。

表 50－1

項 目	運転上の制限
原子炉建屋給排気隔離弁	動作可能であること

表 50－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁 1 個を有するラインが 1 つ以上ある場合（ただし，当該ラインが隔離されている場合を除く）	A1. 全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，全閉可能であることを確認する。 及び A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10 日間
B. 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁 2 個を有するラインが 1 つ以上ある場合 又は 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁 2 個を有するラインが 1 つ以上ある場合 又は 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

※ 1：停止余裕確認後の制御棒 1 本の挿入・引抜を除く。

(非常用ガス処理系)

第 51 条

原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，非常用ガス処理系は表 51－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
 - (1) 運転情報GMは，定検停止時に，非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。
 - (2) 5・6号放射線管理GMは，定検停止時に，非常用ガス処理系の総合除去効率が表 51－2 に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。
 - (3) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，非常用ガス処理系排風機が起動すること及び非常用ガス処理系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。
3. 当直長は，非常用ガス処理系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 51－3 の措置を講じる。

表 51－1

項 目	運転上の制限
非常用ガス処理系	2 系列 ^{※2} が動作可能であること

表 51－2

1. 5 号炉

項 目	判定値
総合除去効率	97%以上

2. 6 号炉

項 目	判定値
総合除去効率	99%以上

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※2：1系列とは，排風機1台，フィルタ1基及び必要なダンパ，ダクトをいう。

表 51－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ガス処理系 1 系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の 1 系列について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において, 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに
D. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 非常用ガス処理系 2 系列が動作不能の場合	D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
E. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において, 非常用ガス処理系 2 系列が動作不能の場合	E1. 炉心変更を中止する。 及び E2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

(非常用冷却海水系)

第 52 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，非常用冷却海水系^{※1}は，表 52－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 非常用冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
 - (1) 運転情報GMは，定検停止時に，非常用冷却海水系ポンプが模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。
 - (2) 当直長は，定検停止後の原子炉起動前に，非常用冷却海水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。^{※2}
 - (3) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，表 52－2 に定める事項を確認する。
3. 当直長は，非常用冷却海水系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 52－3 の措置を講じる。ただし，この場合第 39 条及び第 60 条は適用しない。

※1：非常用冷却海水系とは，残留熱除去海水系を示す。

※2：非常用冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは，当該系統に期待されている機能を達成するための非常用冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁及び電動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁及び電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。

表 52－1

項 目	運転上の制限
非常用冷却海水系	2 系列 ^{※3} が動作可能であること

表 52－2

項 目	頻 度
非常用冷却海水系ポンプが起動することを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1 ヶ月に 1 回

※3：1 系列とはポンプ 2 台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

表 52－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 1 系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の 1 系列について、動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 2 系列が動作不能の場合 又は 条件 A において、さらに異なる区分のディーゼル発電設備冷却系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系（6 号炉）が動作不能の場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24 時間 36 時間 冷温停止 となる まで 毎日 1 回

(非常用ディーゼル発電設備冷却系)

第 53 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，非常用ディーゼル発電設備冷却系^{※1}は，表 53－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 非常用ディーゼル発電設備冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
 - (1) 運転情報 GM は，定検停止時に，非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプが模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。
 - (2) 当直長は，定検停止後の原子炉起動前に，非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプの主要な手動弁の開閉状態を確認する^{※2}。なお，非常用ディーゼル発電設備補機冷却系については，主要配管の満水^{※3}も確認する。
 - (3) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプが起動することを 1 ヶ月に 1 回確認する。
3. 当直長は，非常用ディーゼル発電設備冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 53－2 の措置を講じる。ただし，この場合第 39 条及び第 60 条は適用しない。なお，非常用ディーゼル発電設備補機冷却系空気冷却器ファンが 2 台以上動作不能となった場合において，冷水温度を 38℃付近に維持可能なときは，運転上の制限を逸脱していないものとする。

※1：非常用ディーゼル発電設備冷却系とは，5 号炉については，非常用ディーゼル発電設備冷却海水系をいい，6 号炉については，非常用ディーゼル発電設備冷却海水系 1 系列^{※4}及び非常用ディーゼル発電設備補機冷却系 1 系列^{※4}をいう。

※2：非常用ディーゼル発電設備冷却系の主要な手動弁とは，非常用ディーゼル発電設備冷却海水系にあっては，当該系統に期待されている機能を達成するための非常用ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいい，非常用ディーゼル発電設備補機冷却系にあっては，主要配管^{※3}上の手動弁並びに主要配管に接続する配管上の手動弁のうち主要配管の満水^{※3}を維持するために必要な一次弁をいう。

※3：非常用ディーゼル発電設備補機冷却系の主要配管とは，当該系統に期待されている機能を達成するための非常用ディーゼル発電設備補機冷却系空気冷却器とポンプのループ配管を指し，小口径配管を含まない。なお，主要配管の満水とは，当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 53－1

項 目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電設備冷却系	2 系列 ^{※4} が動作可能であること

※4：非常用ディーゼル発電設備冷却海水系 1 系列とは，海水ポンプ 1 台及び必要な弁並びに配管をいい，非常用ディーゼル発電設備補機冷却系 1 系列とは，冷水ポンプ 1 台，空気冷却器ファン 5 台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

表 53－2

1. 5号炉

条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電設備冷却系 1 系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の 1 系列について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 非常用ディーゼル発電設備冷却系 2 系列が動作不能の場合 又は 条件 A においてさらに異なる区分の非常用冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24 時間 36 時間 冷温停止となるまで 毎日 1 回

2. 6号炉

条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電設備冷却系 1 系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 非常用ディーゼル発電設備冷却系 2 系列が動作不能の場合 又は 条件 A においてさらに異なる区分の非常用冷却海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24 時間 36 時間 冷温停止となるまで 毎日 1 回

(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系)

第 54 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系は，表 54－1 で定める事項を運転上の制限とする。なお，本条文は 6 号炉のみ適用される。

2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
 - (1) 運転情報 GM は，定検停止時に，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプが模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。
 - (2) 当直長は，定検停止後の原子炉起動前に，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁の開閉状態を確認する。^{※1}
 - (3) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプが起動することを 1 ヶ月に 1 回確認する。
3. 当直長は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 54－2 の措置を講じる。ただし，この場合第 39 条及び第 60 条は適用しない。

※1：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁とは，当該系統に期待されている機能を達成するための高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。

表 54－1

項 目	運転上の制限
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系	1 系列 ^{※2} が動作可能であること

表 54－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 条件 A においてさらに非常用冷却海水系又は非常用ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24 時間 36 時間 冷温停止となる まで 毎日 1 回

※2：1 系列とは，ポンプ 1 台及び主要な手動弁並びに配管をいう。

(使用済燃料プールの水位及び水温)

第 55 条

使用済燃料プールの水位及び水温は、表 55－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料プールの水温が 65℃以下であることを毎日 1 回確認する。

3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 55－2 の措置を講じる。

表 55－1

項 目	運転上の制限
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65℃以下

表 55－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料プールが運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後 毎日 1 回
	及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに
	及び A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において、少なくとも 1 つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び A5. 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに

(燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位)

第 56 条

原子炉の状態が燃料交換において、原子炉上部で燃料又は制御棒を移動する場合、原子炉水位は、表 56－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が燃料交換において、原子炉上部で燃料又は制御棒を移動する場合、原子炉水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日 1 回確認する。

3. 当直長は、原子炉水位が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 56－2 の措置を講じる。

表 56－1

項 目	運転上の制限
燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	オーバーフロー水位付近にあること

表 56－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 燃料又は制御棒の移動を中止する。ただし、移動中の燃料又は制御棒は所定の場所に移動する。	速やかに
	及び A2. 原子炉水位を回復する操作を開始する。	速やかに

(中央制御室非常用換気空調系)

第 57 条

原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，中央制御室非常用換気空調系は表 57－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
 - (1) 運転情報GMは，定検停止時に，中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。
 - (2) 5・6号放射線管理GMは，定検停止時に，中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表 57－2 に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。
3. 当直長は，中央制御室非常用換気空調系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 57－3 の措置を講じる。

※1：停止余裕確認後の制御棒 1 本の挿入・引抜を除く。

表 57－1

項 目	運転上の制限
中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり 2 系列 ^{※2} が動作可能であること

表 57－2

項 目	判 定 値
総合除去効率	30%以上

表 57－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用換気空調系 1 系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の 1 系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。	30 日間 速やかに
B. 中央制御室非常用換気空調系 2 系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも 1 系列を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
C. 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
D. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 炉心変更を中止する。 及び D2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

※2：2 系列とはファン 2 台，フィルタ 1 基及び必要なダンパ，ダクトをいう。

(外部電源その1)

第 58 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，外部電源^{※1}は表 58－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬停時を除く。

2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。

3. 当直長は，外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 58－2 の措置を講じる。

※1：外部電源とは，電力系統又は主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を第 65 条及び第 66 条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。以下，第 59 条及び第 60 条において同じ。

表 58－1

項 目	運転上の制限
外部電源	2 系列 ^{※2} が動作可能であること

※2：外部電源の系列数は，非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数（当該原子炉の主発電機を除く）の合計数とし，各々の非常用交流高圧電源母線について求められる。以下，第 59 条及び第 60 条において同じ。

表 58－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 動作可能である外部電源が 1 系列のみの場合	A1. 外部電源を 2 系列動作可能な状態に復旧する。	10 日間
B. 動作可能である外部電源が 1 系列のみの場合 (高圧炉心スプレイ系母線を除く) 及び 非常用ディーゼル発電機 1 台が動作不能の場合 (高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く)	B1. 外部電源を 2 系列動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	12 時間 12 時間
C. 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が 1 系列のみ又は 1 系列もない場合 及び 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合	C1. 1. 外部電源を 2 系列動作可能な状態に復旧する。 又は C1. 2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び C2. 自動減圧系 (原子炉圧力が 0.84MPa[gage] 以上の場合) の窒素ガス供給圧力が表 39－2 に定める値であることを確認する。 及び C3. 原子炉隔離時冷却系について、動作可能であることを確認する。※ ³	10 日間 10 日間 速やかに 速やかに
D. 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が 1 系列もない場合	D1. 外部電源を 2 系列動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系 (原子炉圧力が 0.84MPa[gage] 以上の場合) の窒素ガス供給圧力が表 39－2 に定める値であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系について、動作可能であることを確認する。※ ³	10 日間 速やかに 速やかに
E. 動作可能である外部電源が 1 系列もない場合 (高圧炉心スプレイ系母線を除く) 又は 条件 A, B, C 又は D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止とする。 及び E2. 冷温停止とする。	24 時間 36 時間

※ 3 : 原子炉圧力が 1.04MPa [gage] 以上の場合に実施する。

(外部電源その2)

第 59 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，外部電源は表 59－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬停時を除く。

2．外部電源が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 当直長は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。

3．当直長は，外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 59－2 の措置を講じる。

表 59－1

項 目	運転上の制限
外部電源	1 系列が動作可能であること

表 59－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する。	速やかに
	及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに
	及び A3. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに
	及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに

(非常用ディーゼル発電機その1)

第60条

原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電機は表60-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 運転情報GMは、定検停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。

(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、次の事項を確認する。

①非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が $6,900 \pm 345$ V及び周波数が 50 ± 1 Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを1ヶ月に1回確認する。

②A系及びB系のデイトンクレベル及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベル(6号炉)が表60-2に定める値を満足していることを1ヶ月に1回確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。

3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表60-3の措置を講じる。

表60-1

項 目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機	2台 ^{*1} の非常用ディーゼル発電機(6号炉は3台 ^{*2} の非常用ディーゼル発電機)が動作可能であること

表60-2

項 目	5号炉 A系	5号炉 B系	6号炉 A系	6号炉 B系	6号炉 HPCS
非常用ディーゼル発電機デイトンクレベル	3,430mm 以上	3,430mm 以上	2,829mm 以上	2,299mm 以上	1,598mm 以上

表 60－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電機 1 台が動作不能の場合	A1. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残り 1 台（6 号炉は 2 台）の非常用ディーゼル発電機について、動作可能であることを確認する。 及び A3. 原子炉隔離時冷却系について、動作可能であることを確認する。※ ³	10 日間 速やかに 速やかに
B. 条件 A（A1 の措置）で要求される措置（非常用ディーゼル発電機の復旧措置）を完了時間内に達成できない場合	B1. 動作可能な非常用ディーゼル発電機を運転状態とする。 及び B2. 非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30 日間
C. 非常用ディーゼル発電機 1 台が動作不能の場合（高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く） 及び 動作可能である外部電源が 1 系列のみの場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 外部電源を 2 系列動作可能な状態に復旧する。	12 時間 12 時間
D. 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合 及び 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が 1 系列のみ又は 1 系列もない場合	D1. 1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 又は D1. 2. 外部電源を 2 系列動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系（原子炉圧が 0.84MPa〔gage〕以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表 39－2 に定める値であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系について、動作可能であることを確認する。※ ³	10 日間 10 日間 速やかに 速やかに
E. 条件 A（A1 の措置を除く）、 B、C 又は D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 非常用ディーゼル発電機 2 台以上が動作不能の場合	E1. 高温停止とする。 及び E2. 冷温停止とする。	24 時間 36 時間

※ 1：2 台とは、A 系及び B 系をいう。

※ 2：3 台とは、A 系、B 系及び高圧炉心スプレイ系をいう。

※ 3：原子炉圧力が 1.04MPa〔gage〕以上の場合に実施する。

(非常用ディーゼル発電機その2)

第 61 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用ディーゼル発電機^{※1※2}は表 61－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 非常用ディーゼル発電機が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第 66 条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機が運転可能であることを次の事項により確認する。

①非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が $6,900 \pm 345$ V 及び周波数が 50 ± 1 Hz であること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを 1 ヶ月に 1 回確認する。

②表 61－1 で要求されるディーゼル発電機のデイトンクレベルが表 61－2 に定める値を満足していることを 1 ヶ月に 1 回確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後 2 日間を除く。

3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 61－3 の措置を講じる。

※1：非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系（6号炉）の非常用ディーゼル発電機をいう。

※2：当直長は、非常用ディーゼル発電機を待機除外にする場合には、1／2／3／4号炉の当直長に通知する。

表 61－1

項 目	運転上の制限
交流電源	第 66 条で要求される当該非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め 2 台の非常用発電設備 ^{※3} が動作可能であること

※3：非常用発電設備とは、非常用ディーゼル発電機及び必要な電力供給が可能な非常用発電機をいう。なお、非常用発電機は、複数の号炉で共用することができる。

表 61－2

項 目	5 号炉 A系	5 号炉 B系	6 号炉 A系	6 号炉 B系	6 号炉 HPCS
非常用ディーゼル発電 機デイトンクレベル	3,430mm 以上	3,430mm 以上	2,829mm 以上	2,299mm 以上	1,598mm 以上

表 61－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足 していないと判断し た場合	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 及び	速やかに
	A2. 炉心変更を中止する。 及び	速やかに
	A3. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止 する。 及び	速やかに
	A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続 している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダ リを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに

(非常用ディーゼル発電機燃料油等)

第 62 条

ディーゼル燃料油，潤滑油及び起動用空気は，表 62－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし，非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後 2 日間を除く。

2．ディーゼル燃料油，潤滑油及び起動用空気が，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 当直長は，ディーゼル燃料油，潤滑油及び起動用空気が第 60 条及び第 61 条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを，付表 62－1，付表 62－2 及び付表 62－3 で 1 ヶ月に 1 回確認する。

3．当直長は，ディーゼル燃料油，潤滑油又は起動用空気が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 62－2 の措置を講じる。

表 62－1

項 目	運転上の制限
ディーゼル燃料油， 潤滑油及び 起動用空気	第 60 条及び第 61 条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること

付表 62－1

項 目	No. 3	No. 6
ディーゼル燃料油(軽油 タンクレベル)	2,180mm以上 (1,490mm ^{※1} 以上)	1,291mm以上

付表 62－2

項 目	5 号炉 A 系	5 号炉 B 系	6 号炉 A 系	6 号炉 B 系	6 号炉 HPCS
潤滑油 (サンプタンク 貯油量)	1,815 l 以上	1,815 l 以上	2,300 l 以上	1,900 l 以上	2,300 l 以上

※ 1：6 号炉 A 系ディーゼル発電機が要求されない場合

付表 62－3

1. 5号炉

項 目	5号炉A系	5号炉B系
起動用空気 (自動用空気 貯槽圧力)	2.16MP a [gage] 以上	2.16MP a [gage] 以上

2. 6号炉

項 目	6号炉A系	6号炉B系	6号炉HPCS
起動用空気 (自動用空気 貯槽圧力)	2.16MP a [gage] 以上	2.16MP a [gage] 以上	2.16MP a [gage] 以上

表 62－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが付表62－1を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間
B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油貯油量が付表62－2を満足しない場合	B1. 制限値以内に復旧する。	2日間
C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が付表62－3を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間
D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、6号炉においては、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台以上に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに
E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに

(直流電源その1)

第 63 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，直流電源は表 63－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1) 運転情報GMは，定検停止時に，直流電源（蓄電池及び充電器^{※1}）の機能を確認し，その結果を当直長に通知する。

(2) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，2 系列^{※2}（6 号炉は 3 系列^{※3}）の蓄電池及び充電器について，浮動充電時の蓄電池電圧が 126V 以上であることを 1 週間に 1 回確認する。

3. 当直長は，直流電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 63－2 の措置を講じる。

※1：充電器とは，充電器又は予備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能となる。以下，第 64 条において同じ。

※2：2 系列とは，A 系及び B 系をいう。

※3：3 系列とは，A 系，B 系及び高圧炉心スプレイ系をいう。

表 63－1

項 目	運転上の制限
直流電源	2 系列 ^{※2} （6 号炉は 3 系列 ^{※3} ）が動作可能であること

表 63－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 直流電源 1 系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 直流電源 1 系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに
C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。 及び C2. 冷温停止とする。	24 時間 36 時間

(直流電源その2)

第 64 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は表 64－1 で定める事項を運転上の制限とする。

2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第 66 条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が 126V 以上であることを 1 週間に 1 回確認する。

3. 当直長は、直流電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 64－2 の措置を講じる。

表 64－1

項 目	運転上の制限
直流電源	第 66 条で要求される直流電源が動作可能であること

表 64－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
	及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに
	及び A3. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに
	及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに

(所内電源系統その1)

第 65 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，所内電源系統は表 65－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬停時を除く。

2. 所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。

3. 当直長は，所内電源系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 65－2 の措置を講じる。

表 65－1

項 目		運転上の制限 (受電されている系統数)
所内電源系統	(1) 非常用交流高圧電源母線	2 系統※ ¹ (6 号炉は 3 系統※ ²)
	(2) 原子炉保護系母線	2 系統※ ¹
	(3) 直流電源母線	2 系統※ ¹ (6 号炉は 3 系統※ ²)

表 65－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用交流高圧電源母線の 1 系統が電源喪失の場合 (高圧炉心スプレイ系母線を除く)	A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。	8 時間
B. 原子炉保護系母線の 1 系統が電源喪失の場合	B1. 原子炉保護系母線を受電可能な状態に復旧する。	2 時間
C. 直流電源母線の 1 系統が電源喪失の場合 (高圧炉心スプレイ系母線を除く)	C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	2 時間
D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線又は高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	速やかに
E. 条件 A，B，C 又は D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止とする。	24 時間
	及び E2. 冷温停止とする。	36 時間
F. 非常用交流高圧電源母線，原子炉保護系母線又は直流電源母線の 2 系統以上が電源喪失の場合	F1. 高温停止とする。	24 時間
	及び F2. 冷温停止とする。	36 時間

※1：2 系統とは，A 系及び B 系をいう。

※2：3 系統とは，A 系，B 系及び高圧炉心スプレイ系をいう。

(所内電源系統その2)

第 66 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、所内電源系統は表 66－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。

2. 所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第 27 条、第 35 条、第 36 条及び第 40 条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線及び直流電源母線が受電されていることを 1 週間に 1 回確認する。

3. 当直長は、所内電源系統が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 66－2 の措置を講じる。

表 66－1

項 目	運転上の制限
所内電源系統	第 27 条、第 35 条、第 36 条及び第 40 条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線及び直流電源母線が受電されていること

表 66－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 要求される非常用交流高圧電源母線、原子炉保護系母線又は直流電源母線が電源喪失の場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
	及び A2. 炉心変更を中止する。	速やかに
	及び A3. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに
	及び A4. 要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。	速やかに
	及び A5. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに

(原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜き)

第 67 条

原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，1 体以上の燃料が装荷されている単一のセルから制御棒 1 本を引き抜く場合は，表 67－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし，第 84 条を適用する場合は除く。

2. 原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜きを行う場合に，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 当直長は，原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，制御棒 1 本の引き抜きを行う場合は，表 67－2 に定める事項を確認する。

3. 当直長は，原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜きを行う場合に，第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 67－3 の措置を講じる。

表 67－1

項 目	運転上の制限
原子炉停止中の制御棒 1 本の引き抜き	(1) 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において，1 本制御棒引抜インターロック（引き抜かれた制御棒が 1 本ある場合には，2 本目の引抜対象制御棒が選択できないこと）が作動していること (2) 全制御棒の位置を確認していること (3) 第 27 条の原子炉保護系計装に関して，原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であること (4) 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていること

表 67－2

項 目	頻 度
1. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において，1 本制御棒引き抜インターロックが作動していることを確認する。	作業毎※ ¹ に，最初の制御棒引き抜き後，速やかに
2. 全制御棒の位置を確認する。	24 時間に 1 回
3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置に施錠されていることを確認する。 及び 全挿入位置から制御棒を引き抜く場合は，制御棒の位置が全挿入位置表示でなくなることを確認する。 及び 第 27 条の原子炉保護系計装に関して，原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であることを管理的手段により確認する。 及び 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表 22－2 に定める値であることを確認する。（ただし，当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く）	毎日 1 回 制御棒を引き抜く都度 最初の制御棒引き抜き開始前 最初の制御棒引き抜き前，その後 1 週間に 1 回
4. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていることを確認する。	制御棒の引き抜き開始の都度

※1：作業毎とは，制御棒のフリクションテスト，スクラムの時間測定等それぞれの作業の開始時点において行うことをいう。なお，1 本制御棒引き抜インターロックの除外又は原子炉モードスイッチの切替を行うために作業を中断する場合は，作業の再開にあたり再度 1 本制御棒引き抜インターロックが作動していることを確認する。

表 67－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。	速やかに
	及び A2. 挿入可能な全ての制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
	及び A3. 全挿入位置にある制御棒を引き抜かない。	速やかに

(単一制御棒駆動機構の取り外し)

第 68 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、1 体以上の燃料が装荷されている単一のセルから引き抜かれた制御棒における制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は、表 68－1 で定める事項を運転上の制限とする。この場合、第 27 条の原子炉保護系計装及び第 67 条は適用されない。

2. 単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は、表 68－2 に定める事項を確認する。

3. 当直長は、単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合に、第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 68－3 の措置を講じる。

表 68－1

項 目	運転上の制限
単一制御棒駆動機構の取り外し	(1) 引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外されていること (2) 停止余裕が確保されていること (3) 他の炉心変更が行われていないこと

表 68－2

項 目	頻 度
1. 引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外されていることを確認する。	制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日 1 回
2. 停止余裕が確保されていることを管理的手段により確認する。	制御棒駆動機構の取り外し前
3. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日 1 回

表 68－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 制御棒駆動機構の取り外しを中止する。 及び A2. 1. 全制御棒の全挿入操作を開始する。 又は A2. 2. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)

第 69 条

原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は，表 69－1 で定める事項を運転上の制限とする。この時，他の運転上の制限については，原子炉の状態が各々高温停止，冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし，原子炉の状態が起動であるとはみなさない。

2．複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1) 燃料GMは，制御棒操作を行うにあたり，あらかじめ制御棒操作手順を作成し，主任技術者の確認を得て当直長に通知する。

(2) 当直長は，原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，原子炉モードスイッチを起動位置にして，制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合又は制御棒操作手順に従って複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は，表 69－2 に定める事項を確認する。

3．当直長は，複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に，第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 69－3 の措置を講じる。

表 69－1

項 目	運転上の制限
複数の制御棒引き抜きを伴う検査	あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること

表 69－2

1. 5号炉

項 目	頻 度
1. 下記の原子炉保護系計装及び起動領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 ・ 起動領域モニタ (1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 - 計数率高 - 機器動作不能 (2) 原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合 - 計数率高 - 機器動作不能 - 又は - 原子炉周期（ペリオド）短 - 中性子束高 - 機器動作不能 ・ 平均出力領域モニタ (原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合) - 中性子束高 - 機器動作不能 ・ スクラム・ディスチャージボリューム水位高 ・ 地震加速度大 ・ 原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・ スクラム（手動）	最初の制御棒引き抜き開始前
2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は、制御棒を操作する運転員の他に、少なくとも1名の運転員が、制御棒操作手順に従って操作がなされていることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合は、第14条に定めた手順に従った操作がなされていることを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前 制御棒操作の都度 制御棒操作の都度
3. 制御棒と制御棒駆動機構の結合状態を確認する。	制御棒を全引抜位置にする都度
4. 制御棒の引き抜き操作は、制御棒操作手順において連続操作を定める場合を除きノッチ操作であることを確認する。	制御棒操作の都度
5. 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表22－2に定める値であることを確認する。（ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く）	最初の制御棒引き抜き開始前
6. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前

2. 6号炉

項 目	頻 度
1. 下記の原子炉保護系計装及び起動領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 ・ 起動領域モニタ (1) 原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 - 計数率高 - 機器動作不能 (2) 原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合 - 計数率高 - 機器動作不能 - 又は - 原子炉周期（ペリオド）短 - 機器動作不能 ・ 平均出力領域モニタ (原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合) - 中性子束高 - 機器動作不能 ・ スクラム・ディスチャージボリューム水位高 ・ 地震加速度大 ・ 原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・ スクラム（手動）	最初の制御棒引き抜き開始前
2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は、制御棒を操作する運転員の他に、少なくとも1名の運転員が、制御棒操作手順に従って操作がなされていることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合は、第14条に定めた手順に従った操作がなされていることを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前 制御棒操作の都度 制御棒操作の都度
3. 制御棒と制御棒駆動機構の結合状態を確認する。	制御棒を全引抜位置にする都度
4. 制御棒の引き抜き操作は、制御棒操作手順において連続操作を定める場合を除きノッチ操作であることを確認する。	制御棒操作の都度
5. 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを確認する。（ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く）	最初の制御棒引き抜き開始前
6. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前

表69-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 引き抜き制御棒の全挿入操作を開始する。 （制御棒挿入に際しては、必要に応じて制御棒価値ミニマイザをバイパスできる。） 及び A2. 原子炉モードスイッチを燃料取替位置又は停止位置とする。	速やかに 全制御棒全挿入完了後

(原子炉の昇温を伴う検査)

第 70 条

原子炉の状態が冷温停止において、原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が 100℃以上となる場合は、表 70－1 で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が冷温停止であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が高温停止であるとはみなさない。また、本条を適用している間は、第 35 条を適用しない。

2. 原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が 100℃以上となる場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉冷却材の昇温開始から 100℃となる前に次の各項目を管理的手段で確認する。

- ①第 27 条（計測及び制御設備）の原子炉建屋隔離系計装の機能
- ②第 49 条（原子炉建屋）の機能
- ③第 50 条（原子炉建屋給排気隔離弁）の機能
- ④第 51 条（非常用ガス処理系）の機能

3. 当直長は、原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が 100℃以上となる場合に、第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 70－2 の措置を講じる。

表 70－1

項 目	運転上の制限
原子炉の昇温を伴う検査	第 27 条の原子炉建屋隔離系計装、第 49 条の原子炉建屋、第 50 条の原子炉建屋給排気隔離弁及び第 51 条の非常用ガス処理系の機能が確保されていること

表 70－2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。	速やかに
	又は	
	A2. 1. 温度又は圧力を上昇する操作を中止する。 及び A2. 2. 原子炉冷却材温度を 100℃未満にする。	速やかに 24 時間

(原子炉モードスイッチの切替を伴う検査)

第 71 条

原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，第 69 条の適用時を除いて原子炉モードスイッチを運転位置又は起動位置にする場合は，表 71－1 で定める事項を運転上の制限とする。この時，他の運転上の制限については，原子炉の状態が各々高温停止，冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし，原子炉の状態が運転又は起動であるとはみなさない。

2. 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合に，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 当直長は，表 71－2 に定める事項を確認する。

3. 当直長は，原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合に，第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 71－3 の措置を講じる。

表 71－1

項 目	運転上の制限
原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	1 体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること及び炉心変更が行われていないこと

表 71－2

項 目	頻 度
1. 1 体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること	原子炉モードスイッチの切替直前
2. 炉心変更が行われてないこと	原子炉モードスイッチの切替直前

表 71－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 検査を中止する。 及び	速やかに
	A2. 原子炉モードスイッチを停止位置又は燃料取替位置にする。	速やかに

(運転上の制限の確認)

第 72 条

各 GM は、運転上の制限を第 3 節各条の第 2 項で定める事項※¹で確認する。

2. 第 3 節各条の第 2 項で定められた頻度及び第 3 項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表 72 に定める範囲内で延長することができる※²。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。
3. 各 GM は、第 3 節各条の第 2 項で定める事項を行うことができなかった場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第 3 節各条の第 3 項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第 3 節各条の第 3 項の要求される措置を開始する。
4. 各 GM は、運転上の制限が適用される時点から、第 3 節各条の第 2 項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第 3 節各条の第 2 項で定める頻度（期間）より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。
5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。
6. 第 3 節各条の第 2 項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第 3 節各条の第 2 項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第 73 条第 2 項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。

※ 1：第 72 条から第 75 条を除く。以下、第 73 条及び第 74 条において同じ。

※ 2：第 2 節で定められた頻度も適用される。

表 72

頻 度		備 考
保安規定で定める頻度	延長できる時間	
1 時間に 1 回	15 分	分単位の間隔で確認する。
12 時間に 1 回	3 時間	時間単位の間隔で確認する。
24 時間に 1 回	6 時間	同上
毎日 1 回		所定の直の時間帯で確認する。
1 週間に 1 回	2 日	日単位の間隔で確認する。
1 ヶ月に 1 回	7 日	同上 なお、1 ヶ月は 31 日とする。
1,000MW d / t に 1 回	250MW d / t	

(運転上の制限を満足しない場合)

第 73 条

運転上の制限を満足しない場合とは、各 GM が第 3 節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各 GM は、この判断を速やかに行う。

2. 各 GM は、第 3 節各条の第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。
3. 各 GM は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。
4. 各 GM は、運転上の制限を満足していないと判断した場合、5・6 号運転管理部長に報告し、5・6 号運転管理部長は所長及び主任技術者に報告する。
5. 各 GM は、運転上の制限を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。なお、運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、表 73 の例に準拠する。
6. 各 GM は、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、5・6 号運転管理部長に報告し、5・6 号運転管理部長は主任技術者に報告する。
7. 各 GM は、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰にあたっては、主任技術者の確認を得る。
8. 各 GM は、次の各号を適用することができる。
 - (1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第 2 項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第 2 項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。
 - (2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。
 - (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第 3 節各条の第 2 項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。
 - (4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第 2 項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。

表 73

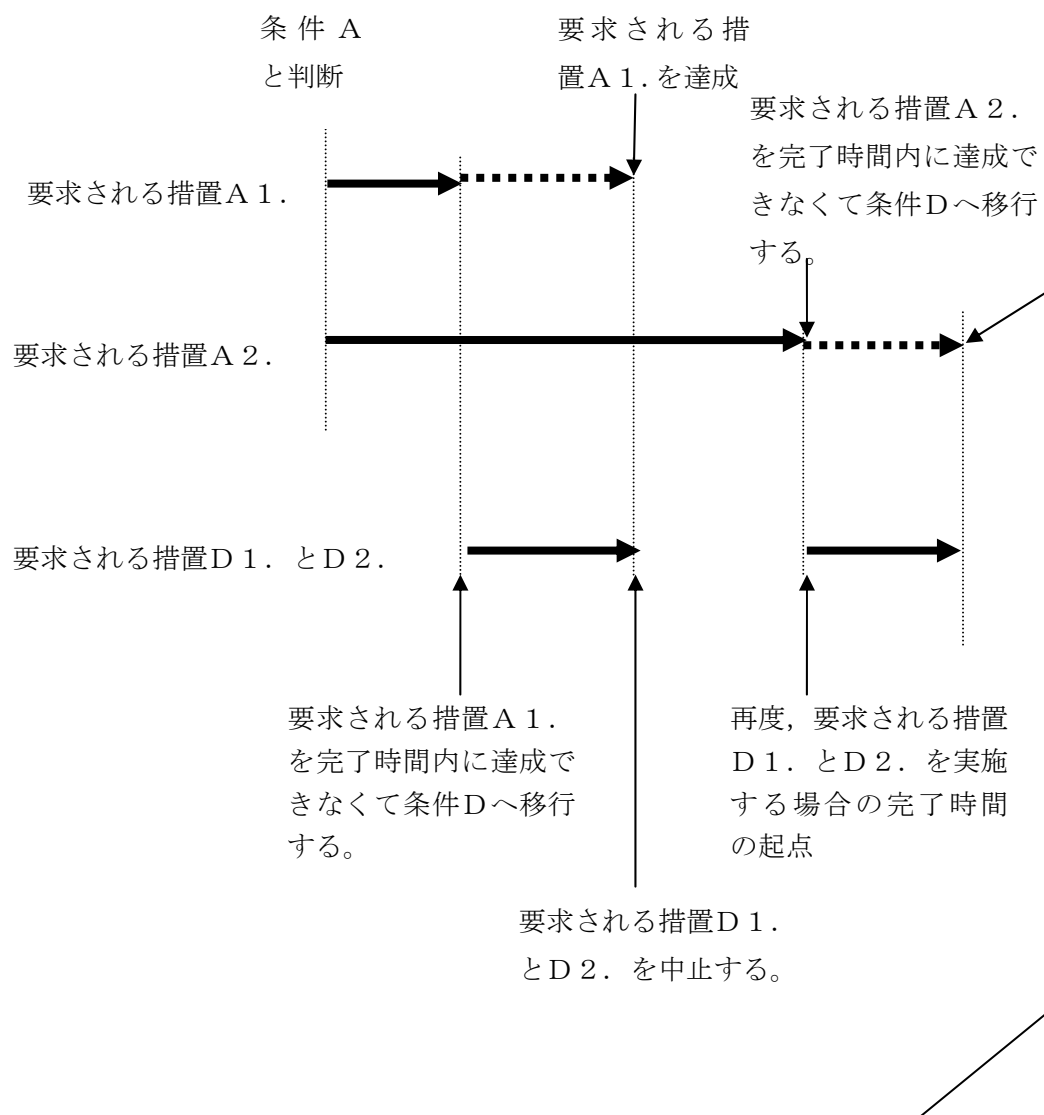
条 件	要求される措置	完了時間
A. 機能 X が確認できない場合	A1. 機能 X の代替機能を確認する。 及び A2. 機能 X を確認する。	1 時間, その後 8 時間に 1 回 3 日間
B. 機能 Y が確認できない場合	B1. 機能 Y を確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を 30% 未満にする。	8 時間 8 時間
C. 機能 X が確認できない場合 及び 機能 Y が確認できない場合	C1. 機能 X を確認する。 又は C2. 機能 Y を確認する。	1 時間 1 時間
D. 条件 A, B 又は C で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

- (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合に、該当する条件がない場合は、要求される措置としては 13 時間以内に原子炉の状態を起動にする, 25 時間以内に高温停止にする及び 37 時間以内に冷温停止にする。ただし、この要求される措置を実施中に運転上の制限が適用される状態でなくなった場合又は運転上の制限を満足していると判断した場合は、この限りでない。
- (2) 要求される措置 A1. と A2. (又は要求される措置 B1. と B2.) の完了時間の起点は、いずれも条件 A (又は条件 B) であると判断した時点 (運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ) である。また、要求される措置 C1. と C2. 並びに D1. と D2. の完了時間の起点は、いずれも条件 C 又は D に移行した時点である。
- (3) 条件 B (機能 Y が確認できない場合) であると判断した場合、要求される措置 B1. 又は B2. を実施するが、いずれの措置も 8 時間以内に達成することは困難と判断した場合は、8 時間を待たずに条件 D に移行することができる。このとき、要求される措置 D1. と D2. の完了時間の起点は条件 D に移行した時点である。
- (4) 要求される措置 A1. を 1 時間以内に達成できない場合又はその後の 8 時間毎の確認ができない場合は、条件 D へ移行する。このとき、要求される措置 D1. と D2. の実施と並行して要求される措置 A1. と A2. を実施し、要求される措置 A1. が要求される措置 A2. の完了時間である 3 日間以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置 D1. と D2. の実施要求はなく、また、原子炉熱出力は条件 D へ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置 A2. を 3 日間以内 (起点は最初に条件 A で

あると判断した時点）に達成させる。（参考図 73－ 1 参照）

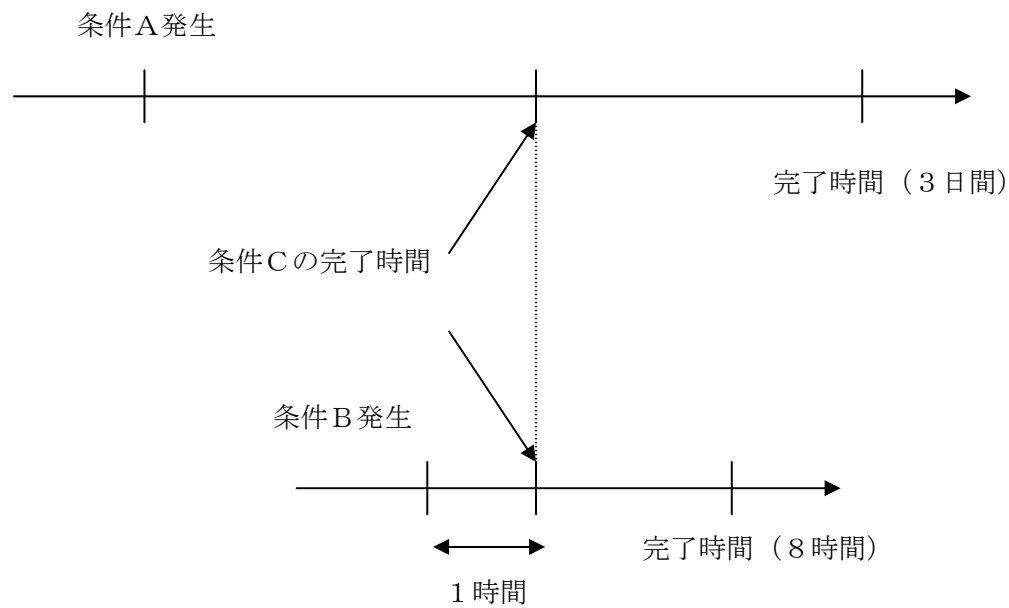
- （５）（４）において、要求される措置 A2. を 3 日間以内に達成できない場合は、その時点から条件 D へ移行する。このときの要求される措置 D1. と D2. の完了時間の起点は、改めて条件 D に移行した時点であり、最初に条件 D へ移行した時点ではない。（参考図 73－ 1 参照）
- （６）条件 A（機能 X が確認できない場合）の要求される措置 A1. と A2. を実施中に条件 B（機能 Y が確認できない場合）であると判断した場合、条件 C に移行し、要求される措置 C2.（又は要求される措置 C1.）を 1 時間以内に達成すると、条件 C から条件 A（又は条件 B）に移行する。このとき再度、条件 A（又は条件 B）の要求される措置 A1. と A2.（又は要求される措置 B1. と B2.）を実施することになるが、完了時間の起点は、最初に条件 A（又は条件 B）であると判断した時点である。（参考図 73－ 2 参照）
- （７）条件 A（機能 X が確認できない場合）の要求される措置 A1. と A2. を実施中に条件 B（機能 Y が確認できない場合）であると判断した場合、条件 C に移行するが、要求される措置 C2.（又は要求される措置 C1.）の完了時間より前に条件 A の完了時間が来るときは、条件 A の完了時間が優先する。このとき、実質的な条件 C の完了時間は条件 A の完了時間と同じであり、要求される措置 A1. と A2. が条件 A の完了時間内に達成できれば、自動的に条件 C の要求される措置は達成され、条件 B の完了時間は条件 B であると判断した時点を開始とする完了時間となる。また、要求される措置 A1. と A2. が条件 A の完了時間内に達成できなければ、条件 C の要求される措置を実施するしないにかかわらず条件 D へ移行する。（参考図 73－ 3 参照）

参考図 73－ 1



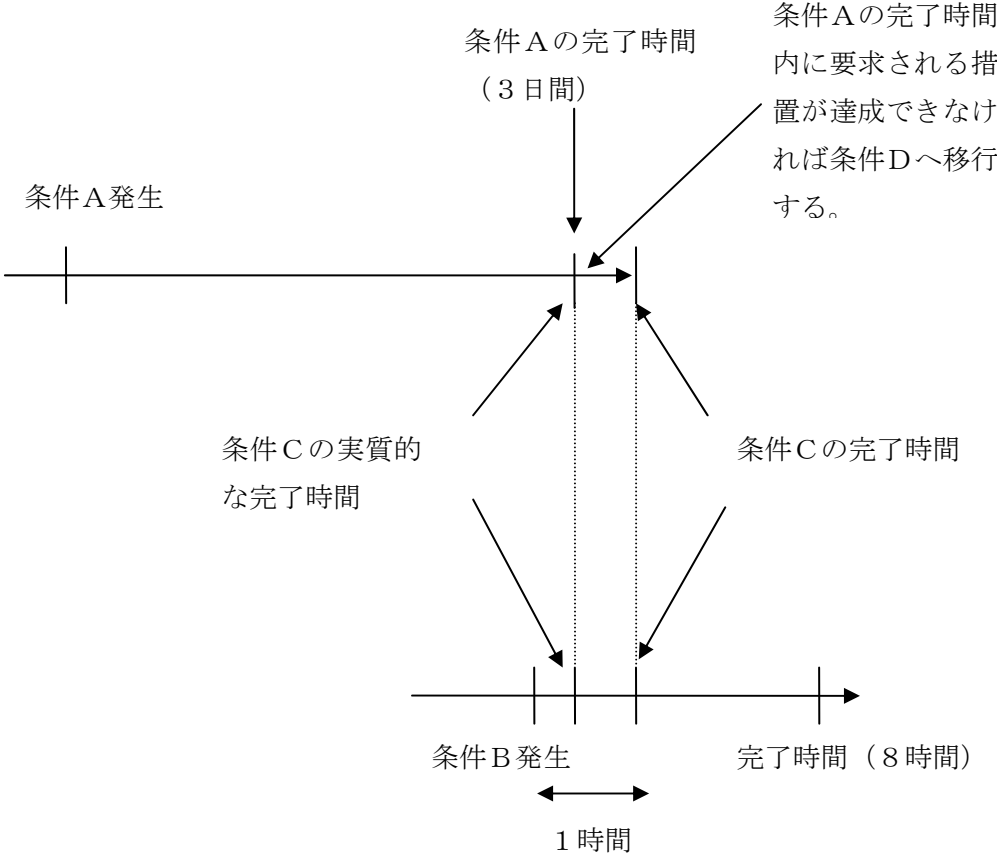
要求される措置 A 2. が達成できた場合 (機能 X が確認できた場合) とは、運転上の制限を満足していることが確認できた場合であり、全ての要求される措置を中止し、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰を行うことができる。

参考図 73－ 2



条件Cの完了時間内に機能X又は機能Yが確認できれば
条件A又は条件Bの本来の完了時間に戻る。

参考図 73-3



条件Aの完了時間内に機能Xが確認できれば、
条件Bの本来の完了時間に戻る。

(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)

第 74 条

各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する。

2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、主任技術者の確認を得て実施する。
3. 第 1 項及び第 2 項の実施については、第 73 条第 1 項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。
4. 各GMは、第 1 項又は第 2 項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。
5. 第 1 項及び第 2 項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。
6. 各GMは、第 1 項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※2}を順次実施し、すべて終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。
7. 各GMは、第 1 項又は第 2 項を実施する場合、第 73 条第 3 項及び第 8 項に準拠する。
8. 第 1 項及び第 2 項において、要求される措置又は安全措置を実施できなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。
9. 各GMは、第 2 項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、5・6号運転管理部長に報告し、5・6号運転管理部長は主任技術者に報告する。

※1：第 3 節各条の第 2 項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第 1 項においては要求される措置、第 2 項においては必要な安全措置に代えることができる。

※2：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2 回目以降の実施については除く。

(運転上の制限に関する記録)

第 75 条

当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。

2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合又は燃料GMから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。

- (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻
- (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む）
- (3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻

3. 当直長は、自ら第 74 条第 1 項又は第 2 項で定める保全作業を実施した場合又は各GMから第 74 条第 1 項又は第 2 項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。

- (1) 第 74 条第 1 項又は第 2 項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容
- (2) 要求される措置又は安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果
- (3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻

(異常発生時の基本的な対応)

第 76 条

当直長は、次の各号に示す場合、5・6号運転管理部長に報告する。

- (1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合※¹
- (2) 原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合
- (3) 原子炉を手動スクラムした場合※¹

2. 当直長は、操作を行っていない制御棒が動作した場合、5・6号運転管理部長に報告するとともに、速やかに当該制御棒を、当初の管理位置※²に適合させる又は全挿入するための措置を講じる。ただし、炉心から全燃料が取り出されている場合を除く。なお、本節でいう操作を行っていない制御棒が動作した場合※³とは次に定めるものをいう。

- (1) 挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が当初の管理位置※²から他の位置※⁴に動作したとき
- (2) 全挿入位置にある制御棒であって挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき

3. 当直長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合には、5・6号運転管理部長に報告するとともに、それを抑制するために、原子炉建屋の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。

4. 5・6号運転管理部長及び各GMは、第1項、第2項又は第3項について次に示す必要な措置を講じる。

- (1) 5・6号運転管理部長は、各GMに異常の原因調査及び対応措置を指示するとともに、異常が発生したことを所長及び主任技術者に報告する。
- (2) 各GMは、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、異常の原因及び対応措置について5・6号運転管理部長に報告する。
- (3) 5・6号運転管理部長は、異常の原因及び対応措置を所長及び主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡する。
- (4) 異常の原因が、第78条第3項に該当する場合は、本項(1)、(2)及び(3)を省略することができる。

※1：予定された検査による場合、ハーフスクラムした場合又は自動スクラム信号発信前から制御棒が全挿入している場合を除く。

※2：「管理位置」とは、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。

※3：制御棒の動作が、スクラム信号による動作である場合は除く。ただし、第2項(1)又は(2)の動作後にスクラム信号が発生し、制御棒が動作した場合は、操作を行っていない制御棒が動作した場合に該当する。

※4：「他の位置」とは、当初の管理位置から1ノッチ以上離れた位置をいう。

(異常時の措置)

第 77 条

当直長は、第 76 条第 1 項の異常が発生した場合は、異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。

2. 当直長は、前項の必要な措置を講じるにあたっては、添付 1 に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従って実施する。
3. 第 76 条第 1 項の異常が発生してから当直長が異常の収束を判断するまでの期間は、第 3 節運転上の制限は適用されない。
4. 当直長は、第 3 項の判断を行うにあたって、主任技術者の確認を得る。
5. 第 76 条第 1 項の異常の原因が、第 78 条第 3 項に該当する場合は、第 4 項を省略することができる。

(異常収束後の措置)

第 78 条

当直長は、第 76 条第 1 項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていること及び原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。

2. 当直長は、第 76 条第 1 項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。

3. 当直長は、第 76 条第 1 項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1) 又は (2) に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。

(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がスクラムした場合又は波及防止の措置として原子炉をスクラムさせた場合。

(2) 第 17 条第 3 項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。

第5章 燃料管理

(新燃料の運搬)

第79条

燃料GMは、5号炉又は6号炉にある新燃料を新燃料輸送容器から取り出す場合及び新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。~~構内用輸送容器から取り出す場合及び構内用輸送容器に収納する場合は、燃料取替機を使用する。~~

2. 燃料GMは、管理対象区域内において、5号炉又は6号炉にある新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
- (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※¹
- (4) 法令に適合する容器に封入すること。※¹
- (5) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

3. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する~~実用炉~~規則第13条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。

※1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。

(新燃料の貯蔵)

第80条

燃料GMは、5号炉又は6号炉に新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プール（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。
- (2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。
- (3) 原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること。
- (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じること。

(燃料の検査)

第 8 1 条

燃料GMは、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。

2. 燃料GMは、定期検査を行うために原子炉を停止する場合の原子炉冷却材中のよう素 131 の増加量の測定結果から、 SHIPPING 検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。
なお、漏えい又は漏えいの疑い有り と判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。
3. 燃料GMは、第 1 項又は第 2 項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。
4. 燃料GMは、第 1 項又は第 2 項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。

(燃料取替実施計画)

第 8 2 条

燃料GMは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び体制を燃料取替実施計画に定め、主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。

2. 燃料GMは、第 1 項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。
 - (1) 停止余裕
 - (2) 最小限界出力比
 - (3) 燃料棒最大線出力密度
 - (4) 燃料集合体最高燃焼度
3. 燃料を装荷した後に、第 2 項の期間を延長する場合には、あらかじめ燃料GMは、その延長する期間も含め第 2 項に定める評価及び確認を行い、主任技術者の確認を得て所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第 2 項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。

(燃料移動手順)

第 8 3 条

燃料GMは、原子炉内及び原子炉と使用済燃料プール間の燃料移動を実施する場合は、あらかじめ次の事項を満足する燃料移動手順を作成する。

- (1) 制御棒を引き抜くセルについては、燃料をすべて取り出しておく。
- (2) 燃料を装荷するセルについては、制御棒を全挿入しておく。
- (3) 原子炉運転のための燃料配置に変更する場合は、燃料取替実施計画に定める配置とする。
- (4) (1) 又は (2) を満足しないセルがある場合は、当該セルに隣接するセルの燃料をすべて取り出す。

(燃料移動)

第 8 4 条

当直長は、第 8 3 条の燃料移動手順に従い、燃料取替機を使用して燃料移動を行う。

2. 当直長は、燃料移動時に全制御棒が全挿入の場合は表 8 4 - 1 - a について確認する。
3. 当直長は、前項の確認ができない場合は、表 8 4 - 2 - a の措置を講じる。
4. 当直長は、燃料移動時に制御棒引き抜きを伴う場合は、表 8 4 - 1 - b について確認する。
5. 当直長は、前項の確認ができない場合は、表 8 4 - 2 - b の措置を講じる。
6. 当直長は、第 2 項から第 5 項の実施にあたっては、第 7 2 ～ 7 5 条に準拠する。

表 8 4 - 1 - a

項 目	頻 度
1. 次の燃料取替機インターロックが作動することを管理的手段で確認する。 (1) 制御棒が引き抜かれている場合は、燃料を吊った燃料取替機が炉心上に移動できないこと及び燃料取替機が炉心上での燃料取替の操作ができないこと。 (2) 燃料を吊った燃料取替機が炉心上にある場合は、制御棒が引き抜けないこと。	燃料移動開始前※ ¹
2. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において 1 本制御棒引抜インターロック（引き抜かれた制御棒がある場合には、2 本目の引抜対象制御棒が選択できないこと）が作動していることを確認する。	燃料移動開始前※ ¹
3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置で施錠されていることを確認する。	毎日 1 回
4. 全制御棒が全挿入であることを確認する	2 4 時間に 1 回
5. 未臨界であることを確認する。	燃料を移動する都度

表 8 4 - 1 - b

項 目	頻 度
1. 引き抜く制御棒毎に、当該セルのすべての燃料が取り除かれていることを確認する。※ ²	制御棒を引き抜く直前
2. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外状態の管理がなされていることを確認する。※ ² （ただし、引き抜かれた制御棒を除く）	制御棒を引き抜く直前
3. 制御棒が引き抜かれているセルは、燃料すべてが取り除かれていることを確認する。※ ²	毎日 1 回
4. 1 体以上の燃料が装荷されているセルは、制御棒が全挿入されていることを確認する。※ ²	毎日 1 回
5. 炉心に燃料を装荷する場合は、当該セルに制御棒が全挿入されていることを確認する。	燃料を装荷する直前
6. 未臨界であることを確認する。	燃料を移動する都度及び制御棒を操作する都度

※ 1：燃料移動開始前とは、燃料取り出しの工程の前をいう。

※ 2：第 8 3 条第 1 項の（4）適用時を除く。

表 8 4 - 2 - a

条 件	要求される措置	完了時間
A. 表 8 4 - 1 - a のうち 一つ以上が確認できない 場合	A 1. 制御棒の引き抜き及び関連する制御 棒駆動機構の取り外し作業を中止する。	速やかに
	及び A 2. 燃料装荷を中止する。	速やかに
	及び A 3. 1. 1 体以上の燃料が装荷されている すべてのセルの制御棒全挿入措置を 開始する。	速やかに
	又は A 3. 2. 表 8 4 - 1 - a の条件を満足する 措置を開始する。	速やかに

表 8 4 - 2 - b

条 件	要求される措置	完了時間
A. 表 8 4 - 1 - b のうち 一つ以上が確認できない 場合	A 1. 制御棒の引き抜き及び関連する制御 棒駆動機構の取り外し作業を中止する。	速やかに
	及び A 2. 燃料装荷を中止する。	速やかに
	及び A 3. 1. 1 体以上の燃料が装荷されている すべてのセルの制御棒全挿入措置を 開始する。	速やかに
	又は A 3. 2. 表 8 4 - 1 - b の条件を満足する 措置を開始する。	速やかに

(使用済燃料の貯蔵)

第 8 5 条

機械第三GMは、5号炉又は6号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 表 8 5 に定める貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設の使用済燃料共用プール又は使用済燃料輸送容器保管建屋に貯蔵すること。使用済燃料輸送容器保管建屋に貯蔵する場合には、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納されていることを確認すること。

(2) 使用済燃料共用プールにおいては燃料取扱装置を使用すること。

(3) 使用済燃料共用プールにおいて燃料が臨界に達しない措置を講じること。

(4) 使用済燃料輸送容器保管建屋において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。

2. 燃料GMは、5号炉又は6号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

(1) ~~5号炉又は6号炉の使用済燃料を~~表 8 5 に定める貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設の~~使用済燃料プール又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備~~（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。~~使用済燃料輸送容器保管建屋に貯蔵する場合には、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納すること。~~使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵する場合には、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納されていることを確認すること。

(2) 使用済燃料プールにおいては燃料取替機を使用し、~~使用済燃料共用プールにおいては燃料取扱装置を使用~~すること。

(3) 使用済燃料プール~~使用済燃料貯蔵施設~~において燃料が臨界に達しない措置を講じること。

(4) 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。

3. 機械第三GMは、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に5号炉又は6号炉の使用済燃料を収納する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 福島第一炉規則第 15 条第 2 項第 2 号に基づき、使用済燃料を選定すること。

(2) 使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、健全性を維持するよう容器に封入すること。

~~4. 2.~~ 機械第三GMは、使用済燃料共用プール及び使用済燃料輸送容器保管建屋の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。

~~5. 3.~~ 燃料GMは、5号炉及び6号炉の使用済燃料プール並びに使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。

~~6. 4.~~ 機械第三GMは、使用済燃料輸送容器保管建屋に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器の遮へい性能及び除熱性能が保持されていることを確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

7-5. 1 / 2 / 3 / 4 号炉の当直長は、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器及び使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の密封性能及び除熱性能が保持されていることを監視するとともに、その結果、異常が認められた場合には燃料GMに連絡し、燃料GMは必要な措置を講じる。ただし、密封性能及び除熱性能の監視を行うための監視設備が設置されるまでの間は、機械第三GMは密封性能及び除熱性能が保持されていることを確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

表 8 5

各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設
5 号炉	5 号炉の使用済燃料プール，使用済燃料共用プール ^{※1} 又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 ^{※2}
6 号炉	6 号炉の使用済燃料プール，使用済燃料共用プール ^{※1} ，使用済燃料輸送容器保管建屋 ^{※3} 又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 ^{※2}

- ※1：使用済燃料共用プールには、使用済燃料プール又は炉内で19ヶ月以上冷却した燃料を貯蔵する。
- ※2：使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵する使用済燃料乾式貯蔵容器には、使用済燃料プール又は使用済燃料共用プールで既設については4年以上、増設については13年以上冷却され、かつ運転中のデータ、 SHIPPING 検査等により健全であることを確認した使用済燃料（8×8燃料，新型8×8燃料及び新型8×8ジルコニウムライナ燃料）を収納する。ただし、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納した燃料を使用済燃料共用プールに貯蔵した燃料と入れ替える場合は、使用済燃料プール又は使用済燃料共用プールで13年以上冷却された燃料を使用済燃料乾式貯蔵容器に収納する。使用済燃料輸送貯蔵兼用容器には、使用済燃料プール又は使用済燃料共用プールで18年以上冷却され、かつ運転中のデータ、 SHIPPING 検査等により健全であることを確認した使用済燃料（8×8燃料，新型8×8燃料及び新型8×8ジルコニウムライナ燃料）を収納するとともに、使用済燃料のタイプ、燃焼度に応じた配置とする。
- ※3：使用済燃料輸送容器保管建屋に貯蔵する使用済燃料乾式貯蔵容器には、使用済燃料プールで4年以上冷却され、かつ運転中のデータ、 SHIPPING 検査等により健全であることを確認した使用済燃料（8×8燃料，新型8×8燃料及び新型8×8ジルコニウムライナ燃料）を収納する。

(使用済燃料の運搬)

第86条

~~燃料GMは、5号炉、6号炉又は使用済燃料共用プールにおいて、構内用輸送容器又は使用済燃料乾式貯蔵容器（以下「容器」という。）から使用済燃料を取り出す場合、使用済燃料プールにおいては燃料取替機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては燃料取扱装置（以下「燃料取扱設備」という。）を使用する。~~

~~2.~~ 燃料GMは、発電所内において、5号炉又は6号炉 ~~からにある~~ 使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいて 構内用輸送 容器に収納する。

- (1) 法令に適合する容器を使用すること。
- (2) 燃料取 ~~扱設備~~ 替機 を使用すること。
- (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。
- (4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。

~~2.3.~~ 燃料GMは、発電所内において、5号炉又は6号炉から 使用済燃料を収納した 構内用輸送 容器を運搬する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
- (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、誘導車を配置すること。
- (4) 車両を徐行させること。
- (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。
- (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

3. 燃料GMは、5号炉又は6号炉において、構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、使用済燃料プールにおいては燃料取替機を使用し、使用済燃料共用プールにおいて、5号炉又は6号炉から運搬した構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、燃料取扱装置を使用する。

4. 機械第三GMは、発電所内において、使用済燃料共用プールから使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料共用プールにおいて使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納する。

- (1) 法令に適合する容器を使用すること。
- (2) 燃料取扱装置を使用すること。
- (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。
- (4) 収納する使用済燃料のタイプ、冷却期間及び配置が、容器の収納条件に適合していること。

5. 機械第三GMは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料乾式貯蔵容器

又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器を運搬する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。

(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。

(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、誘導車を配置すること。

(4) 車両を徐行させること。

(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。

(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

6. 機械第三GMは、使用済燃料共用プールにおいて、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器から使用済燃料を取り出す場合、燃料取扱装置を使用する。

7.4. 機械第三GMは、使用済燃料輸送容器保管建屋から使用済燃料乾式貯蔵容器を搬出する場合は、放射線被ばく上の影響が十分小さくなるように取り扱う。

第6章 放射性廃棄物管理

(放射性固体廃棄物の管理)

第87条

各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}又は保管する。

- (1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、燃料GMが使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。
- (2) 使用済樹脂及びフィルタスラッジは、当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。
- (3) その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物管理GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。
- (4) 廃棄物管理GMは、貯蔵庫に保管されたドラム缶を貯蔵庫以外に一時的に仮置きする場合は、ドラム缶等仮設保管設備^{*2}に運搬するとともに、ドラム缶等仮設保管設備に保管されているドラム缶等^{*3}について以下の事項を実施する。

イ 関係者以外がむやみに立入らないよう、ドラム缶等仮設保管設備又は柵等による区画を行い、立入りを制限する旨を表示する。

ロ ドラム缶の表面線量当量率が0.1mSv/h以下であることを確認し、保管する。

ハ ドラム缶を3段に積み重ねて設置する場合には、転倒防止対策を施す。

ニ ドラム缶等仮設保管設備周辺の空間線量率を定期的に測定し、測定結果を表示する。

2. 各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表120-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。

3. 各GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

- (1) 廃棄物管理GMは、貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回貯蔵庫を巡視するとともに、事故前の保管量の推定値を元に保管物の出入りを確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂及びフィルタスラッジの貯蔵状況を監視し、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。
- (3) 廃棄物管理GMは、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、事故前の保管量の推定値を元に保管物を確認する。また、燃料GMは、使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チ

チャンネルボックス等について、事故前の貯蔵量の推定値を元に貯蔵物の出入りを確認するとともに、使用済燃料共用プールについては、原子炉内で照射されたチャンネルボックス等の貯蔵状況を確認するために、1ヶ月に1回使用済燃料共用プールを巡視するとともに、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。

(4) 廃棄物管理GMは、ドラム缶等仮設保管設備におけるドラム缶等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回巡視を行うとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。なお、ドラム缶等の破損等があれば補修等を行う。

4. 廃棄物管理GMは貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

5. 各GMは管理対象区域内において放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。

(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。

※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。

※2：ドラム缶等仮設保管設備とは、ドラム缶等を仮置きする蛇腹ハウスをいう。以下、本条において同じ。

※3：ドラム缶等とは、ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物をいう。以下、本条において同じ。

(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理)

第87条の2

発電所の敷地内及び臨時の出入管理箇所で発生した瓦礫等^{*1}について、廃棄物管理GM又は放射線安全GMは、以下の事項を実施する。

~~(1) 廃棄物管理GMは、~~仮設保管設備^{*2}、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{*3}及び伐採木一時保管槽^{*4}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。

~~(2) 放射線安全GMは、臨時の出入管理箇所の一時保管エリアについて、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。~~

2. 各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。

(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類^{*5}は、各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備、貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。

(2) 発電所において発生した使用済保護衣等^{*6}は、廃棄物管理GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、廃棄物管理GMは圧縮等を行うことができる。

~~(3) 臨時の出入管理箇所において発生した使用済保護衣等は、放射線安全GMが、袋又は容器に収納して臨時の出入管理箇所の一時保管エリアに運搬する。なお、放射線安全GMは圧縮等を行うことができる。~~

~~(4.3)~~ 伐採木は、各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。

3. 廃棄物管理GM又は放射線安全GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

(1) ~~廃棄物管理GMは、~~仮設保管設備、貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。

~~(2) 放射線安全GMは、臨時の出入管理箇所の一時保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。~~

~~(3.2)~~ 廃棄物管理GMは、覆土式一時保管施設において、覆土完了後、槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し、溜まり水が確認された場合には回収する。

(4-3) ~~廃棄物管理GMは、~~伐採木一時保管槽において、定期的に温度監視を実施する。

(5-4) ~~廃棄物管理GMは、~~仮設保管設備、貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。

~~-(6) 放射線安全GMは、臨時の出入管理箇所の一時保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。-~~

※1：瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下、本条において同じ。

※2：仮設保管設備とは、瓦礫等を一時保管する設備のうち、テント、蛇腹ハウス及び雨天練習場等の屋根を設置したものをいう。以下、本条において同じ。

※3：覆土式一時保管施設とは、線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下、本条において同じ。

※4：伐採木一時保管槽とは、防火対策や線量低減対策として覆土をする一時保管槽をいう。以下、本条において同じ。

※5：瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいい、回収した土壌を含む。以下、本条において同じ。

※6：使用済保護衣等とは、使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下、本条において同じ。

(放射性液体廃棄物の管理)

第 88 条

放射性液体廃棄物の海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。

2. 5・6号放射線管理GMは、表 88-1 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。

(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の 3 ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。

(2) 5号炉及び6号炉で発生した放射性液体廃棄物について、復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表 88-2 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

(3) 5号炉及び6号炉で発生した放射性液体廃棄物について、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表 88-3 に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。

3. 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水モニタを監視し、復水器冷却水放水口より放出する。

表 88-1

分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	放出の都度	・収集タンク ・サンプルタンク
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1 ヶ月に 1 回	

表 88-2

項 目	放出管理目標値
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.4×10^{10} Bq/年

表 88-3

項 目	放出管理の基準値
トリチウム	7.4×10^{12} Bq/年

(放射性気体廃棄物の管理)

第 8 9 条

5・6号放射線管理GMは、表 8 9－1 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。

- (1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の 3 ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。
- (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素 1 3 1）の放出量が、表 8 9－2 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

2. 当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。

表 8 9－1

分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度
放射性 気体廃棄物	・ 5，6 号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系運転時)
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回 (建屋換気空調系運転時)
	・ 5 号炉 非常用ガス 処理系 ・ 6 号炉 非常用ガス 処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系運転時)
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回 (非常用ガス処理系運転時)

表 8 9－2

項 目	放出管理目標値
放射性気体廃棄物	
希ガス	2.8×10^{15} Bq/年
よう素 131	1.4×10^{11} Bq/年

(放出管理用計測器の管理)

第 9 0 条

各 GM は、表 9 0 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表 9 0

分 類	計測器種類	所管 GM	数 量
1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	排水モニタ	計測制御 GM	2 台※ ¹
b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	保安総括 GM	2 台
2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御 GM	3 台※ ²
	試料放射能測定装置	保安総括 GM	1 台※ ³

※ 1 : 5 号炉及び 6 号炉の排水モニタの合計の台数（排水モニタが復旧していない場合には、未復旧の排水モニタを除いた台数とする。）

※ 2 : 5, 6 号炉共用排気筒モニタ, 5 号炉非常用ガス処理系排気筒モニタ及び 6 号炉非常用ガス処理系排気筒モニタの合計の台数

※ 3 : 放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

(頻度の定義)

第 9 1 条

本章でいう測定頻度に関する考え方は、表 9 1 のとおりとする。

表 9 1

頻度	考え方
1 週間に 1 回	月曜日を始期とする 1 週間に 1 回実施
1 ヶ月に 1 回	毎月 1 日を始期とする 1 ヶ月間に 1 回実施
3 ヶ月に 1 回	4 月 1 日, 7 月 1 日, 1 0 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 ヶ月間に 1 回実施
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており, 点検時等の測定不能な期間を除く。

第7章 放射線管理

(管理対象区域の設定及び解除)

第92条

管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。

2. 5・6号放射線管理GMは、管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって、周辺監視区域境界に第98条の措置を講じる場合は、この限りでない。
3. 5・6号放射線管理GMは、管理対象区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
4. 5・6号放射線管理GMは、添付2-1における建物等の内部の管理対象区域境界付近において、表92に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、5・6号放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、5・6号放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
5. 5・6号放射線管理GMは、第4項以外で、建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、5・6号放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、5・6号放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。
6. 5・6号放射線管理GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって、5・6号放射線管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
7. 5・6号放射線管理GMは、第6項における管理対象区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを5・6号放射線管理GMが確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

表 9 2

タンク点検等
ポンプ点検等
バルブ点検等
配管点検等
ケーブル点検等
空調点検等
計測器類点検等
監視カメラ点検等
扉・シャッター修理他作業
清掃作業
建物補修
搬出入作業
物品の仮置

(管理区域の設定及び解除)

第92条の2

管理区域は、添付2に示す区域とする。

2. 5・6号放射線管理GMは、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、壁、柵等の区画物が損壊により区画ができない場合であって、管理対象区域境界に第92条第2項の措置を講じる場合は、この限りでない。
3. 5・6号放射線管理GMは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
4. 5・6号放射線管理GMは、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表92の2に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、5・6号放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、5・6号放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
5. 5・6号放射線管理GMは、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、5・6号放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、5・6号放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。
6. 5・6号放射線管理GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、5・6号放射線管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
7. 5・6号放射線管理GMは、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを5・6号放射線管理GMが確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

表 9 2 の 2

タンク点検等
ポンプ点検等
バルブ点検等
配管点検等
ケーブル点検等
空調点検等
計測器類点検等
監視カメラ点検等
扉・シャッター修理他作業
清掃作業
建物補修
搬出入作業
物品の仮置

(管理対象区域内における区域区分)

第93条

5・6号放射線管理GMは、管理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。

2. 管理区域と管理区域を除く区域は、添付2-1に示す区域とする。

3. 5・6号放射線管理GMは、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにする。

(管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分)

第93条の2

5・6号放射線管理GMは、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。

(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。）

(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域

2. 汚染のおそれのない管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。

3. 5・6号放射線管理GMは、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、5・6号放射線管理GMはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。

4. 5・6号放射線管理GMは、汚染のおそれのない管理対象区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。

5. 5・6号放射線管理GM又は作業環境改善GMは、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項(2)に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

(管理区域内における区域区分)

第93条の3

5・6号放射線管理GMは、管理区域を次のとおり区分することができる。

- (1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）
- (2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域

2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付2に示す区域とする。ただし、放射線レベルが高く、区域区分に係る条件を満足できない場合は、第93条の2第1項(1)又は第93条の2第1項(2)の区域とみなす。

3. 5・6号放射線管理GMは、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、5・6号放射線管理GMはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。

4. 5・6号放射線管理GMは、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。

(管理対象区域内における特別措置)

第94条

管理対象区域内における特別措置が必要な区域は、次に示す区域とする。

- (1) 放射線レベルが高い場所
- (2) 放射線レベルが確認されていない場所
- (3) 滞留水を貯留する場所

2. 各GMは、第1項に定める各区域について、次の措置を講じる。

- (1) 5・6号放射線管理GMは、管理対象区域に立ち入る者が見やすい場所に、第1項(1)及び(2)に示す場所を明確にしたサーベイマップを掲示して周知する他、作業員以外が立ち入る可能性及び措置に伴う被ばくを考慮して必要な場合に限り第1項(1)の場所にロープ等による立入制限の措置を講じる。

- (2) 各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(3)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。

3. 各GMは、管理対象区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案するとともに、第1項の区域内で作業を行う場合は、放射線防護上の措置について5・6号放射線管理GMのレビューを受ける。

(管理区域内における特別措置)

第94条の2

5・6号放射線管理GMは、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。

(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト

(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍

2. 各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、5・6号放射線管理GMのレビューを受ける。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。

3. 各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。

4. 5・6号放射線管理GMは、床・壁等の損壊や放射線レベルが高い又は未確認であるため第1項の措置を講じることができない場合、管理区域内における特別措置は第94条に定める管理区域を除く区域における特別措置と同一とする。

(管理対象区域への出入管理)

第95条

保健安全GMは、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者
- (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であつて、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。ただし、所員又は安定化センター員で緊急作業に従事する間に受けた実効線量が100ミリシーベルト超過者が管理対象区域で定められた移動経路を経て、管理対象区域でない箇所¹で執務する場合に限り、放射線業務従事者の随行を必要としない。
2. 放射線安全GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立~~ち~~入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。
3. 放射線安全GMは、管理対象区域の出入管理箇所~~又は臨時の出入管理箇所~~において、人の出入り等を監視する。~~ただし、防護管理GMがあらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両であることを監視する場合及び放射線安全GMが発電所外に設置した臨時の出入管理箇所において人の出入り等を監視する場合はこの限りでない。~~
4. 放射線安全GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であつて、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。
5. 放射線安全GMは、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。
6. 放射線安全GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、~~臨時の出入管理箇所において、~~管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル^{※1}を超えないような措置を講じる。
7. 放射線安全GM又は作業環境改善GMは、第93条の2第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。

※1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル（平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知）をいう。
以下、第103条において同じ。

(管理区域への出入管理)

第 9 5 条の 2

管理区域への出入管理は、第 9 5 条に定める管理対象区域への出入管理と同一とする。

(管理対象区域出入者の遵守事項)

第 9 6 条

放射線安全GMは、管理対象区域に出入りする所員又は安定化センター員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

- (1) 出入管理箇所を経由すること。ただし、放射線安全GMの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。
- (2) 管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって保健安全GMの指示に従う場合は、この限りでない。
- (3) 管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ・ 汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合
 - ・ 5・6号放射線管理GMの承認を得て、その指示に従う場合
- (4) 第 9 4 条第 1 項 (3) に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。
- (5) 管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第 9 5 条第 5 項又は第 9 5 条第 6 項に基づく放射線安全GMの指示に従う場合は、この限りでない。
- (6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。

(管理区域出入者の遵守事項)

第 9 6 条の 2

管理区域出入者の遵守事項は、第 9 6 条に定める管理対象区域出入者の遵守事項と同一とする。

(保全区域)

第 9 7 条

保全区域は、添付 3 に示す区域とする。

2. 防護管理 GM は、保全区域を標識等により区別する他、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。

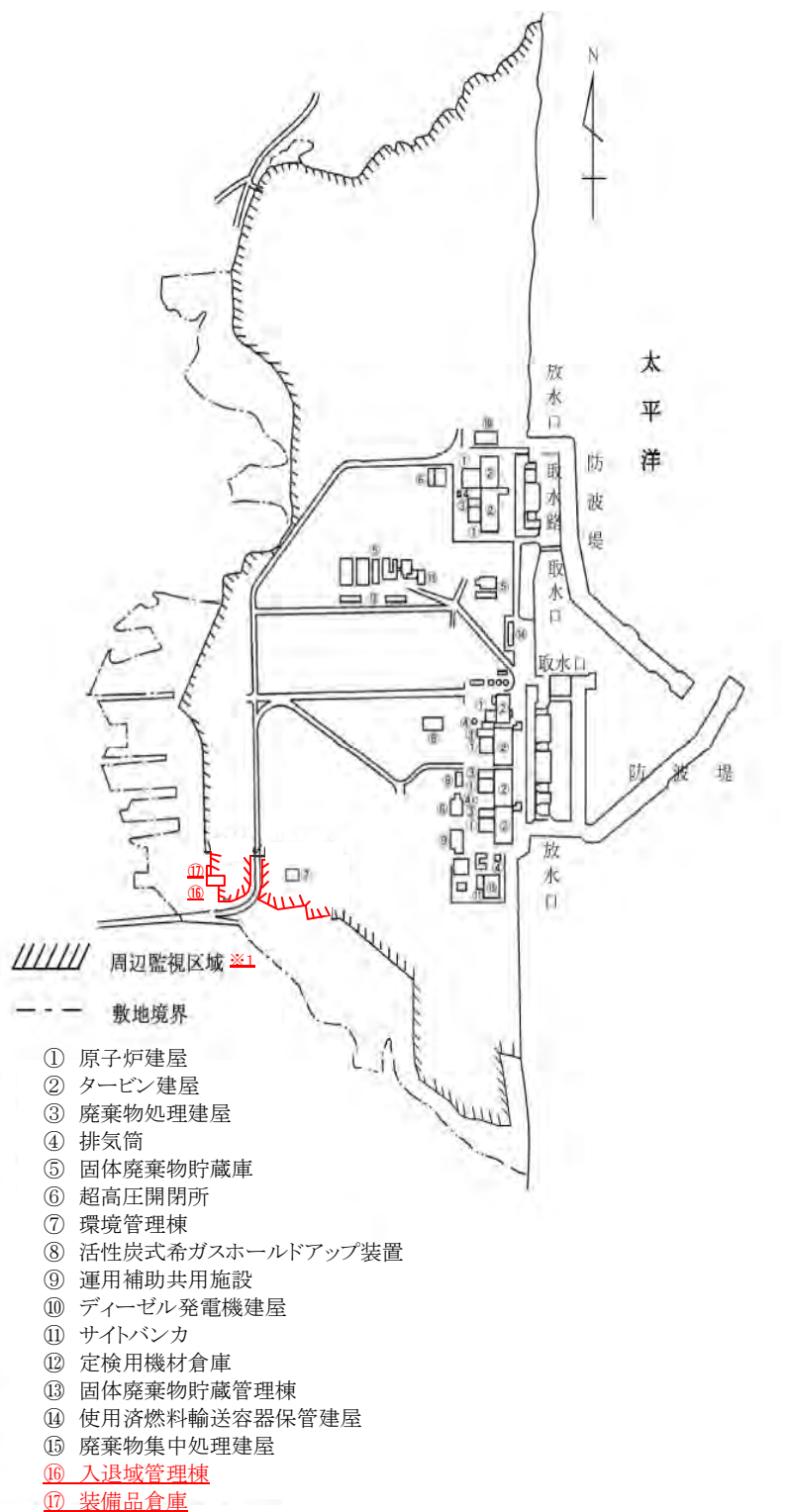
(周辺監視区域)

第 9 8 条

周辺監視区域は、図 9 8 に示す区域とする。

2. 防護管理 GM は、第 1 項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げること等により、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

図 9 8



(線量の評価)

第 9 9 条

保健安全GMは、所員及び安定化センター員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 9 9 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表 9 9

項 目	頻 度
外部被ばくによる線量	3 ヶ月に 1 回※ ¹
内部被ばくによる線量	3 ヶ月に 1 回※ ¹

※ 1 : 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。) にあつては、1 ヶ月に 1 回とする。

(管理対象区域内の床、壁等の除染)

第 1 0 0 条

各GMは、管理対象区域内において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合であつて、この汚染の除去を行う場合は、5・6号放射線管理GM又は作業環境改善GMに連絡する。

2. 第 1 項の汚染箇所に係る作業の所管GMは、汚染状況等について5・6号放射線管理GM又は作業環境改善GMの確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。

3. 第 2 項の所管GMは、その措置結果について、5・6号放射線管理GM又は作業環境改善GMの確認を得る。

(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第101条

各GMは、表101-1及び表101-2（第93条の2第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。

2. 環境モニタリングGMは、表101-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図101に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。

3. 5・6号放射線管理GM又は作業環境改善GMは、第1項の測定により、環境モニタリングGMは、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

4. 各GMは、第1項に定める測定結果を5・6号放射線管理GMに連絡する。5・6号放射線管理GMは、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。

表101-1

場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度
1. 管理対象区域内(管理区域内を含む) ※1	外部放射線に係る線量当量率	各GM	放射線レベルに応じて
		5・6号放射線管理GM ※2	毎日運転中に1回※3
	外部放射線に係る線量当量	5・6号放射線管理GM	1週間に1回
	空気中の放射性物質濃度	5・6号放射線管理GM	1週間に1回
	表面汚染密度	5・6号放射線管理GM	1週間に1回
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	環境モニタリングGM	3ヶ月に1回
	空気吸収線量率※4	環境モニタリングGM	常時
	空気中の粒子状放射性物質濃度	環境モニタリングGM	3ヶ月に1回

※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

※2：5号炉及び6号炉のエリアモニタにおいて測定する項目

※3：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できず、当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は、他のエリアモニタの計測値で代替する。

※4：モニタリングポストにおいて測定する項目

表 1 0 1 - 2

場 所	測定項目	所管GM	測定頻度
汚染のおそれ のない管理対 象区域内	表面汚染密度	5・6号放射線管理GM 又は 作業環境改善GM	毎日1回 (汚染のおそれのない管理 対象区域が設定されている 期間)
	空気中の放射 性物質濃度		

図 1 0 1



(放射線計測器類の管理)

第 102 条

各 GM は、表 102 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。
ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表 102

分 類	計測器種類	所管 GM	数量※ ¹
1. 被ばく管理 用計測器	電子式線量計	保安総括 GM	1 式
	ホールボディカウンタ	保安総括 GM	1 台
2. 放射線管理 用計測器	線量当量率測定用サー ベイメータ	保安総括 GM	7 台
	汚染密度測定用サーベ イメータ	保安総括 GM	7 台
	退出モニタ	保安総括 GM	2 台
	試料放射能測定装置	保安総括 GM	1 台※ ²
	集積線量計	保安総括 GM	1 式
3. 放射線監視 用計測器	モニタリングポスト	保安総括 GM 環境モニ タリング GM	8 台
	エリアモニタ	計測制御 GM	8 2 台※ ³ ※ ⁴
4. 環境放射能 用計測器	試料放射能測定装置	保安総括 GM	1 台※ ²
	積算線量計測定装置	保安総括 GM	1 台

※1：1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量（エリアモニタを除く）

※2：表90の試料放射能測定装置と共用

※3：5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの合計の台数。なお、管理区域外測定用の2台を含む。

※4：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できない場合には、当該エリアの立入りが可能となった後、速やかに修理又は代替品を補充する。

(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定)

第103条

放射線安全GMは、各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

2. 放射線安全GMは、放射線レベルが高いため第1項の確認ができない場合、~~は、臨時の出入管理箇所において、~~各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が、スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。
3. 5・6号放射線管理GM又は作業環境改善GMは、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。
4. 5・6号放射線管理GM又は作業環境改善GMは、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物（新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を移動する場合は、容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。

(管理区域外等へ持ち出そうとする物品の測定)

第103条の2

管理区域外等へ持ち出そうとする物品の測定は、第103条に定める管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定と同一とする。

(発電所外への運搬)

第104条

各GMは、核燃料物質によって汚染された物（新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(管理対象区域内における協力企業の放射線防護)

第 1 0 5 条

保安総括GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。

(1) 管理対象区域出入者の遵守事項

イ. 出入方法に関する事。

ロ. 個人線量計の着用に関する事。

ハ. 保護衣の着用に関する事。

ニ. 汚染拡大防止措置に関する事。

ホ. 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止に関する事。

(2) 線量評価の項目及び頻度に関する事。

(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事。

2. 各GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、第1項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。

(管理区域内における協力企業の放射線防護)

第 1 0 5 条の 2

管理区域内における協力企業の放射線防護は、第 1 0 5 条に定める管理対象区域内における協力企業の放射線防護と同一とする。

(頻度の定義)

第 106 条

本章でいう測定※¹頻度に関する考え方は、表 106 のとおりとする。

表 106

頻度	考え方
毎日運転中に 1 回	午前 0 時を始期とする 1 日の間に 1 回実施し、連続して実施(測定等)している場合も含む。
1 週間に 1 回	月曜日を始期とする 1 週間に 1 回実施
1 ヶ月に 1 回	毎月 1 日を始期とする 1 ヶ月間に 1 回実施
3 ヶ月に 1 回	4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 ヶ月間に 1 回実施
常時	測定※ ¹ 可能な状態において常に測定※ ¹ することを意味しており、点検時等の測定※ ¹ 不能な期間を除く。
放射線レベルに応じて	作業場所に応じて下記の測定頻度とする。ただし、測定の結果により作業開始又は作業継続ができないと判断する場合には測定を中断してもよい。 (1) 既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できない場所 作業予定エリアに入域できるか判断するために、作業開始前に測定を 1 回実施する。作業中は線量変動の可能性を考慮し、必要に応じて測定を実施する。 (2) 既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できる場所 作業中の線量変動の可能性を考慮し、必要に応じて測定を実施する。

※¹：監視も含む。

第8章 保守管理

(保守管理計画)

第107条

保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。

【保守管理計画】

1. 定義

本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。

2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標

- (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。
- (2) さらに、第107条の2に定める長期保守管理方針を策定又は変更した場合には、長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。
- (3) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。

3. 保全プログラムの策定

組織は、2. の保守管理目標を達成するため4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

4. 保全対象範囲の策定

組織は、~~特定原子力~~~~原子力発電~~施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

- (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備
- (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備

- (3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）（以下、「省令62号」という。）」に規定される設備
- (4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備
- (5) その他自ら定める設備

5. 保全重要度の設定

組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。

- (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、P S Aから得られるリスク情報を考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。
なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、P S Aから得られるリスク情報を考慮することができる。
- (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。

6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視

- (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。

a) プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。

- i. 7000臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数
- ii. 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数
- iii. 工学的安全施設の計画外作動回数

b) 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。

- i. 予防可能故障(MPFF)回数
- ii. 非待機(UA)時間※¹

※1：非待機(UA)時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。

- (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

a) プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。

b) 系統レベルの保全活動管理指標

- i. 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。
 - ii. 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節(運転上の制限)第19条から第71条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。
- (3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
- (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

7. 保全計画の策定

- (1) 組織は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
- a) 点検計画(7.1 参照)
 - b) 補修、取替え及び改造計画(7.2 参照)
 - c) 特別な保全計画(7.3 参照)
- (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5.の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。
- a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験
 - b) 使用環境及び設置環境
 - c) 劣化、故障モード
 - d) 機器の構造等の設計的知見
 - e) 科学的知見
- (3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

7.1 点検計画の策定

- (1) 組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。
- (2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。
- a) 予防保全
 - i. 時間基準保全
 - ii. 状態基準保全
 - b) 事後保全

(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

a) 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

- ①点検の具体的方法
- ②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- ③実施頻度
- ④実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b) 状態基準保全

i. 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

- ①状態監視データの具体的採取方法
- ②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準
- ③状態監視データ採取頻度
- ④実施時期
- ⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

ii. 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

- ①巡視点検の具体的方法
- ②構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- ③実施頻度
- ④実施時期
- ⑤機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法

iii. 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。

- ①定例試験の具体的方法
- ②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- ③実施頻度
- ④実施時期
- ⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c) 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。

7.2 補修、取替え及び改造計画の策定

- (1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器に対する補修工事については、補修工事に対する法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否及びその内容を記録する。
- (2) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a) 検査及び試験の具体的方法
 - b) 所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準
 - c) 検査及び試験の実施時期

7.3 特別な保全計画の策定

- (1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。
- (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a) 点検の具体的方法
 - b) 所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準
 - c) 点検の実施時期

8. 保全の実施

- (1) 組織は、7. で定めた保全計画にしたがって点検・補修等の保全を実施する。
- (2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。
 - a) 工事計画
 - b) 設計管理
 - c) 調達管理
 - d) 工事管理
- (3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。

9. 点検・補修等の結果の確認・評価

- (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器

の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。

- (2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※2}までに確認・評価し、記録する。

※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置

- (1) 組織は、以下の a) 及び b) の場合には、不適合管理を行った上で、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。

a) 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合

b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合

- (2) 組織は、(1) a) 及び b) の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。

11. 保全の有効性評価

組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

- (1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

a) 保全活動管理指標の監視結果

b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績

c) トラブルなど運転経験

d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果

e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ

f) リスク情報、科学的知見

- (2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

a) 点検及び取替結果の評価

b) 劣化トレンドによる評価

c) 類似機器等のベンチマークによる評価

d) 研究成果等による評価

(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。

12. 保守管理の有効性評価

(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果及び2. の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。

13. 情報共有

組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。

(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)

第107条の2

技術GMは、重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する機器及び構造物^{※1}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。

(1) 経年劣化に関する技術的な評価

(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定

2. 各GMは、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。

3. 5号炉及び6号炉の長期保守管理方針は添付4に示すものとする。

※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。

第9章 緊急時の措置

(原子力防災組織)

第108条

原子力防災GMは、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

2. 緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、原子力防災GMは、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。
3. 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)

(原子力防災組織の要員)

第109条

原子力防災GMは、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。

(原子力防災資機材等)

第110条

各GM及び安定化センター各GMは、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。

2. 技術GM及び発電GMは、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。

(通報経路)

第111条

原子力防災GMは、緊急事態が発生した場合の社内及び国、県、町等の社外関係機関との通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。

(緊急時演習)

第112条

原子力防災GMは、原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を1年に1回以上実施し、所長に報告する。

(通報)

第 1 1 3 条

当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、第 1 1 1 条に定める通報経路にしたがって、所長に通報する。

2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合は、第 1 1 1 条に定める通報経路にしたがって、社内及び社外関係機関に通報する。

(緊急時態勢の発令)

第 1 1 4 条

所長は、緊急事態が発生した場合は、緊急時態勢を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。

(応急措置)

第 1 1 5 条

本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。

- (1) 警備及び避難誘導
- (2) 放射能影響範囲の推定
- (3) 医療活動
- (4) 消火活動
- (5) 汚染拡大の防止
- (6) 線量評価
- (7) 応急復旧
- (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

(緊急時における活動)

第 1 1 6 条

原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、第 1 1 5 条で定める応急措置を継続実施する。

(緊急時態勢の解除)

第 1 1 7 条

本部長は、事象が収束し、緊急時態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。

第 10 章 保安教育

(所員及び安定化センター員への保安教育)

第 118 条

原子炉施設の運転及び管理を行う所員及び安定化センター員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NK-20-1 保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。

- (1) 教育管理GMは、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員及び安定化センター員への保安教育実施計画を表 118-1, 2, 3 の実施方針に基づいて作成し、主任技術者及び所長の確認を得て安定化センター所長の承認を得る。
- (2) 教育管理GMは、(1) の保安教育実施計画の策定にあたり、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。
- (3) 各GM及び安定化センター各GMは、(1) の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。教育管理GMは、年度毎に実施結果を所長及び安定化センター所長へ報告する。
ただし、各GM又は安定化センター各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。
- (4) 教育管理GMは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。

表118-2

所員及び安定化センター員への保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	対象者及び教育時間※2							電機則の分類
		運転員※3					燃料取扱の業務に関わる者	運転員以外の技術系所員	事務系所員
		当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機操作員	補機操作員	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取扱の業務に関わる者			
放射性物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること								
放射性物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序								
放射性物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法								
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線の主体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)
関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入り及び退去の手順								
放射性物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業								
放射性物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去								
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い								
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

※1:各GMX又は安定化センター各GMXが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識

及び技能を有しているものと認められるについては、該当する教育については、省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※3:運転員には作業管理グループ員を含む。

◎:全員が教育の対象
○:業務に関連する者が教育の対象
():合計の教育時間

所員及び安定化センター員への保安教育実施方針(運転員)

保安教育の内容			内 容		対象者※1					実施時期及び教育時間	
中分類	小分類 (項目)	細 目			当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機械作員	補機作員	放射性廃棄物処理 設備の業務に関わ る者	燃料取扱の業務に関 わる者		
関係法令及び保安 規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定		保安規定(総則・品質保証・体制及び設備・保安教育、記録及び報告に関する規則)の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	保安に関する各組織及び各職務の具体的な役割と権限	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			運転上の通則について	運転上の通則について	◎	×	×	×	×	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			運転管理Ⅰ	運転管理Ⅰ	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			原子炉物理(臨界管理等を含む)・理論	原子炉物理(臨界管理等を含む)・理論	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			巡視点検・定例試験Ⅰ	巡視点検・定例試験Ⅰ	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			異常時対応(現地機器対応)	異常時対応(現地機器対応)	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			運転管理Ⅱ	運転管理Ⅱ	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			巡視点検・定例試験Ⅱ	巡視点検・定例試験Ⅱ	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			異常時対応(中央操作室内対応)	異常時対応(中央操作室内対応)	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			運転管理Ⅲ	運転管理Ⅲ	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
原子炉施設の運転 に関すること	運転管理		異常時対応(指揮、状況判断)	異常時対応(指揮、状況判断)	◎	×	×	×	×	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			シミュレータ訓練Ⅰ	シミュレータ訓練Ⅰ	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			運転訓練	運転訓練	×	◎	×	×	×	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			シミュレータ訓練Ⅱ	シミュレータ訓練Ⅱ	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			シミュレータ訓練Ⅲ	シミュレータ訓練Ⅲ	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			保守管理計画に関することⅠ	保守管理計画に関することⅠ	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			保守管理計画に関することⅡ	保守管理計画に関することⅡ	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			燃料管理	燃料管理	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	
			燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機械作員、補機作員> 3年間で30時間以上※3 ※4(下記※4と同枠内)	

(協力企業従業員への保安教育)

第119条

各GM又は安定化センター各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GM又は安定化センター各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、各GM又は安定化センター各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

2. 各GM又は安定化センター各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GM又は安定化センター各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、各GM又は安定化センター各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

3. 発電GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。

4. 発電GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、発電GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

5. 発電GM又は燃料GMは、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。

6. 発電GM又は燃料GMは、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、発電GM又は燃料GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。

保安教育実施方針(協力企業)

(1)発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容				対象者※2	
大分類	中分類 (実施項目追加16条 の内容等)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	放射線業務従事者 放射線業務従事者以外
入所時に 実施する 教育※1			作業上の留意事項		
			原子炉施設の構造・性能に関すること	◎	○
			非常の場合に講ずべき処置に関すること	◎	◎
			関係法令及び保安規定の遵守に関すること	◎	○

(2)放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容				対象者及び教育時間※2		電離線の分類
総括表中分類への対応				放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1			①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1			①管理区域に関すること			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1			②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1			③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序			
放射線管理に関すること ※1			④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1			⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法			
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1			⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法			
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1			原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1			①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1			法令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	×	関係法令
放射線管理に関すること ※1			①管理区域への立入り及び退去の手順			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1			②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1			③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業			
放射線管理に関すること ※1			④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視			
放射線管理に関すること ※1			⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去			
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1			⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い	◎ (2.0時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1			⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置			

※1:各GM又は安定化センター各GMが、別途定められた事項に依り、各項目の全部又は一部について十分な知識

及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育については省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎:全員が教育の対象
○:業務に関連する者が教育の対象
×:教育の対象外
():合計の教育時間

第 1 1 章 記録及び報告

(記録)

第 1 2 0 条

各 GM 及び安定化センター各 GM は、表 1 2 0 - 1 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。

2. 組織は、表 1 2 0 - 2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

表 1 2 0 - 1

記録	記録すべき場合※ ¹	保存期間
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
3. 点検・補修等の結果 (安全上重要な機器※ ² は除く) 及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
4. 安全上重要な機器※ ² の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む※ ³) 及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
5. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
6. 点検・補修等の不適合管理, 是正処置, 予防処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置及び予防処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
7. 保全の有効性評価, 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針, 保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
8. 熱出力	原子炉に 1 体以上 燃料が装荷されている場合連続して	1 0 年間
9. 炉心の中性子束密度		1 0 年間
1 0. 炉心の温度		1 0 年間

記録	記録すべき場合※ ¹	保存期間
1 1. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転及び起動において1時間ごと	1 0 年間
1 2. 冷却材出口温度		1 0 年間
1 3. 冷却材圧力		1 0 年間
1 4. 冷却材流量		1 0 年間
1 5. 制御棒位置	同上	1 年間
1 6. 再結合装置内の温度	同上	1 年間
1 7. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1 年間
1 8. 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後1 0 年間
1 9. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1 年間
2 0. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1 年間
2 1. 運転開始日時	その都度	1 年間
2 2. 臨界到達日時	同上	1 年間
2 3. 運転切替日時	同上	1 年間
2 4. 緊急しゃ断日時	同上	1 年間
2 5. 運転停止日時	同上	1 年間
2 6. 警報装置から発せられた警報の内容※ ⁴	同上	1 年間
2 7. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1 年間
2 8. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度	1 ヶ月に1回	1 0 年間
2 9. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5 年間
3 0. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後1 0 年間
<u>3 1. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録</u> <u>(1) 外観</u> <u>(2) 最高燃焼度</u> <u>(3) 取出しから容器への封入までの期間</u> <u>(4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置</u>	<u>払出しの都度</u>	<u>使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間</u>

記録	記録すべき場合※ ¹	保存期間
<u>3 2. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録</u> <u>(1) 外観</u> <u>(2) 漏えい率</u> <u>(3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力</u> <u>(4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観</u> <u>(5) 重量</u>	<u>払出しの都度</u>	<u>使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間</u>
3-1-3 <u>3 3. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</u>	毎日運転中 1 回	1 0 年間
3-2-3 <u>3 4. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度</u>	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	1 0 年間
3-3-3 <u>3 5. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u>	毎週 1 回	1 0 年間
3-4-3 <u>3 6. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※⁵の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、1 0 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量</u>	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	※ 6
3-5-3 <u>3 7. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 2 0 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量</u>	原子力規制委員会が定める 5 年間に於いて毎年度 1 回	※ 6

記録	記録すべき場合※ ¹	保存期間
3-6-3-8 . 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※6
3-7-3-9 . 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間
3-8-4-0 . 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※7
3-9-4-1 . 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※7
4-0-4-2 . 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1年間
4-1-4-3 . 事故発生及び復旧の日時	その都度	※7
4-2-4-4 . 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※7
4-3-4-5 . 事故の原因	同上	※7
4-4-4-6 . 事故後の処置	同上	※7
4-5-4-7 . 風向及び風速	連続して※ ⁸	10年間
4-6-4-8 . 降雨量	同上	10年間
4-7-4-9 . 大気温度	同上	10年間
4-8-5-0 . 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
4-9-5-1 . 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間
5-0-5-2 . 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※7
5-1-5-3 . 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※7

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。

- ※２：安全上重要な機器とは，安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。
- ※３：法令に基づく必要な手続きとは，原子炉等規制法第２６条（変更の許可及び届出等），電気事業法第４７条・第４８条（工事計画）及び第４９条・第５０条（使用前検査）並びに第５２条（溶接安全管理検査）に係る手続きをいう。なお，手続きが不要と判断した場合にも，その理由を併せて記録する。
- ※４：「警報装置から発せられた警報」とは，省令６２号第２１条第１項に規定する範囲の警報をいう。
- ※５：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。
- ※６：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が５年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
- ※７：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間
- ※８：デジタルデータにより保存することができる。

表 1 2 0 - 2 ※8

記録 (実用炉規則第7条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
1. 品質保証計画に関する以下の文書		
第3条品質保証計画の「4.2.1a」～ d」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するま での期間
2. JEAC4111 の要求事項に基づき作成 する以下の記録		
(1) マネジメントレビューの結果の記 録	作成の都度	5 年
(2) 教育，訓練，技能及び経験につい て該当する記録	作成の都度	5 年
(3) 業務のプロセス及びその結果が， 要求事項を満たしていることを実 証するために必要な記録	作成の都度	5 年
(4) 業務に対する要求事項のレビュー の結果の記録，及びそのレビューを 受けてとられた処置の記録	作成の都度	5 年
(5) 特定原子力原子力発電施設 の要 求事項に関連する設計・開発へのイ ンプットの記録	作成の都度	5 年
(6) 設計・開発のレビューの結果の記 録，及び必要な処置があればその記 録	作成の都度	5 年
(7) 設計・開発の検証の結果の記録， 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の 記録，及び必要な処置があればその 記録	作成の都度	5 年
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5 年
(10) 設計・開発の変更のレビューの結 果の記録，及び必要な処置があれば その記録	作成の都度	5 年
(11) 供給者の評価の結果の記録，及び 評価によって必要とされた処置があ ればその記録	作成の都度	5 年

記録 (実用炉規則第7条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録	作成の都度	5 年
(13) 業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年
(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5 年
(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5 年
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5 年
(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5 年
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5 年
(19) 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5 年
(20) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録	作成の都度	5 年
(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5 年
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5 年
(23) 予防処置の結果の記録	作成の都度	5 年

※8：表120-1を適用する場合は、本表を適用しない。

(報告)

第 1 2 1 条

各GM又は5・6号運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに安定化センター所長、所長及び主任技術者に報告する。

- (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合 (第73条)
- (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (第88条, 第89条)
- (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 (第101条)
- (4) 福島第一実用炉規則第18条第3号から第7号及び第9号から第17号第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合
- (5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合

2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。

3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」による。

4. 第1項(1)に該当する場合は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。

附 則

附則（ ）

(施行期日)

第 1 条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日 の翌日から30日以内に施行する。

2. 第 6 1 条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。

3. 第 8 7 条の 2 については、臨時の出入管理所の一時保管エリアが解除された時点から適用することとし、適用以前の間は以下の通りとする。

4. 第 9 5 条第 3 項及び第 6 項並びに第 1 0 3 条第 2 項については、入退域管理棟の運用開始時点から適用することとし、適用以前の間は以下の通りとする。

5. 第 9 8 条の図 9 8、第 1 0 1 条の図 1 0 1 及び添付 2 - 1 については、入退域管理棟設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、適用以前の間は以下の通りとする。

附則第 1 条第 3 項の適用以前の間は次の通り。

(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理)

第 8 7 条の 2

発電所の敷地内及び臨時の出入管理箇所が発生した瓦礫等^{※1}について、廃棄物管理 GM 又は放射線安全 GM は、以下の事項を実施する。

(1) 廃棄物管理 GM は、仮設保管設備^{※2}、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{※3}及び伐採木一時保管槽^{※4}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。

(2) 放射線安全 GM は、臨時の出入管理箇所の一時保管エリアについて、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。

2. 各 GM は、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。

(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類^{※5}は、各 GM が、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、廃棄物管理 GM があらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備、貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運

搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。

(2) 発電所において発生した使用済保護衣等※⁶は、廃棄物管理GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、廃棄物管理GMは圧縮等を行うことができる。

(3) 臨時の出入管理箇所において発生した使用済保護衣等は、放射線安全GMが、袋又は容器に収納して臨時の出入管理箇所の一時保管エリアに運搬する。なお、放射線安全GMは圧縮等を行うことができる。

(4) 伐採木は、各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。

3. 廃棄物管理GM又は放射線安全GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

(1) 廃棄物管理GMは、仮設保管設備、貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。

(2) 放射線安全GMは、臨時の出入管理箇所の一時保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。

(3) 廃棄物管理GMは、覆土式一時保管施設において、覆土完了後、槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し、溜まり水が確認された場合には回収する。

(4) 廃棄物管理GMは、伐採木一時保管槽において、定期的に温度監視を実施する。

(5) 廃棄物管理GMは、仮設保管設備、貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。

(6) 放射線安全GMは、臨時の出入管理箇所の一時保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。

※1：瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下、本条において同じ。

※2：仮設保管設備とは、瓦礫等を一時保管する設備のうち、テント、蛇腹ハウス及び雨天練習場等の屋根を設置したものをいう。以下、本条において同じ。

※3：覆土式一時保管施設とは、線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下、本条において同じ。

※4：伐採木一時保管槽とは、防火対策や線量低減対策として覆土をする一時保管槽をい

う。以下、本条において同じ。

※5：瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいい、回収した土壌を含む。以下、本条において同じ。

※6：使用済保護衣等とは、使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下、本条において同じ。

附則第1条第4項の適用以前の間は次の通り。

(管理対象区域への出入管理)

第95条

保健安全GMは、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。

(1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者

(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であつて、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。ただし、所員又は安定化センター員で緊急作業に従事する間に受けた実効線量が100ミリシーベルト超過者が管理対象区域で定められた移動経路を経て、管理対象区域でない箇所で執務する場合に限り、放射線業務従事者の随行を必要としない。

2. 放射線安全GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。

3. 放射線安全GMは、管理対象区域の出入管理箇所又は臨時の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。ただし、防護管理GMがあらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両であることを監視する場合及び放射線安全GMが発電所外に設置した臨時の出入管理箇所において人の出入り等を監視する場合はこの限りでない。

4. 放射線安全GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であつて、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。

5. 放射線安全GMは、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。

6. 放射線安全GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、臨時の出入管理箇所において、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル*¹を超えないような措置を講じる。

7. 放射線安全GM又は作業環境改善GMは、第93条の2第1項(2)の区域から汚染

のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。

※１：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル（平成 23 年 9 月 16 日付・原子力非常災害対策本部長通知）をいう。以下、第 103 条において同じ。

（管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定）

第 103 条

放射線安全 GM は、各 GM が管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。

2. 放射線安全 GM は、放射線レベルが高いため第 1 項の確認ができない場合、臨時の出入管理箇所において、各 GM が管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が、スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。

3. 5・6 号放射線管理 GM 又は作業環境改善 GM は、各 GM が管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。

4. 5・6 号放射線管理 GM 又は作業環境改善 GM は、各 GM が管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物（新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を移動する場合は、容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。

附則第 1 条第 5 項の適用以前の間は次の通り。

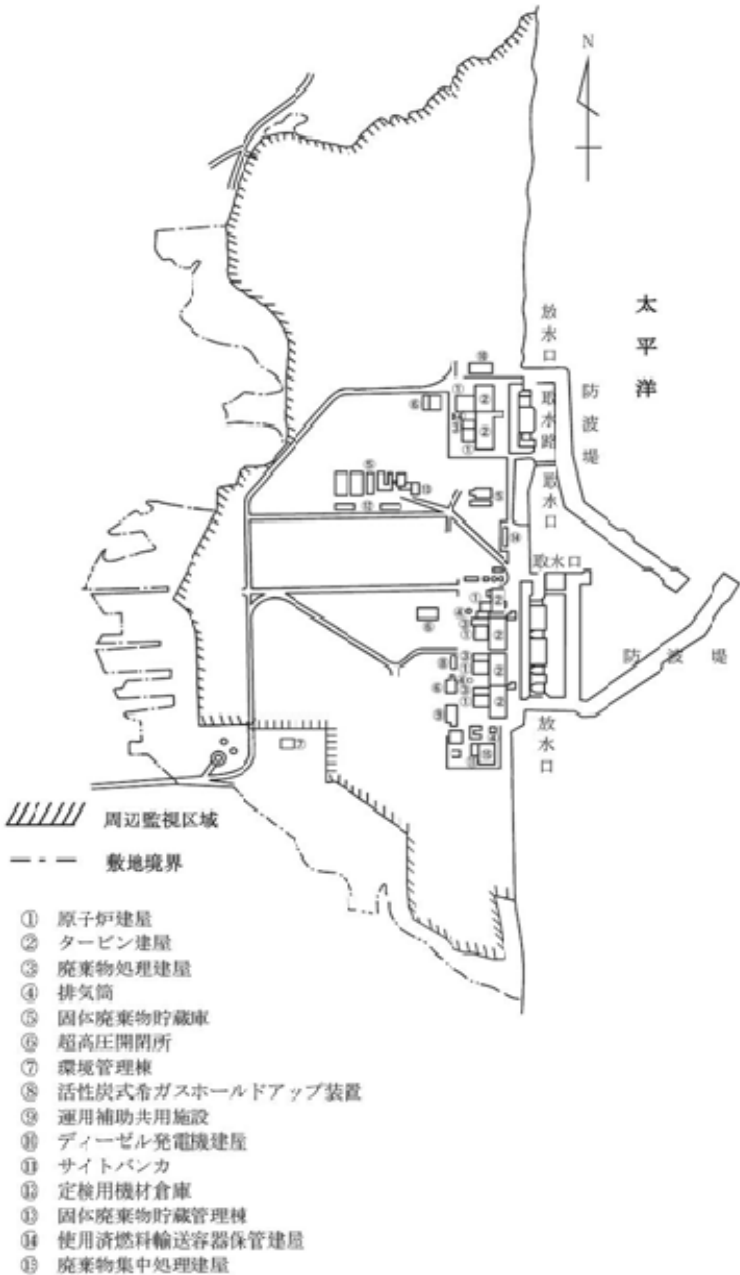
（周辺監視区域）

第 98 条

周辺監視区域は、図 98 に示す区域とする。

2. 防護管理 GM は、第 1 項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

图 9 8



(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第 1 0 1 条

各GMは、表101-1及び表101-2（第93条の2第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。

2. 環境モニタリングGMは、表101-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図101に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。
3. 5・6号放射線管理GM又は作業環境改善GMは、第1項の測定により、環境モニタリングGMは、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。
4. 各GMは、第1項に定める測定結果を5・6号放射線管理GMに連絡する。5・6号放射線管理GMは、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。

表101-1

場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度
1. 管理対象区域 域内（管理区域 内を含む）※1	外部放射線に係る線量当量率	各GM	放射線レベルに応じて
		5・6号放射線管理GM ※2	毎日運転中に1回※3
	外部放射線に係る線量当量	5・6号放射線管理GM	1週間に1回
	空気中の放射性物質濃度	5・6号放射線管理GM	1週間に1回
	表面汚染密度	5・6号放射線管理GM	1週間に1回
2. 周辺監視区域 境界付近	空気吸収線量	環境モニタリングGM	3ヶ月に1回
	空気吸収線量率※4	環境モニタリングGM	常時
	空気中の粒子状放射性物質濃度	環境モニタリングGM	3ヶ月に1回

※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

※2：5号炉及び6号炉のエリアモニタにおいて測定する項目

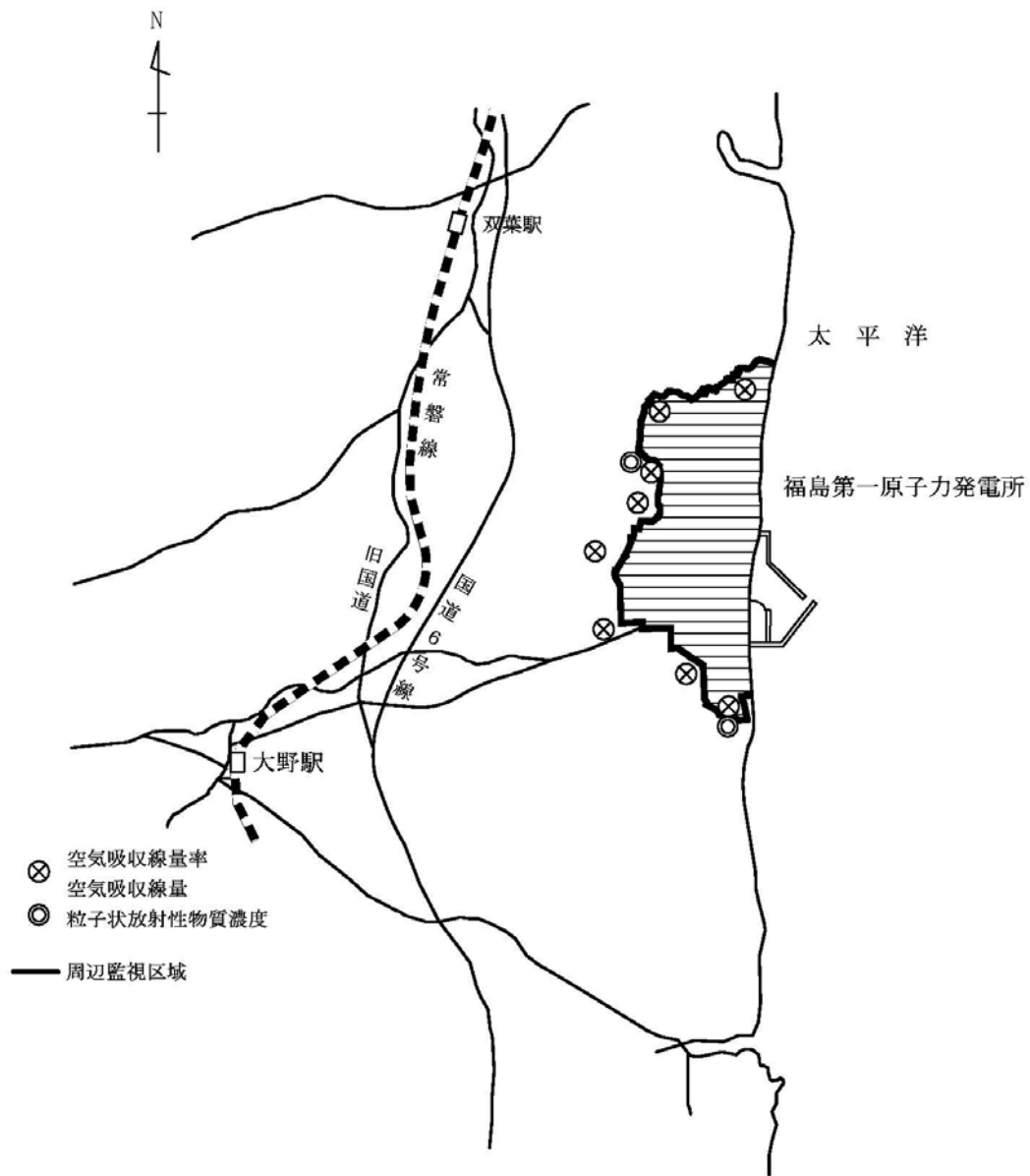
※3：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できず、当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は、他のエリアモニタの計測値で代替する。

※4：モニタリングポストにおいて測定する項目

表101-2

場 所	測定項目	所管GM	測定頻度
汚染のおそれ のない管理対 象区域内	表面汚染密度	5・6号放射線管理GM 又は 作業環境改善GM	毎日1回 (汚染のおそれのない管理 対象区域が設定されている 期間)
	空気中の放射性物質濃度		

図 101



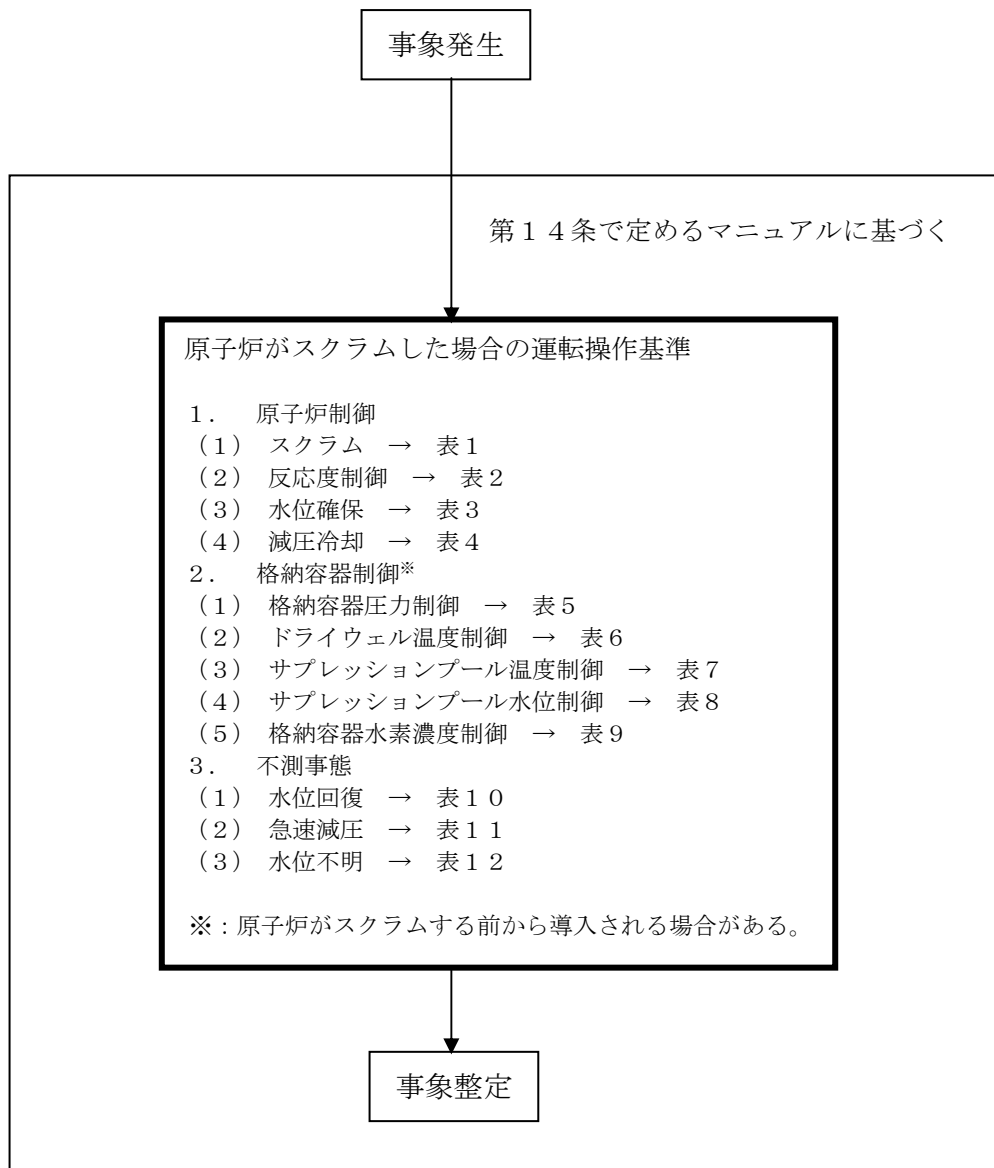
添付 2 - 1 管理対象区域図

※添付 2 - 1 については、核物質防護上の理由から非公開とする。

添付 1 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準
(第 7 7 条関連)

原子炉がスクラムした場合の運転操作基準

炉心は、原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持すること及び発電所外への放射能の放出を防止するために格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未臨界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に関して、以下の１２の運転操作基準について定める。なお、この操作基準を使用する際には、当直長の判断に基づいて、より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。

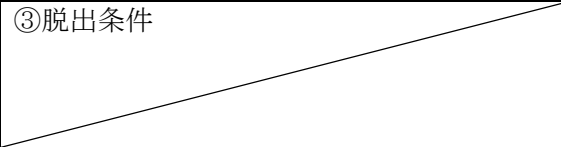


また、当直長は、以下の一般的な注意事項について留意する。

- (1) 原子炉スクラム信号が発生した場合には、制御棒位置表示が挿入されていることを示し、かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。
- (2) 原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず、原子炉がスクラムしない場合は直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また、原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、スクラム回路が作動しない場合は、直ちに原子炉を手動スクラムさせる。
- (3) 非常用炉心冷却系、非常用交流電源及び非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、2つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは、自動作動が正しいものとして対処し、不用意に手動停止しない。
- (4) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、複数の計器により系統の健全性及び注入の有無等を確認する。
- (5) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備の手動作動を試みる。また、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等の自動的に起動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機、非常用ガス処理系等が作動しない場合は、直ちに当該設備を手動作動する。
- (6) 非常用炉心冷却系が自動作動した場合に、十分な炉心冷却が確保されていることが少なくとも2つ以上の独立した計器により確認できない場合は、非常用炉心冷却系を手動操作してはならない。さらに、炉心冷却が確保され、非常用炉心冷却系の手動操作が必要なくなり、手動停止した場合は、当該系統を必ず自動作動できる状態とする。
- (7) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生した場合は、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖したことを確認する。
- (8) 格納容器隔離信号、原子炉建屋隔離信号が発生したにもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は手動で閉鎖することを試みる。また、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は、直ちに手動で閉鎖する。
- (9) 格納容器隔離弁、原子炉建屋給排気隔離弁の自動隔離が発生した場合は、放射線モニタの指示を確認し、異常のないことが判明するまで、隔離解除あるいは復旧を行ってはならない。ただし、特段の理由がある場合を除く。

- ・ 5 号炉

表 1

1. 原子炉制御 (1) スクラム	
①目的 ・ 原子炉を停止する。 ・ 十分な炉心冷却状態を維持する。 ・ 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 ・ 格納容器制御への導入条件を監視する。(原子炉がスクラムしない場合を含む。)	
②導入条件 ・ 原子炉スクラム信号が発生した場合 ・ 手動スクラムした場合 ・ 各制御の脱出条件が成立した場合	③脱出条件 
④基本的な考え方 ・ 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に行う。 ・ 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ、通常停止操作に移行する。 ・ 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 ・ 各計器を並行監視し、徴候に応じた制御を行う。 ・ 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は、格納容器制御より優先される。ただし、格納容器が損傷する恐れがある場合には原子炉制御「スクラム」と格納容器制御を並行して行う。 ・ 原子炉制御「スクラム」においては、最初に「原子炉出力」の制御棒全挿入を確認し、「原子炉水位」、「原子炉圧力」、「タービン・電源」の各制御を並行して行う。	
⑤主な監視操作内容 A. 原子炉出力 ・ 「原子炉自動スクラム」警報の発信を確認する。 ・ 全制御棒挿入状態を確認する。 ・ 平均出力領域モニタの指示を確認する。 ・ スクラム排出容器ドレン弁、ベント弁の閉鎖を確認する。 ・ 自動スクラムが失敗した場合には、手動スクラムを行う。 ・ 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 ・ 全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されていることを確認し、確認できない場合は手動スクラムを行い「反応度制御」へ移行する。また、「反応度制御」に移行した場合には、原子炉水位制御も「反応度制御」で行う。 ・ 原子炉水位、原子炉圧力、原子炉再循環ポンプ速度を確認する。 ・ 平均出力領域モニタ及び起動領域モニタにより原子炉未臨界を確認する。 B. 原子炉水位 ・ 原子炉水位を確認する。 ・ 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合、格納容器隔離弁の開閉状態を確認する。 ・ タービン駆動給水ポンプを停止し※、電動駆動給水ポンプ及び給水制御系（単要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。	

- ・給復水系（復水器を含む）が正常でない場合、原子炉隔離時冷却系又は高圧注水系を手動作動する。（原子炉隔離時冷却系及び高圧注水系が自動作動した場合は不要）
- ・原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には、非常用炉心冷却系の運転状態を確認し、給復水系及び原子炉隔離時冷却系と合わせて原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。
- ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。
- ・原子炉水位が不明になった場合には、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。
- ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。
- ・原子炉水位を連続的に監視する。

※：タービン駆動給水ポンプは、原子炉水位高タービントリップ設定値で自動停止する。

C. 原子炉圧力

- ・原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。
- ・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、主復水器が使用可能であることを確認する。
- ・原子炉圧力制御が正常でない場合又は主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。
- ・主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合、「サブプレッションプール水温制御」へ移行する。
- ・主蒸気隔離弁が閉の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合、原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。なお、復水器が使用可能である場合は主蒸気管ドレン弁により調整してもよい。
- ・主蒸気逃がし安全弁の開閉によってサブプレッションプールの水温が上昇するため、残留熱除去系によるサブプレッションプール冷却を行う。
- ・原子炉圧力がタービンバイパス弁又は主蒸気逃がし安全弁により制御されていることを連続的に監視する。
- ・主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。

D. タービン・電源

- ・原子炉スクラム後、発電機出力が低下していることを確認してタービンを手動トリップする。（タービン自動トリップの場合は不要）
- ・タービントリップ状態、発電機トリップ状態を確認する。
- ・所内電源系が確保されていることを確認する。所内電源系の一部又は全部が確保されない場合は、所内電源を確保するとともに、必要に応じて原子炉隔離時冷却系又は高圧注水系により原子炉水位を調整する。
- ・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、主復水器が使用可能であることを確認し、空気抽出器及びグランドシールの切替により復水器真空度を維持する。
- ・原子炉圧力制御が正常でない場合又は主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。
- ・タービン、発電機の停止状態を確認する。

E. モニタ確認

- ・ 各種放射線モニタの指示を確認する。
- ・ 各種放射線モニタの指示に異常が確認された場合、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。

F. 復旧

- ・ 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。
- ・ 格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。
- ・ 原子炉圧力等の主要パラメータが整定していることを確認する。
- ・ 格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。
- ・ 原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉建屋換気空調系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。
- ・ 主蒸気隔離弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔離弁を開する。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁で原子炉減圧する。
- ・ スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。
- ・ 原子炉再循環ポンプが停止した場合、再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。
- ・ 原子炉を冷温停止する。

G. 格納容器制御への導入

- ・ 格納容器制御への導入条件を監視する。(原子炉がスクラムしない場合を含む。)

表 2

1. 原子炉制御 (2) 反応度制御	
①目的 ・スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。	
②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されない場合	③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・ほう酸水注入系が全量注入完了した場合
④基本的な考え方 ・短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサブプレッションプールの健全性を維持する。 ・「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」の順に優先させる。	
⑤主な監視操作内容	
A. 原子炉出力 - 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合には「反応度制御」の制御棒操作を行いつつ、原子炉制御「水位確保」を並行操作する。 - 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上でタービンが運転中の場合は、原子炉再循環ポンプをランバック後停止する。また、タービンが停止中の場合は、原子炉再循環ポンプを停止する。	
B. ほう酸水注入系 - サブプレッションプール水温が原子炉出力・サブプレッションプール水温相関曲線のほう酸水注入系起動領域に接近した場合には、ほう酸水注入系を起動する。 - 原子炉冷却材浄化系が隔離したことを確認する。 - ほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了までほう酸水を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、ほう酸水注入系を停止する。	
C. 水位 - 原子炉水位が不明となった場合、「反応度制御」水位不明及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 - 原子炉が隔離状態でかつ原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。 - 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。 「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで低下させる。(原子炉水位の下限值はスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位調整値とする。)ただし、原子炉水位がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位調整値以上に維持できない場合は、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。 - 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上、スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作を行う。	

- ・「水位維持」操作として、給復水系、制御棒駆動水压系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間で維持する。ただし、原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。
- ・原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し給復水系、制御棒駆動水压系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。
- ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合には、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放する。
- ・原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し給復水系、制御棒駆動水压系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。
- ・主蒸気逃がし安全弁を順次開放しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合には、復水補給水系、消火系、残留熱除去冷却海水系を起動して原子炉への注水を開始し、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。
- ・原子炉水位が自動減圧系作動水位を下回って自動減圧系始動タイマが作動した場合には、自動減圧系始動タイマをリセットし、自動減圧系の動作を阻止する。

D. 「反応度制御」水位不明

- ・「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。
- ・主蒸気隔離弁、格納容器隔離弁及び主蒸気管ドレン弁、高圧注水系、並びに原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。
- ・水位不明の場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し、給復水系、制御棒駆動水压系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。
- ・給復水系、制御棒駆動水压系で注水できない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を順次開し、炉心スプレイ系、低圧注水系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。

E. 制御棒

- ・スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切又は制御用空気の排気を行う。
- ・スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高リセットを確認し、再度手動スクラム又はスクラム個別スイッチ等によるスクラムを行う。
- ・制御棒駆動水压系の水压を確保し、制御棒を手動挿入する。
- ・制御棒駆動水压系の引抜配管ベント弁から排水し制御棒を挿入する。

表 3

1. 原子炉制御 (3) 水位確保	
①目的 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復させ、安定に維持する。	
②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない場合 ・「反応度制御」において原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合 ・「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サプレッションプール圧力を格納容器設計圧力以下に維持できる場合 ・不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 ・不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合	③脱出条件 ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合
④基本的な考え方 ・原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を随時把握する。	
⑤主な監視操作内容 A. 水位確保 ・原子炉水位，原子炉圧力及び格納容器隔離，並びに非常用炉心冷却系及び非常用ディーゼル発電機の起動を確認する。 ・作動すべきものが不動作の場合は，手動で作動させる。 B. 水位 ・給復水系，制御棒駆動水压系，原子炉隔離時冷却系，非常用炉心冷却系を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 ・原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値以上に回復，維持できない場合は，有効燃料頂部以上に維持する。 ・給復水系及び非常用炉心冷却系が起動せず，原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下となった場合には制御棒駆動水压系，復水補給水系，消火系による原子炉注水の準備を行う。 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は，不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉水位が不明の場合には，不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は，原子炉制御「減圧冷却」に移行する。	

表 4

1. 原子炉制御 (4) 減圧冷却	
①目的 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持しつつ、原子炉を減圧し、冷温停止状態へ移行させる。	
②導入条件 - 原子炉制御「スクラム」において、主蒸気隔離弁が閉状態でかつ主蒸気逃がし安全弁による原子炉圧力の調整ができない場合。 - 原子炉制御「水位確保」において、有効燃料頂部から原子炉水位低スクラム設定値の間に維持可能な場合 「サブプレッションプール水温制御」において、手動スクラム後、サブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 「サブプレッションプール水位制御」において、手動スクラムした場合	③脱出条件 原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下で、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動し、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合
④基本的な考え方 - 緊急性を要しないため、原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値以内になるように努める。 - 主蒸気逃がし安全弁にて減圧冷却を行う場合には、原子炉冷却材温度変化率及びサブプレッションプール水温を十分監視しながら、主蒸気逃がし安全弁の開閉を間欠に行う。さらに、サブプレッションプール水温上昇を均一にするように開閉する主蒸気逃がし安全弁を選択する。また、サブプレッションプール水温上昇防止のため、残留熱除去系によるサブプレッションプール冷却を行う。 - 水位と減圧を並行操作する。	
⑤主な監視操作内容 A. 水位 - 給復水系、制御棒駆動水压系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系を使用して、原子炉水位を有効燃料頂部から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 - 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 - 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 B. 減圧 - 給復水系による原子炉注水ができない場合、低圧で注水可能な非常用炉心冷却系が少なくとも1台運転可能でなければ、原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系及び高圧注水系定格流量維持最低圧力以下に減圧してはならない。 - 主復水器が使用可能である場合、タービンバイパス弁等による減圧を行う。 - 主復水器が使用不能であり、かつサブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。	

- 主復水器が使用不能であり、かつサプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、不測事態「急速減圧」に移行する。
- 原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下の場合は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動できない場合は、復旧を図る。
- 原子炉水位を有効燃料頂部以上に確保する。

表 5

2. 格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御	
①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。	
②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合	③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合
④基本的な考え方 ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ベントを行う。 ・格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要がある、炉心再冠水後速やかにドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイを起動する。	
⑤主な監視操作内容 A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたことを確認する。 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合には、原子炉水位が有効炉心長の3分の2に相当する水位以上で安定し、炉心スプレイ系、低圧注水系の継続的作動を確認した後に、ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイを起動する。また、「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつドライウエルスプレイ起動圧力以下の状態が24時間継続した場合は、サプレッションプールスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力がドライウエルスプレイ起動圧力以上の状態が24時間継続した場合、又はサプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力に達した場合は、原子炉再循環ポンプ及びドライウエル換気空調系を停止し、ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力を超え、格納容器最高使用圧力未満の場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・サプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、低圧注水系を一時ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイとして起動し、格納容器を減圧するとともに原子炉満水操作を行う。	

B. 原子炉満水

- ・原子炉水位が有効燃料頂部以下になった場合は、不測事態「水位回復」を行う。
- ・「急速減圧」時必要最小弁数以上の主蒸気逃がし安全弁が開しているか、又は電動駆動給水ポンプが原子炉注水可能な場合は主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、高圧注水系、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。
- ・給復水系、制御棒駆動水压系、低圧で注水可能な非常用炉心冷却系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増して、原子炉水位をできるだけ高く維持する。また、必要に応じて、復水補給水系、ほう酸水注入系※、消火系、残留熱除去冷却海水系による原子炉注水を行う。
- ・サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持される場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。
- ・サブプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行う。

※:ほう酸水注入系を原子炉注水機能として使用する場合は、純水補給水系を水源とする。以下、各表において同じ。

C. 格納容器ベント

- ・サブプレッションプール圧力が格納容器最高使用圧力を超える場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。
- ・格納容器ベントは、不活性ガス系又は非常用ガス処理系のサブプレッションプール側ベントラインを優先して使用し、サブプレッションプール水位が高い場合は、不活性ガス系又は非常用ガス処理系のドライウェル側ベントラインを使用する。

表 6

2. 格納容器制御 (2) ドライウエル温度制御	
①目的 ・ドライウエルの空間温度を監視し，制御する。	
②導入条件 ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合	③脱出条件 ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度未満で，かつドライウエル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合
④基本的な考え方 ・ドライウエル空間温度がドライウエル設計温度に到達する前にドライウエルスプレイを起動し，ドライウエル設計温度以下に維持できない場合は，不測事態「急速減圧」に移行する。 ・「反応度制御」を実施中は，「反応度制御」を優先する。	
⑤主な監視操作内容 ・ドライウエル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度，又はドライウエル局所温度が温度高警報設定点を超えるような場合は，予備のドライウエル換気空調系を運転する。 ・ドライウエル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合，通常停止を行う。 ・ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度に到達する前に，原子炉再循環ポンプ及びドライウエル換気空調系を停止し，ドライウエルスプレイを起動する。ドライウエルスプレイが起動しない場合は，不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ドライウエル局所温度がドライウエル設計温度以下に維持できないようであれば，不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ドライウエル局所温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合は，不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。	

表 7

2. 格納容器制御 (3) サプレッションプール温度制御	
①目的 ・サプレッションプールの水温及び空間部温度を監視し，制御する。	
②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において，主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 ・サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 ・サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールスプレイ起動温度以上の場合	③脱出条件 ・サプレッションプールのバルク水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下となった場合 ・サプレッションプールのバルク水温がスクラム制限温度以上で，手動スクラムした場合 ・サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールスプレイ起動温度未満となった場合
④基本的な考え方 ・サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら，直ちに手動スクラムし，原子炉を減圧する。	
⑤主な監視操作内容	
A. サプレッションプール水温制御 ・サプレッションプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら，サプレッションプールの冷却を開始する。 ・サプレッションプール水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下に下がらない場合，原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら，手動スクラムし，サプレッションプール水温を確認する。サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し，サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。	
B. サプレッションプール空間部温度制御 ・サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールスプレイ起動温度まで上昇したらサプレッションプール冷却を実施するとともに，サプレッションプール空間部温度上昇の原因（原子炉隔離時冷却系又は高圧注水系の異常，主蒸気逃がし安全弁排気管の異常，サプレッションプール・ドライウェル間真空破壊弁の異常等）を復旧する。 ・サプレッションプール空間部温度がサプレッションプールスプレイ起動温度未満に下がらない場合は，サプレッションプール空間部温度がサプレッションプール設計温度に到達する前に，サプレッションプールスプレイを作動させる。さらに，サプレッションプール水温がスクラム制限温度未満の場合は，原子炉を通常停止し，スクラム制限温度以上の場合は手動スクラムする。	

表 8

2. 格納容器制御 (4) サプレッションプール水位制御	
①目的 ・サプレッションプール水位を監視し，制御する。	
②導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合	③脱出条件 ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値又は通常運転時低水位限界値を超えてスクラムした場合
④基本的な考え方 ・サプレッションプール高水位は，冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から通常運転時高水位限界値以上では原子炉をスクラムし，減圧を開始する。さらに，それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限及び真空破壊弁機能喪失防止の観点からサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には，真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前にドライウェルスプレイを実施し，不測事態「急速減圧」する。最終的には，格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 ・サプレッションプール低水位は，冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点から通常運転時低水位限界値以下では，原子炉をスクラムし，減圧を開始する。また，サプレッションプール水位計測定下限以下になった場合には，不測事態「急速減圧」へ移行する。	
⑤主な監視操作内容	
A. サプレッションプール水位制御（高水位） ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時高水位制限値以内に復旧しない場合は，原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値に到達した場合には，原子炉をスクラムし，原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 ・サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には，真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に原子炉再循環ポンプ及びドライウェル換気空調系を停止し，ドライウェルスプレイを実施するとともに，不測事態「急速減圧」に移行する。なお，サプレッションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には，ドライウェルスプレイを作動させない。 ・サプレッションプール水位が，格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。	
B. サプレッションプール水位制御（低水位） ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時低水位制限値以上に復旧しない場合は，原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位限界値以下に到達した場合は，原子炉をスクラムし，原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 ・サプレッションプール水位が，サプレッションプール水位計測定下限以下になった場合，復水器が使用可能であれば不測事態「急速減圧」（タービンバイパス弁が使用可能）へ移行し，復水器が使用不能であれば不測事態「急速減圧」へ移行する。	

表 9

2. 格納容器制御 (5) 格納容器水素濃度制御	
①目的 ・格納容器内の水素及び酸素濃度を監視し，制御する。	
②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」から導入され，主蒸気隔離弁全閉後，12時間以内に冷温停止できない場合 ・「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で，かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 ・原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 ・原子炉水位が不明の場合	③脱出条件 ・冷却材喪失事故で可燃性ガス濃度制御系が作動し，格納容器内の水素濃度が低下した場合 ・主蒸気隔離弁閉，又は原子炉水位不明であるが格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間，格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合
④基本的な考え方 ・冷却材喪失事故又は炉心露出が生じた場合には，可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・原子炉水位不明又は原子炉隔離状態が長時間継続する場合には，格納容器雰囲気測定系により可燃性ガス濃度の監視を開始し，可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 ・再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場合には，ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。	
⑤主な監視操作内容 ・主蒸気隔離弁全閉後12時間以内に冷温停止できない場合又は原子炉水位が不明になった場合は，格納容器雰囲気測定系により格納容器内の水素を監視する。 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で，かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合，格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間，格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合，又は原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合には，可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転に際しては，格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように必要に応じてドライウェルスプレイ又はサプレッションプレイを運転する。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転は，格納容器内の水素及び酸素濃度に応じて再循環流量及び吸込流量を調整する。	

表 1 0

3. 不測事態 (1) 水位回復
①目的 原子炉水位を回復する。
②導入条件 - 原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合 - 原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 - 原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合 - 不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合
④基本的な考え方 - 原子炉水位の徴候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や代替注水系の起動を行う。 - 原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならない。そのために、原子炉停止後、燃料被覆管温度が 1 2 0 0℃又は燃料被覆管酸化割合が 1 5 %に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系及び復水補給水系等を起動する。
⑤主な監視操作内容 A. 水位回復 - 原子炉水位が不明の場合、不測事態「水位不明」へ移行する。 - 原子炉水位が有効燃料頂部より低下した時刻を記録する。 - 原子炉隔離時冷却系及び高圧注水系を起動する。 - 低圧で原子炉へ注水可能な系統※のうち、少なくとも 2 つの系統の起動を試みる。 - 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、2 系統以上の起動ができない場合、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、消火系、残留熱除去冷却海水系による注水準備を行う。 - 原子炉水位が有効燃料頂部以上に回復したら、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 ※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、高圧復水ポンプ、低圧復水ポンプ、炉心スプレイ系 A 系、炉心スプレイ系 B 系、低圧注水系 A 系、低圧注水系 B 系をいう。以下、各表において同じ。 B. 水位上昇中 - 原子炉隔離時冷却系及び高圧注水系が作動していない場合は、低圧で注水可能な非常用炉心冷却系 1 台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 - 原子炉隔離時冷却系又は高圧注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、低圧で注水可能な非常用炉心冷却系 1 台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 - 原子炉隔離時冷却系又は高圧注水系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。

C. 水位下降中

- ・原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系及び高圧注水系定格流量維持最低圧力以上の場合、原子炉隔離時冷却系及び高圧注水系を作動させる。
- ・原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系及び高圧注水系定格流量維持最低圧力以下の場合、原子炉隔離時冷却系又は高圧注水系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上運転状態とし、不測事態「急速減圧」へ移行する。低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も運転状態とすることができない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、消火系、残留熱除去冷却海水系を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。

不測事態に関しては、「③脱出条件」はない。以下、表1-1及び表1-2も同じ。

表 1 1

3. 不測事態 (2) 急速減圧
①目的 原子炉を速やかに減圧する。
②導入条件 - 原子炉制御「減圧冷却」において、サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 「格納容器圧力制御」において、サプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力以上となった場合 「ドライウェル温度制御」においてドライウェル空間部局所温度がドライウェル設計温度を超えた場合 - 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が有効燃料頂部以下で原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系及び高压注水系定格流量維持最低圧力以下の時、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動できた場合 - 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系及び高压注水系が作動できない時、非常用炉心冷却系が 1 台以上作動している場合 - 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系又は高压注水系が作動しているが、最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できず、非常用炉心冷却系が 1 台以上作動している場合 - 不測事態「水位不明」において、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動できた場合 「サプレッションプール水位制御」において、サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定上限以上になった場合 「サプレッションプール水位制御」において、サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定下限以下になった場合 「サプレッションプール温度制御」において、サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合
④基本的な考え方 - 原子炉圧力低下必要時に自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。又は、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 - 主蒸気逃がし安全弁が使用できない場合は、原子炉隔離時冷却系、高压注水系等を使用して減圧する。 - 原子炉減圧の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 - 原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要はない。
⑤主な監視操作内容 - 低圧で原子炉へ注水可能な系統が 1 系統以上又は代替注水系が起動していることを確認する。 - 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 - 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。

- 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要最小弁数以上開放する。
- 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて1弁も開放できなければ、原子炉隔離時冷却系、高圧注水系を使用して減圧する。
- 原子炉減圧が不十分である場合、主蒸気隔離弁を開し、タービンバイパス弁と復水器により減圧する。
- 原子炉水位が判明した場合は、不測事態「水位不明」の導入前の制御へ移行する。
- 原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「満水注入」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。

表 1 2

3. 不測事態 (3) 水位不明
①目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。
②導入条件 ・「反応度制御」を除き，原子炉制御「スクラム」の他全ての制御において，原子炉水位が不明になった場合 ・「反応度制御」の「水位不明」を実施中に，全ての制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・「ドライウェル温度制御」において，ドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ・不測事態「急速減圧」において，原子炉水位が判明しない場合，又はドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合
④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に，給復水系，非常用炉心冷却系，又は代替注水系を使用した原子炉注水操作を行い，さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。 ・原子炉注水操作は，使用可能な全ての注水系のうち，1 系統以上を作動させ，原子炉圧力とサプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。 ・原子炉水位が判明した場合は，原子炉制御「水位確保」へ移行する。
⑤主な監視操作内容 A. 注水確保 ・水位不明時刻を記録する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が 1 台以上作動した場合は，不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が 1 台も作動しない場合は，原子炉隔離時冷却系及び高圧注水系を作動させる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が 1 台も作動しない場合は，さらに復水補給水系，制御棒駆動水压系，ほう酸水注入系，消火系，残留熱除去冷却海水系を作動させ，復水補給水系，制御棒駆動水压系，ほう酸水注入系，消火系，残留熱除去冷却海水系が作動した場合には，不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系又は高圧注水系が作動し，かつ低圧で原子炉へ注水可能な系統，復水補給水系，制御棒駆動水压系，ほう酸水注入系，消火系，残留熱除去冷却海水系の全部が作動しない場合は，低圧で原子炉へ注水可能な系統，復水補給水系，制御棒駆動水压系，ほう酸水注入系，消火系，残留熱除去冷却海水系の復旧を行いこれらの系統が復旧した場合には不測事態「急速減圧」へ移行する。 B. 満水注入 ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において，主蒸気逃がし安全弁が 1 弁以上開放，又は電動駆動給水ポンプによる原子炉注水が可能な場合，「水位計復旧」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明しない場合，主蒸気隔離弁，主蒸気管ドレン弁，原子炉隔離時冷却系，高圧注水系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し，「満水注入」を行う。

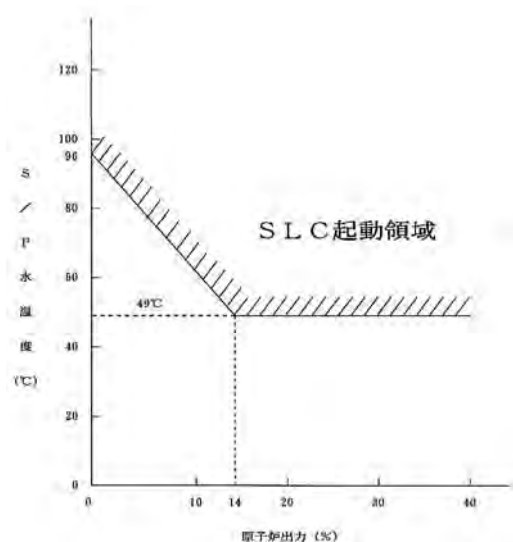
- ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁も開放できず、かつ電動駆動給水ポンプによる原子炉注水も不可能な場合は、復水系、炉心スプレイ系、低圧注水系、復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、消火系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系、高圧注水系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開けて原子炉を減圧する。
- ・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、いずれか1系統を使用して原子炉へ注水し、注水流量を増加して原子炉を加圧し、原子炉圧力容器満水確認用適正弁数以下の主蒸気逃がし安全弁を開放して原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。
- ・原子炉圧力がサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統を1系統ずつ順次起動して、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。
- ・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。
- ・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開としても原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、消火系を起動し、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。
- ・主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開とし、復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、消火系等を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、残留熱除去冷却海水系を起動し原子炉への注水を行う。

C. 水位計復旧

- ・原子炉圧力がサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。
- ・原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。
- ・原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100℃以下にし、原子炉水位計を使用可能とする。
- ・原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。
最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。

参考

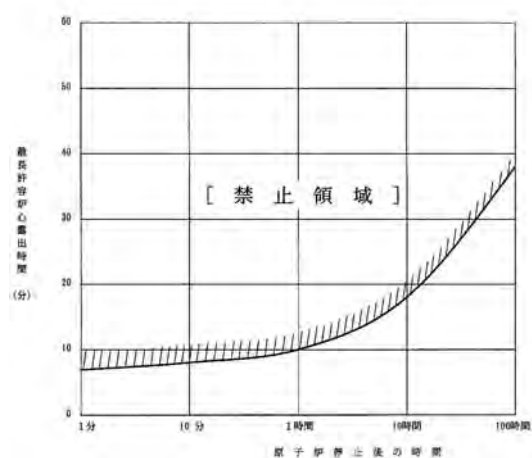
- (1) 最大未臨界引抜位置：0 2 位置
- (2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3 %（平均出力領域モニタ）
- (3) 原子炉出力・サプレッションプール水温相関曲線：下図のとおり



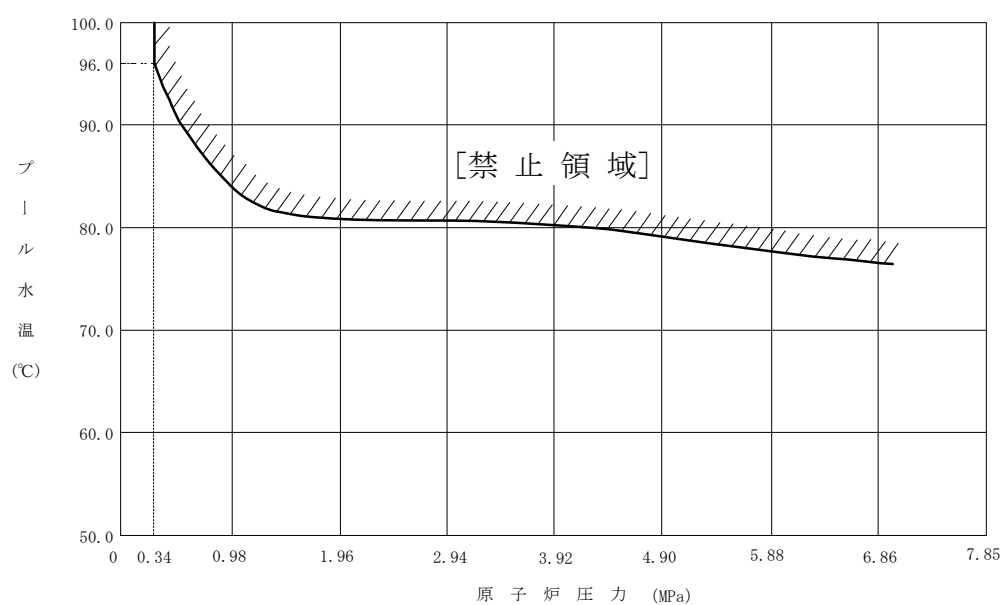
- (4) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値：5 0 %（平均出力領域モニタ）
- (5) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位調整値：レベル2 － 5 0 0 mm
- (6) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值：レベル1 + 1 0 0 0 mm
- (7) 「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数：3 弁
- (8) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：2 弁
- (9) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり

開いている主蒸気逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MP a [gage]
2	3. 7 3
3	2. 5 5
4	1. 8 6
5	1. 4 7
6	1. 1 8

(10) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり



(11) サプレッションプール熱容量制限図：下図のとおり



S / P 熱容量制限値

(12) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力：

約 0.517 MPa [gage] 以下

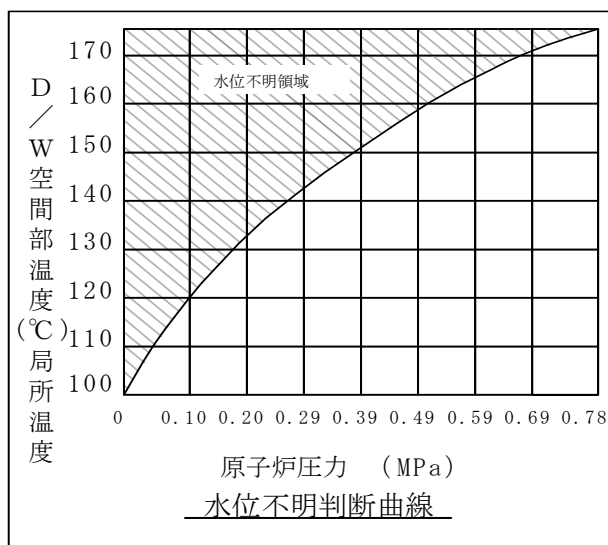
(13) ドライウェルスプレイ起動圧力：98 kPa [gage]

(14) 「急速減圧」時必要最小弁数：1 弁

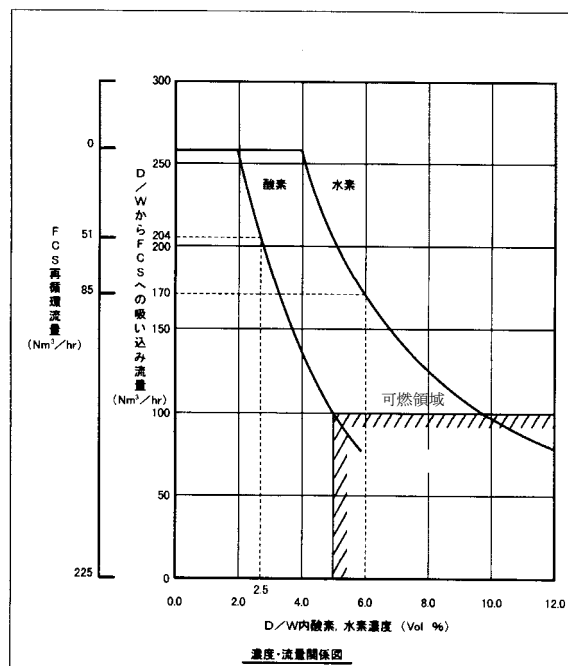
(15) 温度高警報設定点：66 °C

(16) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90 °C

(17) 水位不明判断曲線：下図のとおり



- (18) サプレッションプールスプレイ起動温度：49℃
- (19) サプレッションプール水位計測定上限：+50cm
- (20) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位：+5.0m
- (21) 格納容器ベント最高水位：+3.2m
- (22) サプレッションプール水位計測定下限：-50cm
- (23) 可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間，格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.2%
- (24) ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり



- (25) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力：106 kPa [gage]
- (26) 「急速減圧」時必要弁数：5 弁
- (27) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.59 MPa [gage]
- (28) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：3 弁
- (29) 原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数：1 弁

・ 6 号炉

表 1

1. 原子炉制御 (1) スクラム	
①目的 ・ 原子炉を停止する。 ・ 十分な炉心冷却状態を維持する。 ・ 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 ・ 格納容器制御への導入条件を監視する。(原子炉がスクラムしない場合を含む。)	
②導入条件 ・ 原子炉スクラム信号が発生した場合 ・ 手動スクラムした場合 ・ 各制御の脱出条件が成立した場合	③脱出条件
④基本的な考え方 ・ 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に行う。 ・ 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ、通常停止操作に移行する。 ・ 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には、移行先の制御を優先し、残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 ・ 各計器を並行監視し、徴候に応じた制御を行う。 ・ 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は、格納容器制御より優先される。ただし、格納容器が損傷する恐れがある場合には原子炉制御「スクラム」と格納容器制御を並行して行う。 ・ 原子炉制御「スクラム」においては、最初に「原子炉出力」の制御棒全挿入を確認し、「原子炉水位」、「原子炉圧力」、 「タービン・電源」の各制御を並行して行う。	
⑤主な監視操作内容	
A. 原子炉出力 ・ 「原子炉自動スクラム」警報の発信を確認する。 ・ 全制御棒挿入状態を確認する。 ・ 平均出力領域モニタの指示を確認する。 ・ スクラム排出容器ドレン弁、ベント弁の閉鎖を確認する。 ・ 自動スクラムが失敗した場合には、手動スクラムを行う。 ・ 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 ・ 全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されていることを確認し、確認できない場合は手動スクラムを行い「反応度制御」へ移行する。また、「反応度制御」に移行した場合には、原子炉水位制御も「反応度制御」で行う。 ・ 原子炉水位、原子炉圧力、原子炉再循環ポンプ速度を確認する。 ・ 平均出力領域モニタ及び起動領域モニタにより原子炉未臨界を確認する。	
B. 原子炉水位 ・ 原子炉水位を確認する。 ・ 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合、格納容器隔離弁の開閉状態を確認する。 ・ タービン駆動給水ポンプを停止し※、電動駆動給水ポンプ及び給水制御系（単要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。	

- ・給復水系（復水器を含む）が正常でない場合、原子炉隔離時冷却系又は高圧炉心スプレイ系を手動作動する。（原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系が自動作動した場合は不要）
- ・原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には、非常用炉心冷却系の運転状態を確認し、給復水系及び原子炉隔離時冷却系と合わせて原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間を目標として維持する。
- ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。
- ・原子炉水位が不明になった場合には、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。
- ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。
- ・原子炉水位を連続的に監視する。

※：タービン駆動給水ポンプは、原子炉水位高タービントリップ設定値で自動停止する。

C. 原子炉圧力

- ・原子炉スクラム後、原子炉圧力を確認する。
- ・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、主復水器が使用可能であることを確認する。
- ・原子炉圧力制御が正常でない場合又は主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。
- ・主蒸気逃がし安全弁が開固着した場合、「サブプレッションプール水温制御」へ移行する。
- ・主蒸気隔離弁が閉の場合、主蒸気逃がし安全弁を開して、原子炉圧力を調整する。また、主蒸気逃がし安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合、原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。なお、復水器が使用可能である場合は主蒸気管ドレン弁により調整してもよい。
- ・主蒸気逃がし安全弁の開閉によってサブプレッションプールの水温が上昇するため、残留熱除去系によるサブプレッションプール冷却を行う。
- ・原子炉圧力がタービンバイパス弁又は主蒸気逃がし安全弁により制御されていることを連続的に監視する。
- ・主蒸気逃がし安全弁の開閉状態を連続的に監視する。

D. タービン・電源

- ・原子炉スクラム後、発電機出力が低下していることを確認してタービンを手動トリップする。（タービン自動トリップの場合は不要）
- ・タービントリップ状態、発電機トリップ状態を確認する。
- ・所内電源系が確保されていることを確認する。所内電源系の一部又は全部が確保されない場合は、所内電源を確保するとともに、必要に応じて原子炉隔離時冷却系又は高圧炉心スプレイ系により原子炉水位を調整する。
- ・主蒸気隔離弁が開の場合、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、主復水器が使用可能であることを確認し、空気抽出器及びグランドシールの切替により復水器真空度を維持する。
- ・原子炉圧力制御が正常でない場合又は主復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。
- ・タービン、発電機の停止状態を確認する。

E. モニタ確認

- ・ 各種放射線モニタの指示を確認する。
- ・ 各種放射線モニタの指示に異常が確認された場合、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。

F. 復旧

- ・ 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。
- ・ 格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。
- ・ 原子炉圧力等の主要パラメータが整定していることを確認する。
- ・ 格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。
- ・ 原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また、原子炉建屋換気空調系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。
- ・ 主蒸気隔離弁が閉している場合、開可能であれば均圧後主蒸気隔離弁を開する。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁で原子炉減圧する。
- ・ スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。
- ・ 原子炉再循環ポンプが停止した場合、再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。
- ・ 原子炉を冷温停止する。

G. 格納容器制御への導入

- ・ 格納容器制御への導入条件を監視する。(原子炉がスクラムしない場合を含む。)

表 2

1. 原子炉制御 (2) 反応度制御	
①目的 ・スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。	
②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」により全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されない場合	③脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・ほう酸水注入系が全量注入完了した場合
④基本的な考え方 ・短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサブプレッションプールの健全性を維持する。 ・「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「水位」、「制御棒」の順に優先させる。	
⑤主な監視操作内容	
A. 原子炉出力 - 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合には「反応度制御」の制御棒操作を行いつつ、原子炉制御「水位確保」を並行操作する。 - 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上でタービンが運転中の場合は、原子炉再循環ポンプをランバック後停止する。また、タービンが停止中の場合は、原子炉再循環ポンプを停止する。	
B. ほう酸水注入系 - サブプレッションプール水温が原子炉出力・サブプレッションプール水温相関曲線のほう酸水注入系起動領域に接近した場合には、ほう酸水注入系を起動する。 - 原子炉冷却材浄化系が隔離したことを確認する。 - ほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了までほう酸水を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、ほう酸水注入系を停止する。	
C. 水位 - 原子炉水位が不明となった場合、「反応度制御」水位不明及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 - 原子炉が隔離状態でかつ原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。 - 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。 「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで低下させる。(原子炉水位の下限值は高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位とする。)ただし、原子炉水位が高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以上に維持できない場合は、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。 - 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上、スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満の場合で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作を行う	

- ・「水位維持」操作として、給復水系、制御棒駆動水压系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間で維持する。ただし、原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。
- ・原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し給復水系、制御棒駆動水压系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。
- ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合には、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放する。
- ・原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し給復水系、制御棒駆動水压系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。
- ・主蒸気逃がし安全弁を順次開放しても、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持できない場合には、復水補給水系、消火系、残留熱除去冷却海水系を起動して原子炉への注水を開始し、原子炉水位をスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值以上に維持する。
- ・原子炉水位が自動減圧系作動水位を下回って自動減圧系始動タイマが作動した場合には、自動減圧系始動タイマをリセットし、自動減圧系の動作を阻止する。

D. 「反応度制御」水位不明

- ・「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。
- ・主蒸気隔離弁、格納容器隔離弁及び主蒸気管ドレン弁、並びに原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。
- ・水位不明の場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数開して、原子炉を減圧し、給復水系、制御棒駆動水压系、高圧炉心スプレイ系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。
- ・給復水系、制御棒駆動水压系、高圧炉心スプレイ系で注水できない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を順次開し、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で、かつできる限り低くなるように注水する。

E. 制御棒

- ・スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切又は制御用空気の排気を行う。
- ・スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし、スクラム排出容器水位高リセットを確認し、再度手動スクラム又はスクラム個別スイッチ等によるスクラムを行う。
- ・制御棒駆動水压系の水压を確保し、制御棒を手動挿入する。
- ・制御棒駆動水压系の引抜配管ベント弁から排水し制御棒を挿入する。

表 3

1. 原子炉制御 (3) 水位確保	
①目的 原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復させ、安定に維持する。	
②導入条件 - 原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できない場合 「反応度制御」において原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合 「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サプレッションプール圧力を格納容器設計圧力以下に維持できる場合 - 不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 - 不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合	③脱出条件 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持できる場合
④基本的な考え方 原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を随時把握する。	
⑤主な監視操作内容 A. 水位確保 - 原子炉水位、原子炉圧力及び格納容器隔離、並びに非常用炉心冷却系及び非常用ディーゼル発電機の起動を確認する。 - 作動すべきものが不動作の場合は、手動で作動させる。 B. 水位 - 給復水系、制御棒駆動水压系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 - 原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値以上に回復、維持できない場合は、有効燃料頂部以上に維持する。 - 給復水系及び非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下となった場合には制御棒駆動水压系、復水補給水系、消火系による原子炉注水の準備を行う。 - 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 - 原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 - 原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。	

表 4

1. 原子炉制御 (4) 減圧冷却	
①目的 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持しつつ、原子炉を減圧し、冷温停止状態へ移行させる。	
②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、主蒸気隔離弁が閉状態でかつ主蒸気逃がし安全弁による原子炉圧力の調整ができない場合。 ・原子炉制御「水位確保」において、有効燃料頂部から原子炉水位低スクラム設定値の間に維持可能な場合 ・「サブプレッションプール水温制御」において、手動スクラム後、サブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 ・「サブプレッションプール水位制御」において、手動スクラムした場合	③脱出条件 ・原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下で、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動し、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合
④基本的な考え方 ・緊急性を要しないため、原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値以内になるように努める。 ・主蒸気逃がし安全弁にて減圧冷却を行う場合には、原子炉冷却材温度変化率及びサブプレッションプール水温を十分監視しながら、主蒸気逃がし安全弁の開閉を間欠に行う。さらに、サブプレッションプール水温上昇を均一にするように開閉する主蒸気逃がし安全弁を選択する。また、サブプレッションプール水温上昇防止のため、残留熱除去系によるサブプレッションプール冷却を行う。 ・水位と減圧を並行操作する。	
⑤主な監視操作内容 A. 水位 ・給復水系、制御棒駆動水压系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系を使用して、原子炉水位を有効燃料頂部から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 ・原子炉水位が不明の場合には、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 B. 減圧 ・給復水系による原子炉注水ができない場合、非常用炉心冷却系が少なくとも1台運転可能でなければ、原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下に減圧してはならない。 ・主復水器が使用可能である場合、タービンバイパス弁等による減圧を行う。 ・主復水器が使用不能であり、かつサブプレッションプール水温がサブプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。	

- 主復水器が使用不能であり、かつサプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合、不測事態「急速減圧」に移行する。
- 原子炉圧力が残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力以下の場合は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を起動する。残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が起動できない場合は、復旧を図る。
- 原子炉水位を有効燃料頂部以上に確保する。

表 5

2. 格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御	
①目的 ・格納容器圧力を監視し、制御する。	
②導入条件 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合	③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであり、かつドライウエルベントを実施した場合 ・24時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合
④基本的な考え方 ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し、格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ベントを行う。 ・格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合、ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要がある、炉心再冠水後速やかにドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイを起動する。	
⑤主な監視操作内容 A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたことを確認する。 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガス又は空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合には、原子炉水位が有効炉心長の3分の2に相当する水位以上で安定し、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系C系の継続的作動を確認した後に、ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイを起動する。また、「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつドライウエルスプレイ起動圧力以下の状態が24時間継続した場合は、サプレッションプールスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力がドライウエルスプレイ起動圧力以上の状態が24時間継続した場合、又はサプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力に達した場合は、原子炉再循環ポンプ及びドライウエル換気空調系を停止し、ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイを起動する。 ・サプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力を超え、格納容器最高使用圧力未満の場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・サプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、低圧注水系を一時ドライウエルスプレイ及びサプレッションプールスプレイとして起動し、格納容器を減圧するとともに原子炉満水操作を行う。	

B. 原子炉満水

- ・原子炉水位が有効燃料頂部以下になった場合は、不測事態「水位回復」を行う。
- ・「急速減圧」時必要最小弁数以上の主蒸気逃がし安全弁が開しているか、又は電動駆動給水ポンプが原子炉注水可能な場合は主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。
- ・給復水系、制御棒駆動水压系、非常用炉心冷却系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増して、原子炉水位をできるだけ高く維持する。また、必要に応じて、復水補給水系、ほう酸水注入系※、消火系、残留熱除去冷却海水系による原子炉注水を行う。
- ・サプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持される場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。
- ・サプレッションプール圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行う。

※:ほう酸水注入系を原子炉注水機能として使用する場合は、純水補給水系を水源とする。以下、各表において同じ。

C. 格納容器ベント

- ・サプレッションプール圧力が格納容器最高使用圧力を超える場合は、炉心損傷がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。
- ・格納容器ベントは、不活性ガス系又は非常用ガス処理系のサプレッションプール側ベントラインを優先して使用し、サプレッションプール水位が高い場合は、不活性ガス系又は非常用ガス処理系のドライウェル側ベントラインを使用する。

表 6

2. 格納容器制御 (2) ドライウェル温度制御	
①目的 ・ドライウェルの空間温度を監視し，制御する。	
②導入条件 ・ドライウェル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合 ・ドライウェル局所温度が温度高警報設定点以上の場合	③脱出条件 ・ドライウェル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度未満で，かつドライウェル局所温度が温度高警報設定点未満となった場合
④基本的な考え方 ・ドライウェル空間温度がドライウェル設計温度に到達する前にドライウェルスプレイを起動し，ドライウェル設計温度以下に維持できない場合は，不測事態「急速減圧」に移行する。 ・「反応度制御」を実施中は，「反応度制御」を優先する。	
⑤主な監視操作内容 ・ドライウェル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度，又はドライウェル局所温度が温度高警報設定点を超えるような場合は，予備のドライウェル換気空調系を運転する。 ・ドライウェル局所温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合，通常停止を行う。 ・ドライウェル局所温度がドライウェル設計温度に到達する前に，原子炉再循環ポンプ及びドライウェル換気空調系を停止し，ドライウェルスプレイを起動する。ドライウェルスプレイが起動しない場合は，不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ドライウェル局所温度がドライウェル設計温度以下に維持できないようであれば，不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ドライウェル局所温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合は，不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。	

表 7

2. 格納容器制御 (3) サプレッションプール温度制御	
①目的 ・ サプレッションプールの水温及び空間部温度を監視し，制御する。	
②導入条件 ・ 原子炉制御「スクラム」において，主蒸気逃がし安全弁が開固着の場合 ・ サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 ・ サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールスプレイ起動温度以上の場合	③脱出条件 ・ サプレッションプールのバルク水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下となった場合 ・ サプレッションプールのバルク水温がスクラム制限温度以上で，手動スクラムした場合 ・ サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールスプレイ起動温度未満となった場合
④基本的な考え方 ・ サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら，直ちに手動スクラムし，原子炉を減圧する。	
⑤主な監視操作内容	
A. サプレッションプール水温制御 ・ サプレッションプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら，サプレッションプールの冷却を開始する。 ・ サプレッションプール水温が24時間以内に通常運転時制限温度以下に下がらない場合，原子炉を通常停止する。 ・ サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら，手動スクラムし，サプレッションプール水温を確認する。サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し，サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。	
B. サプレッションプール空間部温度制御 ・ サプレッションプール空間部局所温度がサプレッションプールスプレイ起動温度まで上昇したらサプレッションプール冷却を実施するとともに，サプレッションプール空間部温度上昇の原因（原子炉隔離時冷却系の異常，主蒸気逃がし安全弁排気管の異常，サプレッションプール・ドライウェル間真空破壊弁の異常等）を復旧する。 ・ サプレッションプール空間部温度がサプレッションプールスプレイ起動温度未満に下がらない場合は，サプレッションプール空間部温度がサプレッションプール設計温度に到達する前に，サプレッションプールスプレイを作動させる。さらに，サプレッションプール水温がスクラム制限温度未満の場合は，原子炉を通常停止し，スクラム制限温度以上の場合は手動スクラムする。	

表 8

2. 格納容器制御 (4) サプレッションプール水位制御	
①目的 ・サプレッションプール水位を監視し，制御する。	
②導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合	③脱出条件 ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値又は通常運転時低水位限界値を超えてスクラムした場合
④基本的な考え方 ・サプレッションプール高水位は，冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から通常運転時高水位限界値以上では原子炉をスクラムし，減圧を開始する。さらに，それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限及び真空破壊弁機能喪失防止の観点からサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には，真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前にドライウェルスプレイを実施し，不測事態「急速減圧」する。最終的には，格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 ・サプレッションプール低水位は，冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点から通常運転時低水位限界値以下では，原子炉をスクラムし，減圧を開始する。また，サプレッションプール水位計測定下限以下になった場合には，不測事態「急速減圧」へ移行する。	
⑤主な監視操作内容	
A. サプレッションプール水位制御（高水位） ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時高水位制限値以内に復旧しない場合は，原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値に到達した場合には，原子炉をスクラムし，原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 ・サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には，真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に原子炉再循環ポンプ及びドライウェル換気空調系を停止し，ドライウェルスプレイを実施するとともに，不測事態「急速減圧」に移行する。なお，サプレッションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には，ドライウェルスプレイを作動させない。 ・サプレッションプール水位が，格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。	
B. サプレッションプール水位制御（低水位） ・サプレッションプール水位が24時間以内に通常運転時低水位制限値以上に復旧しない場合は，原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位限界値以下に到達した場合は，原子炉をスクラムし，原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 ・サプレッションプール水位が，サプレッションプール水位計測定下限以下になった場合，復水器が使用可能であれば不測事態「急速減圧」（タービンバイパス弁が使用可能）へ移行し，復水器が使用不能であれば不測事態「急速減圧」へ移行する。	

表 9

2. 格納容器制御 (5) 格納容器水素濃度制御	
①目的 格納容器内の水素及び酸素濃度を監視し，制御する。	
②導入条件 - 原子炉制御「スクラム」から導入され，主蒸気隔離弁全閉後，12時間以内に冷温停止できない場合 「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で，かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 - 原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合 - 原子炉水位が不明の場合	③脱出条件 - 冷却材喪失事故で可燃性ガス濃度制御系が作動し，格納容器内の水素濃度が低下した場合 - 主蒸気隔離弁閉，又は原子炉水位不明であるが格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間，格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合
④基本的な考え方 - 冷却材喪失事故又は炉心露出が生じた場合には，可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 - 原子炉水位不明又は原子炉隔離状態が長時間継続する場合には，格納容器雰囲気測定系により可燃性ガス濃度の監視を開始し，可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 - 再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場合には，ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。	
⑤主な監視操作内容 - 主蒸気隔離弁全閉後12時間以内に冷温停止できない場合又は原子炉水位が不明になった場合は，格納容器雰囲気測定系により格納容器内の水素を監視する。 - ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で，かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合，格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間，格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合，又は原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合には，可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 - 可燃性ガス濃度制御系の運転に際しては，格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように必要に応じてドライウェルスプレイ又はサプレッションプレイを運転する。 - 可燃性ガス濃度制御系の運転は，格納容器内の水素及び酸素濃度に応じて再循環流量及び吸込流量を調整する。	

表 1 0

3. 不測事態 (1) 水位回復
①目的 ・原子炉水位を回復する。
②導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において、原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合 ・原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合 ・原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合 ・不測事態「急速減圧」において、減圧が完了し、水位が判明しており、かつドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合
④基本的な考え方 ・原子炉水位の徴候に応じて、非常用炉心冷却系の再起動や代替注水系の起動を行う。 ・原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならない。そのために、原子炉停止後、燃料被覆管温度が 1 2 0 0℃又は燃料被覆管酸化割合が 1 5 %に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系及び復水補給水系等を起動する。
⑤主な監視操作内容 A. 水位回復 ・原子炉水位が不明の場合、不測事態「水位不明」へ移行する。 ・原子炉水位が有効燃料頂部より低下した時刻を記録する。 ・原子炉隔離時冷却系を起動する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統※のうち、少なくとも 2 つの系統の起動を試みる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、2 系統以上の起動ができない場合、復水補給水系、制御棒駆動水圧系、ほう酸水注入系、消火系、残留熱除去冷却海水系による注水準備を行う。 ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に回復したら、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 ※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは、高圧復水ポンプ、低圧復水ポンプ、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系 A 系、低圧注水系 B 系、低圧注水系 C 系をいう。以下、各表において同じ。 B. 水位上昇中 ・原子炉隔離時冷却系が作動していない場合は、非常用炉心冷却系 1 台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、非常用炉心冷却系 1 台以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 C. 水位下降中 ・原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合は、原子炉隔離時冷却系を作動させる。

- 原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合、又は原子炉隔離時冷却系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1 系統以上運転状態とし、不測事態「急速減圧」へ移行する。低圧で原子炉へ注水可能な系統が 1 系統も運転状態とすることができない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、消火系、残留熱除去冷却海水系を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。

不測事態に関しては、「③脱出条件」はない。以下、表 1 1 及び表 1 2 も同じ。

表 1 1

3. 不測事態 (2) 急速減圧
①目的 原子炉を速やかに減圧する。
②導入条件 - 原子炉制御「減圧冷却」において、サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 「格納容器圧力制御」において、サプレッションプール圧力が設計基準事故時最高圧力以上となった場合 「ドライウェル温度制御」においてドライウェル空間部局所温度がドライウェル設計温度を超えた場合 - 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が有効燃料頂部以下で原子炉水位が下降中で原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の時、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動できた場合 - 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系が作動できない時、非常用炉心冷却系が 1 台以上作動している場合 - 不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系が作動しているが、最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できず、非常用炉心冷却系 1 台以上が作動している場合 - 不測事態「水位不明」において、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動できた場合 「サプレッションプール水位制御」において、サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定上限以上になった場合 「サプレッションプール水位制御」において、サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定下限以下になった場合 「サプレッションプール温度制御」において、サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合
④基本的な考え方 - 原子炉圧力低下必要時に自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。又は、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。 - 主蒸気逃がし安全弁が使用できない場合は、原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 - 原子炉減圧の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 - 原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要はない。
⑤主な監視操作内容 - 低圧で原子炉へ注水可能な系統が 1 系統以上又は代替注水系が起動していることを確認する。 - 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 - 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放する。

- 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数開放できなければ、自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要最小弁数以上開放する。
- 自動減圧系機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて1弁も開放できなければ、原子炉隔離時冷却系を使用して減圧する。
- 原子炉減圧が不十分である場合、主蒸気隔離弁を開し、タービンバイパス弁と復水器により減圧する。
- 原子炉水位が判明した場合は、不測事態「水位不明」の導入前の制御へ移行する。
- 原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「満水注入」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。

表 1 2

3. 不測事態 (3) 水位不明
①目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。
②導入条件 ・「反応度制御」を除き，原子炉制御「スクラム」の他全ての制御において，原子炉水位が不明になった場合 ・「反応度制御」の「水位不明」を実施中に，全ての制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・「ドライウェル温度制御」において，ドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ・不測事態「急速減圧」において，原子炉水位が判明しない場合，又はドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合
④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に，給復水系，非常用炉心冷却系，又は代替注水系を使用した原子炉注水操作を行い，さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。 ・原子炉注水操作は，使用可能な全ての注水系のうち，1系統以上を作動させ，原子炉圧力とサプレッションプール圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。 ・原子炉水位が判明した場合は，原子炉制御「水位確保」へ移行する。
⑤主な監視操作内容 A. 注水確保 ・水位不明時刻を記録する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1台以上作動した場合は，不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1台も作動しない場合は，原子炉隔離時冷却系を作動させる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1台も作動しない場合は，さらに復水補給水系，制御棒駆動水压系，ほう酸水注入系，消火系，残留熱除去冷却海水系を作動させ，復水補給水系，制御棒駆動水压系，ほう酸水注入系，消火系，残留熱除去冷却海水系が作動した場合には，不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統，復水補給水系，制御棒駆動水压系，ほう酸水注入系，消火系，残留熱除去冷却海水系の全部が作動しない場合は，低圧で原子炉へ注水可能な系統，復水補給水系，制御棒駆動水压系，ほう酸水注入系，消火系，残留熱除去冷却海水系の復旧を行いこれらの系統が復旧した場合には不測事態「急速減圧」へ移行する。 B. 満水注入 ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において，主蒸気逃がし安全弁が1弁以上開放，又は電動駆動給水ポンプ，高圧炉心スプレイ系による原子炉注水が可能な場合，「水位計復旧」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明しない場合，主蒸気隔離弁，主蒸気管ドレン弁，原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し，「満水注入」を行う。

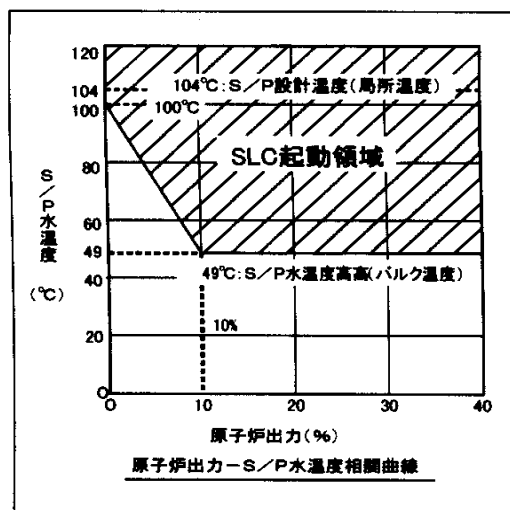
- ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が1弁も開放できず、かつ電動駆動給水ポンプ、高圧炉心スプレイ系による原子炉注水も不可能な場合は、復水系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、消火系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を開けて原子炉を減圧する。
- ・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、いずれか1系統を使用して原子炉へ注水し、注水流量を増加して原子炉を加圧し、原子炉圧力容器満水確認用適正弁数以下の主蒸気逃がし安全弁を開放して原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。
- ・原子炉圧力がサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統を1系統ずつ順次起動して、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。
- ・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の開数を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。
- ・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開としても原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、消火系を起動し、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。
- ・主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開とし、復水補給水系、制御棒駆動水压系、ほう酸水注入系、消火系等を全て起動しても、原子炉圧力をサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、残留熱除去冷却海水系を起動し原子炉への注水を行う。

C. 水位計復旧

- ・原子炉圧力がサブプレッションプール圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。
- ・原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。
- ・原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100℃以下にし、原子炉水位計を使用可能とする。
- ・原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。
最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。

参考

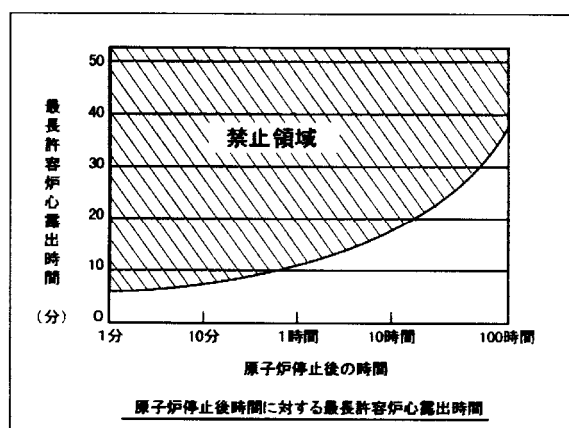
- (1) 最大未臨界引抜位置：0 2 位置
- (2) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：3 %（平均出力領域モニタ）
- (3) 原子炉出力・サプレッションプール水温相関曲線：下図のとおり



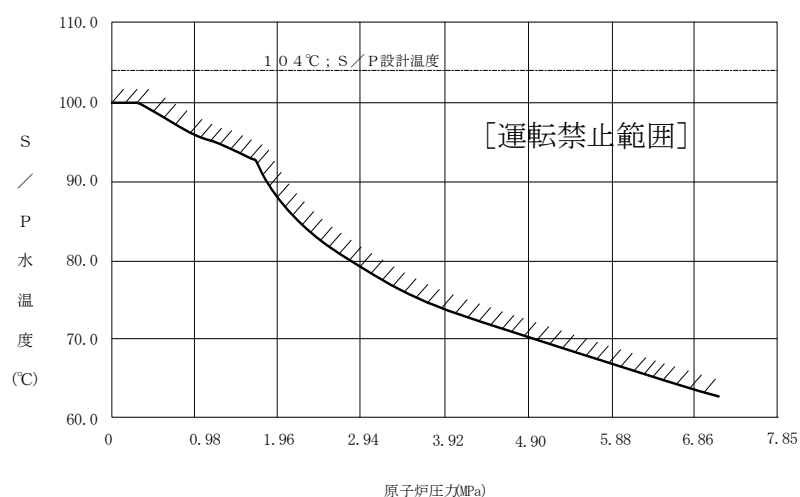
- (4) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値：5 5 %（平均出力領域モニタ）
- (5) スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限值：レベル1 + 1 0 0 0 mm
- (6) 「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数：3 弁
- (7) 「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：3 弁
- (8) 炉心冠水最低圧力：下表のとおり

開いている主蒸気逃がし安全弁の数	炉心冠水最低圧力 MP a [gage]
2	5. 3 0
3	3. 6 3
4	2. 6 5
5	2. 0 6
6	1. 7 7
7	1. 4 7

(9) 最長許容炉心露出時間：下図のとおり



(10) サプレッションプール熱容量制限図：下図のとおり



(11) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力：0.93 MPa [gage]以下

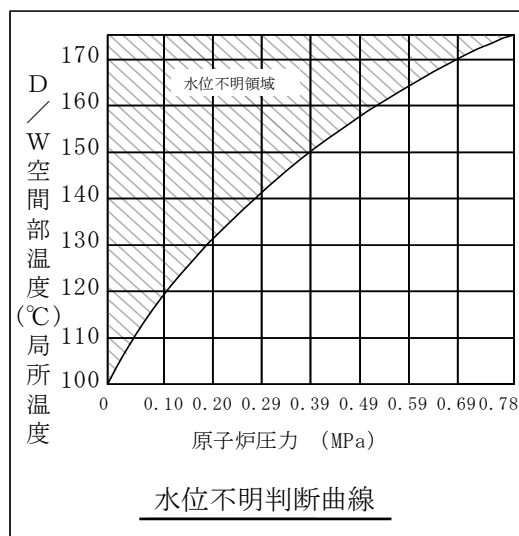
(12) ドライウェルスプレイ起動圧力：98 kPa [gage]

(13) 「急速減圧」時必要最小弁数：1弁

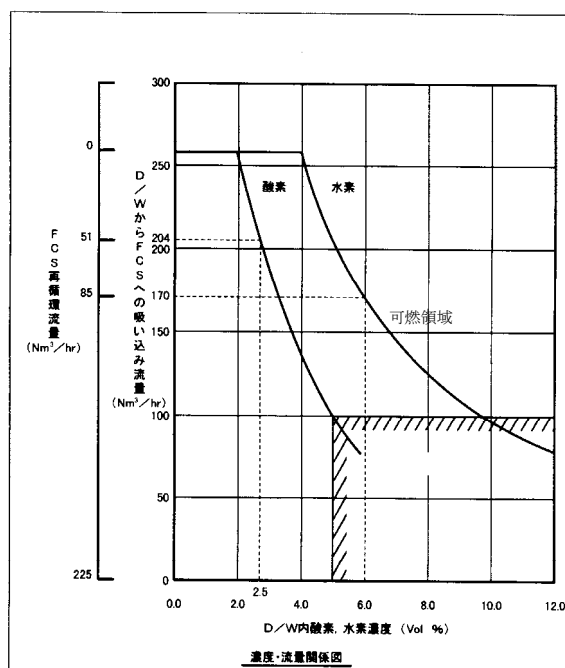
(14) 温度高警報設定点：66℃

(15) 主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度：90℃

(16) 水位不明判断曲線：下図のとおり



- (17) サプレッションプールスプレイ起動温度：49℃
- (18) サプレッションプール水位計測定上限：+50cm
- (19) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位：+13.95m
- (20) 格納容器ベント最高水位：+36.6m
- (21) サプレッションプール水位計測定下限：-50cm
- (22) 可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間，格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.2%
- (23) ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり



- (24) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力：106 kPa [gage]
- (25) 「急速減圧」時必要弁数：7 弁
- (26) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.59 MPa [gage]
- (27) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：4 弁
- (28) 原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数：1 弁

添付 2 については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付 2 管 理 区 域 図

(第 9 2 条の 2 及び第 9 3 条の 3 関連)

添付 2－1 については核物質防護上の理由
から公開しないこととしております。

添付 2－1 管 理 対 象 区 域 図

(第 9 2 条, 第 9 3 条及び第 9 3 条の 2 関連)

添付 3 については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

添付 3 保 全 区 域 図

(第 9 7 条関連)

添付 4 長期保守管理方針

(第 1 0 7 条の 2 関連)

(1) 5号炉 長期保守管理方針 (始期：平成20年4月18日，適用期間：10年間)

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
1	原子炉再循環ポンプ等*の疲労割れについては，実過渡回数に基づく疲労評価を実施する。 *：原子炉再循環ポンプ（ケーシング） 原子炉圧力容器（給水ノズル，主フランジ，スタッドボルト， 下鏡，支持スカート） 原子炉格納容器（機械ペネトレーションベローズ） 炉内構造物（炉心シュラウド，シュラウドサポート） 主蒸気系・給水系炭素鋼配管 原子炉再循環系ステンレス鋼配管 原子炉再循環ポンプ出口弁（弁箱） 原子炉給水入口弁（弁箱） 原子炉給水入口逆止弁（弁箱） 主蒸気隔離弁（弁箱）	中長期
2	原子炉圧力容器の照射脆化については，最新の脆化予測式による評価を実施する。また，その結果を踏まえ，確立した使用済試験片の再生技術の早期適用による追加試験の実施の要否を判断し，要の場合はそれを反映した取出計画を策定する。	中長期
3	炉内構造物*の中性子照射による靱性低下については，日本原子力技術協会「BWR炉内構造物点検評価ガイドライン」，日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」又は原子力安全・保安院指示文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について(内規)」(平成21年12月25日付け平成21・11・18 原院第1号)に基づく点検を実施する。また，点検結果及びオーステナイトステンレス鋼の中性子照射による靱性低下に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は実施計画を策定する。 *：炉内構造物（上部格子板，炉心シュラウド，炉心支持板， 周辺及び中央燃料支持金具，制御棒案内管）	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
4	原子炉圧力容器等＊の粒界型応力腐食割れについては，日本原子力技術協会「BWR炉内構造物点検評価ガイドライン」，日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」又は原子力安全・保安院指示文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について（内規）」（平成21年12月25日付け平成21・11・18 原院第1号）に基づく点検を実施する。また，点検結果及び粒界型応力腐食割れ発生に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は実施計画を策定する。 ＊：原子炉圧力容器（ノズル，セーフエンド， 制御棒駆動機構ハウジング， 中性子束計測ハウジング， スタブチューブ，ブラケット） 原子炉再循環系ステンレス鋼配管 炉内構造物（上部格子板，炉心支持板，周辺燃料支持金具， 炉心スプレイ配管／スパージャ，給水スパージャ， 差圧検出／ほう酸水注入系配管，ジェットポンプ， 中性子束計測案内管，シュラウドサポート， 制御棒案内管，シュラウドヘッド及び気水分離器， 蒸気乾燥器，ヘッドスプレイノズル） 炉内構造物のシュラウドサポートの粒界型応力腐食割れについては，代表部位の目視点検を定期的の実施するとともに，近接可能な範囲について目視点検を実施する。	中長期
5	気体廃棄物処理系排ガス予熱器等＊の粒界型応力腐食割れについては，耐圧部の溶接部について超音波探傷検査による点検を実施する。 ＊：気体廃棄物処理系排ガス予熱器（胴，管板，水室） 気体廃棄物処理系排ガス復水器（胴，管板） 気体廃棄物処理系排ガス再結合器（胴，鏡板，蓋） 気体廃棄物処理系ステンレス鋼配管	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
6	炉内構造物＊の照射誘起型応力腐食割れについては、日本原子力技術協会「BWR炉内構造物点検評価ガイドライン」、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」又は原子力安全・保安院指示文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について(内規)」(平成21年12月25日付け平成21・11・18原院第1号)に基づく点検を実施する。また、点検結果及び照射誘起型応力腐食割れ発生に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には、保全への反映の要否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。 ＊：炉内構造物（上部格子板，炉心シュラウド，炉心支持板，周辺燃料支持金具，制御棒案内管）	中長期
7	制御棒（ボロン・カーバイド型）＊の照射誘起型応力腐食割れについては、制御棒の点検を実施し、蓄積した点検データに基づき、保全への反映の要否を判断し、要の場合は予防保全措置の実施計画を策定する。 ＊：制御棒（制御材被覆管，シース，タイロッド，ピン，上部ハンドル）	中長期
8	高圧タービン等＊の応力腐食割れについては、超音波探傷検査を実施する。 ＊：高圧タービン（翼・車軸接合部） 低圧タービン（翼・車軸接合部） タービン駆動原子炉給水ポンプ駆動タービンの翼・車軸接合部の応力腐食割れについては、高圧タービン等の検査結果に基づき、保全への反映の要否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。	中長期
9	原子炉格納容器のドライウェルスプレイヘッダ及びサブプレッションチェンバスプレイヘッダの腐食については、内面の目視点検を実施する。	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
10	原子炉残留熱除去海水系炭素鋼配管等*の外面腐食については、表面状態を確認し補修塗装を実施するとともに、トレンチ内に設置されたものに対する点検計画を策定し、目視点検を実施する。また、内面腐食については、フランジ部の点検に合わせてライニングの目視点検を実施するとともに、ライニングの健全性の確認結果に基づき、補修の可否を判断し、要の場合は補修を実施する。 *：原子炉残留熱除去海水系炭素鋼配管 補機冷却海水系炭素鋼配管 非常用ディーゼル機関付属設備冷却水系配管	中長期
11	気体廃棄物処理系炭素鋼配管の外面腐食については、地中埋設部の代表部位の目視点検を実施する。	中長期
12	可燃性ガス濃度制御系設備等*の腐食については、肉厚測定を実施する。 *：可燃性ガス濃度制御系設備（気水分離器、配管） 蒸気式空気抽出器（胴）	中長期
13	炭素鋼配管及び低合金鋼配管内面のエロージョン・コロージョン及びエロージョンについては、エロージョン・コロージョン及びエロージョンに関する日本機械学会「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格 JSME S NH1-2006」を踏まえつつ、安全基盤研究の成果が得られた場合には、保全への反映の可否を判断し、要の場合は社内指針を改定する。また、肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管（グラウンド蒸気系、抽気系）は、今後の減肉進展の実測データを反映した耐震安全性の再評価を実施する。 なお、配管の減肉を想定した耐震安全性評価手法に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には、保全への反映の可否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。	中長期
14	後打ちケミカルアンカの樹脂の劣化については、類似環境下にある機器の取替が行われる場合、調査を実施する。	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
15	機器付基礎ボルト等*の腐食については、機器の取替が行われる場合、調査を実施する。 *：機器付基礎ボルト（基礎ボルト直上部） 後打ちメカニカルアンカ（後打ちメカニカルアンカ直上部， コンクリート埋込部） 後打ちケミカルアンカ（後打ちケミカルアンカ直上部） 主要変圧器（タンク，底板ビーム） 所内変圧器（タンク，底板ビーム） 起動変圧器（タンク，底板ビーム）	中長期
16	可燃性ガス濃度制御系設備の加熱管，再結合器，冷却器及び配管のクリープについては，代表機器の内部の目視点検を実施する。	中長期
17	高圧難燃ＣＶケーブル等*の絶縁体の絶縁特性低下については，原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果を反映し，長期健全性の再評価を実施する。 *：高圧難燃ＣＶケーブル 高圧ＣＶケーブル ＥＶケーブル ＣＶケーブル ＫＧＢケーブル 難燃ＣＶケーブル 難燃ＣＣケーブル 難燃一重同軸ケーブル 一重同軸ケーブル 難燃二重同軸ケーブル 難燃三重同軸ケーブル 難燃ＰＮケーブル 難燃ＰＮケーブルの絶縁体の絶縁特性低下については，60年間の運転期間及び事故時雰囲気による劣化を想定した長期健全性試験を実施し，健全性の再評価を実施する。この再評価結果に基づき，保全への反映の可否を判断し，要の場合は実施計画を策定する。	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
18	端子台等*の絶縁体の絶縁特性低下については、60年間の運転期間及び事故時雰囲気による劣化を想定した長期健全性試験を実施し、健全性の再評価を実施する。この再評価結果に基づき、保全への反映の可否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。 *：端子台（絶縁物：ジアリルフタレート樹脂， ポリフェニレンエーテル樹脂） 同軸コネクタ（絶縁物：ポリエーテルエーテルケトン樹脂， 架橋ポリエチレン） 計測装置のうち回転数検出器（電磁ピックアップ式）	中長期
19	計測装置のうち圧力伝送器／差圧伝送器（ダイヤフラム式）等*の特性変化及び温度検出器（熱電対式，測温抵抗体式）の絶縁特性低下については、事故時雰囲気における動作が要求される場合、供用期間の経年変化を考慮した事故時耐環境性能評価に関して、日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」を考慮した検証を実施する。この検証結果に基づき、保全への反映の可否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。 *：計測装置のうち圧力伝送器／差圧伝送器（ダイヤフラム式） 計測装置のうち圧力検出器（ブルドン管式） 計測装置のうちSRNM前置増幅器 計測装置のうち放射線検出器（イオンチェンバ式）	中長期
20	原子炉格納容器内の電動（交流）弁用駆動部*の絶縁特性低下については、60年間の運転期間における熱，放射線，機械的作用及び事故時雰囲気による劣化を想定した評価を実施する。 *：原子炉格納容器内の電動（交流）弁用駆動部 （固定子コイル，口出線・接続部品，ブレーキ電磁コイル）	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
21	原子炉格納容器外の電動（交流・直流）弁用駆動部※の絶縁特性低下については、60年間の運転期間における熱、機械的作用及び事故時雰囲気による劣化を想定した評価を実施する。 ※：原子炉格納容器外の電動（交流・直流）弁用駆動部 （固定子コイル、口出線・接続部品、ブレーキ電磁コイル、回転子コイル）	中長期
22	原子炉格納容器の電気ペネトレーション（キャニスタ型）の絶縁特性低下及び気密性低下については、60年間の運転期間及び事故時雰囲気による劣化を想定した長期健全性試験を実施する。この試験結果に基づき、保全への反映の要否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。	中長期

※¹：実施時期における中長期とは平成20年4月18日からの10年間をいう。

(2) 6号炉 長期保守管理方針 (始期：平成21年10月24日，適用期間：10年間)

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
1	原子炉再循環系ポンプ等*の疲労割れについては，実過渡回数に基づく疲労評価を実施する。 *：原子炉再循環系ポンプ（ケーシング） 原子炉圧力容器（給水ノズル，主フランジ，スタッドボルト， 下鏡，支持スカート） 原子炉格納容器（機械ペネトレーションベローズ） 炉内構造物（炉心シュラウド，シュラウドサポート） 主蒸気系・給水系炭素鋼配管 原子炉再循環系ステンレス鋼配管 原子炉再循環ポンプ出口弁（弁箱） 原子炉給水ライン入口弁（弁箱） 原子炉給水ライン逆止弁（弁箱） 主蒸気隔離弁（弁箱）	中長期
2	原子炉圧力容器の照射脆化については，最新の脆化予測式による評価を実施する。また，その結果を踏まえ，確立した使用済試験片の再生技術の早期適用による追加試験の実施の可否を判断し，要の場合はそれを反映した取出計画を策定する。	中長期
3	炉内構造物*の中性子照射による靱性低下については，日本原子力技術協会「BWR炉内構造物点検評価ガイドライン」，日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」又は原子力安全・保安院指示文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について(内規)」(平成21年12月25日付け平成21・11・18 原院第1号)に基づく点検を実施する。また，点検結果及びオーステナイトステンレス鋼の中性子照射による靱性低下に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の可否を判断し，要の場合は実施計画を策定する。 *：炉内構造物（上部格子板，炉心シュラウド，炉心支持板， 周辺及び中央燃料支持金具，制御棒案内管）	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
4	原子炉圧力容器等*の粒界型応力腐食割れについては、日本原子力技術協会「BWR炉内構造物点検評価ガイドライン」、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」又は原子力安全・保安院指示文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について(内規)」(平成21年12月25日付け平成21・11・18 原院第1号)に基づく点検を実施する。また、点検結果及び粒界型応力腐食割れ発生に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には、保全への反映の要否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。 *：原子炉圧力容器（ノズル，セーフエンド，シール， 制御棒駆動機構ハウジング， 中性子束計測ハウジング， スタブチューブ，ブラケット） 原子炉再循環系ステンレス鋼配管 主蒸気系（蒸気部）ステンレス鋼配管 炉内構造物（炉心シュラウド，上部格子板，炉心支持板， 周辺燃料支持金具，炉心スプレイ配管／スパージャ， 差圧検出／ほう酸水注入系配管，ジェットポンプ， 中性子束計測案内管，シュラウドサポート， 制御棒案内管，残留熱除去系配管，給水スパージャ， シュラウドヘッド及び気水分離器，蒸気乾燥器）	中長期
5	ジェットポンプの粒界型応力腐食割れについては、日本原子力技術協会「BWR炉内構造物点検評価ガイドライン」、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」又は原子力安全・保安院指示文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について(内規)」(平成21年12月25日付け平成21・11・18 原院第1号)に基づく点検を実施する。	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
6	気体廃棄物処理系排ガス予熱器等※の粒界型応力腐食割れについては、探傷可能な範囲の耐圧部の溶接部について超音波探傷検査による点検を実施する。 ※：気体廃棄物処理系排ガス予熱器（胴、管板、水室） 気体廃棄物処理系排ガス復水器（胴、管板） 気体廃棄物処理系排ガス再結合器（胴、鏡板） 気体廃棄物処理系ステンレス鋼配管	中長期
7	炉内構造物※の照射誘起型応力腐食割れについては、日本原子力技術協会「BWR炉内構造物点検評価ガイドライン」、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」又は原子力安全・保安院指示文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について(内規)」(平成21年12月25日付け平成21・11・18原院第1号)に基づく点検を実施する。また、点検結果及び照射誘起型応力腐食割れ発生に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には、保全への反映の可否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。 ※：炉内構造物（上部格子板、炉心シュラウド、炉心支持板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管）	中長期
8	制御棒（ボロン・カーバイド型）※の照射誘起型応力腐食割れについては、制御棒の点検を実施し、蓄積した点検データに基づき、保全への反映の可否を判断し、要の場合は予防保全措置の実施計画を策定する。 ※：制御棒（制御材被覆管、シース、タイロッド、ピン、上部ハンドル）	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
9	高圧タービン等*の応力腐食割れについては、超音波探傷検査を実施する。 *：高圧タービン（翼・車軸接合部） 低圧タービン（翼・車軸接合部） タービン駆動原子炉給水ポンプ駆動タービンの翼・車軸接合部の応力腐食割れについては、高圧タービン等の検査結果に基づき、保全への反映の要否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。	中長期
10	原子炉格納容器のドライウェルスプレイヘッダ及びサプレッションチェンバスプレイヘッダの腐食については、内面の目視点検を実施する。	中長期
11	残留熱除去海水系炭素鋼配管等*の外面腐食については、原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所の定期事業者検査に関する解釈（内規）の制定について」（平成20年6月24日付け平成20・06・23 原院第6号）に基づき、過去の不適合事象に鑑み、別途点検計画を立案し、点検を実施する。また、内面腐食については、フランジ部の点検に合わせてライニングの目視点検を実施するとともに、ライニングの健全性の確認結果に基づき、補修の要否を判断し、要の場合は補修を実施する。 *：残留熱除去海水系炭素鋼配管 補機冷却海水系炭素鋼配管 復水補給水系炭素鋼配管 非常用ディーゼル機関付属設備冷却水系配管（海水系）	中長期
12	気体廃棄物処理系炭素鋼配管の外面腐食については、地中埋設部の代表部位の目視点検を実施する。	中長期
13	可燃性ガス濃度制御系設備等*の腐食については、肉厚測定を実施する。 *：可燃性ガス濃度制御系設備（配管） 蒸気式空気抽出器（胴）	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
14	炭素鋼配管及び低合金鋼配管内面のFAC，LDIについては，FAC，LDIに関する日本機械学会「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格 JSME S NH1-2006」を踏まえつつ，安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の可否を判断し，要の場合は社内指針を改定する。また，肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管（グラント蒸気系，原子炉冷却材浄化系）は，今後の減肉進展の実測データを反映した耐震安全性の再評価を実施する。 なお，配管の減肉を想定した耐震安全性評価手法に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の可否を判断し，要の場合は実施計画を策定する。	中長期
15	後打ちケミカルアンカの樹脂の劣化については，類似環境下にある機器の取替が行われる場合，調査を実施する。	中長期
16	機器付基礎ボルト等＊の腐食については，機器の取替が行われる場合，調査を実施する。 ＊：機器付基礎ボルト（基礎ボルト直上部） 後打ちメカニカルアンカ （後打ちメカニカルアンカ直上部，コンクリート埋込部） 後打ちケミカルアンカ （後打ちケミカルアンカ直上部） 主要変圧器（タンク，底板ビーム） 所内変圧器（タンク，底板ビーム）	中長期
17	可燃性ガス濃度制御系設備配管のクリープについては，内部の目視点検を実施する。	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
18	高圧難燃ＣＶケーブル等＊の絶縁体の絶縁特性低下については，原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果を反映し，長期健全性の再評価を実施する。 ＊：高圧難燃ＣＶケーブル ＫＧＢケーブル 難燃ＣＶケーブル 難燃一重同軸ケーブル 難燃二重同軸ケーブル 難燃三重同軸ケーブル 難燃ＰＮケーブル 難燃ＰＮケーブルの絶縁体の絶縁特性低下については，60年間の運転期間及び事故時雰囲気による劣化を想定した長期健全性試験を実施し，健全性の再評価を実施する。この再評価結果に基づき，保全への反映の可否を判断し，要の場合は実施計画を策定する。	中長期
19	端子台等＊の絶縁物の絶縁特性低下については，60年間の運転期間及び事故時雰囲気による劣化を想定した長期健全性試験を実施し，健全性の再評価を実施する。この再評価結果に基づき，保全への反映の可否を判断し，要の場合は実施計画を策定する。 ＊：端子台 （絶縁物：ジアリルフタレート樹脂， ポリフェニレンエーテル樹脂） 同軸コネクタ （絶縁物：テフロン，架橋ポリスチレン）	中長期

No.	保守管理の項目	実施時期※ ¹
20	計測装置のうち圧力伝送器／差圧伝送器（ダイヤフラム式）等＊の特性変化及び温度検出器（熱電対式，測温抵抗体式）の絶縁特性低下については，事故時雰囲気における動作が要求される場合，供用期間の経年変化を考慮した事故時耐環境性能評価に関して，日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」を考慮した検証を実施する。この検証結果に基づき，保全への反映の可否を判断し，要の場合は実施計画を策定する。 ＊：計測装置のうち圧力伝送器／差圧伝送器（ダイヤフラム式） 計測装置のうちSRNM前置増幅器 計測装置のうち放射線検出器（イオンチェンバ式）	中長期
21	原子炉格納容器内の電動（交流）弁用駆動部＊の絶縁特性低下については，60年間の運転期間における熱，放射線，機械的作用及び事故時雰囲気による劣化を想定した評価を実施する。 ＊：原子炉格納容器内の電動（交流）弁用駆動部 （固定子コイル，口出線・接続部品，ブレーキ電磁コイル）	中長期
22	原子炉格納容器外の電動（交流・直流）弁用駆動部＊の絶縁特性低下については，60年間の運転期間における熱，機械的作用及び事故時雰囲気による劣化を想定した評価を実施する。 ＊：原子炉格納容器外の電動（交流・直流）弁用駆動部 （固定子コイル，口出線・接続部品，ブレーキ電磁コイル，回転子コイル）	中長期
23	原子炉格納容器の電気ペネトレーション（モジュール型）の絶縁特性低下及び気密性低下については，60年間の運転期間及び事故時雰囲気による劣化を想定した長期健全性試験を実施する。この試験結果に基づき，保全への反映の可否を判断し，要の場合は実施計画を策定する。	中長期

※¹：実施時期における中長期とは平成21年10月24日からの10年間をいう。